



* 0 0 2 9 3 2 9 0 0 0 *

0029329-000

704-40

無尽会社社員読本

浅野信一・著

無尽学会

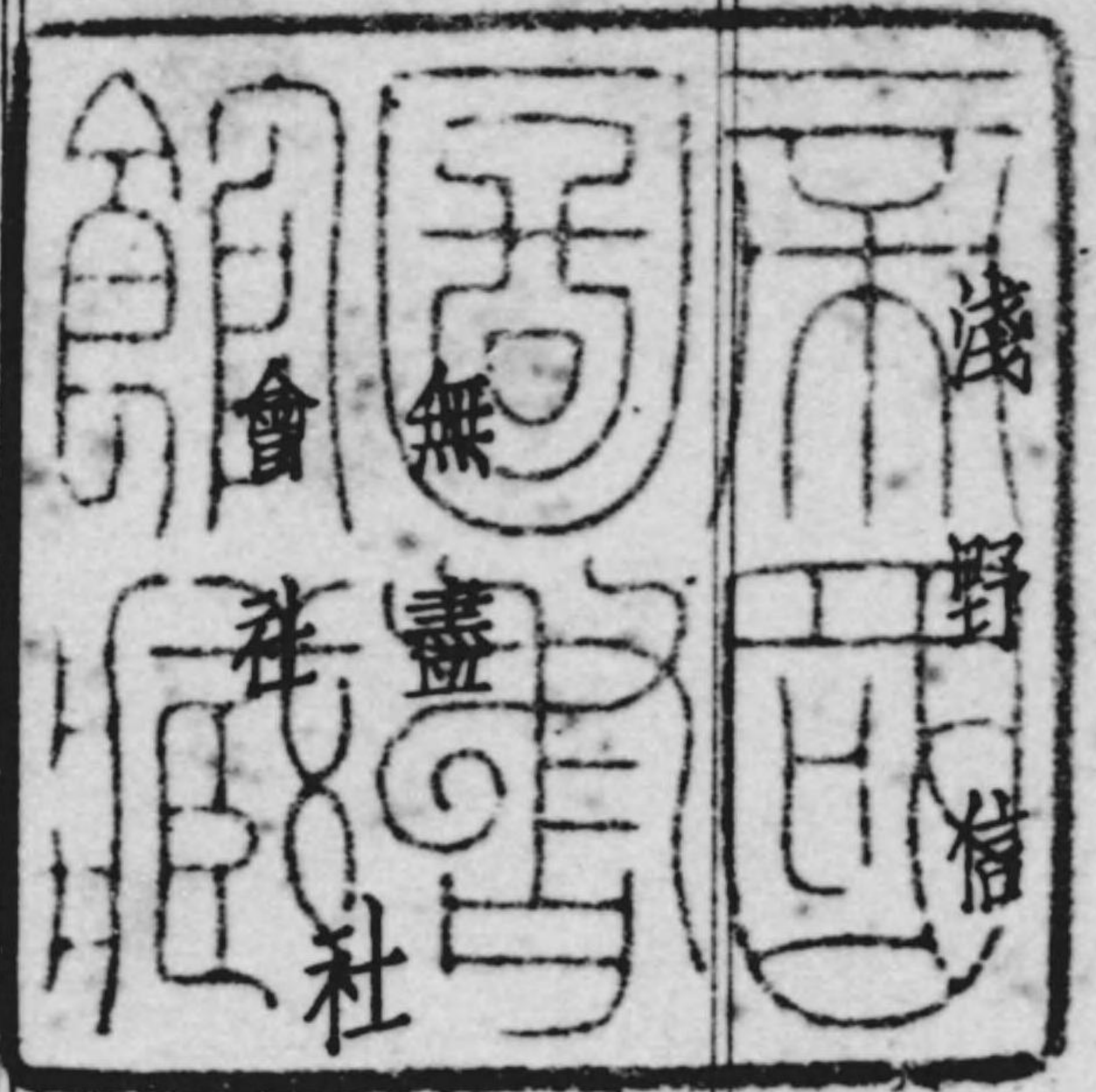
昭11

ADI



社會盡業
本讀員社
——
第一信野淺

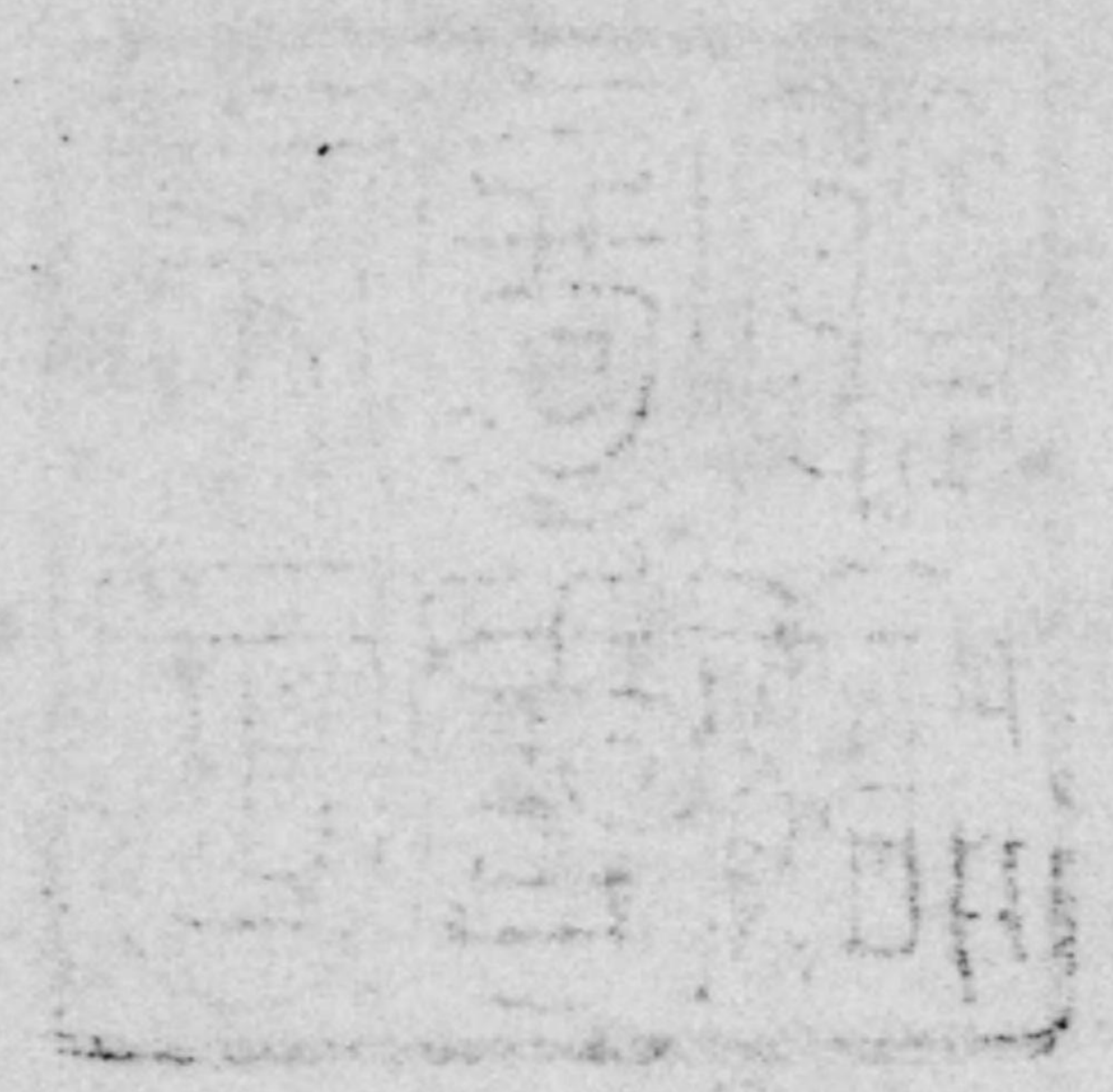
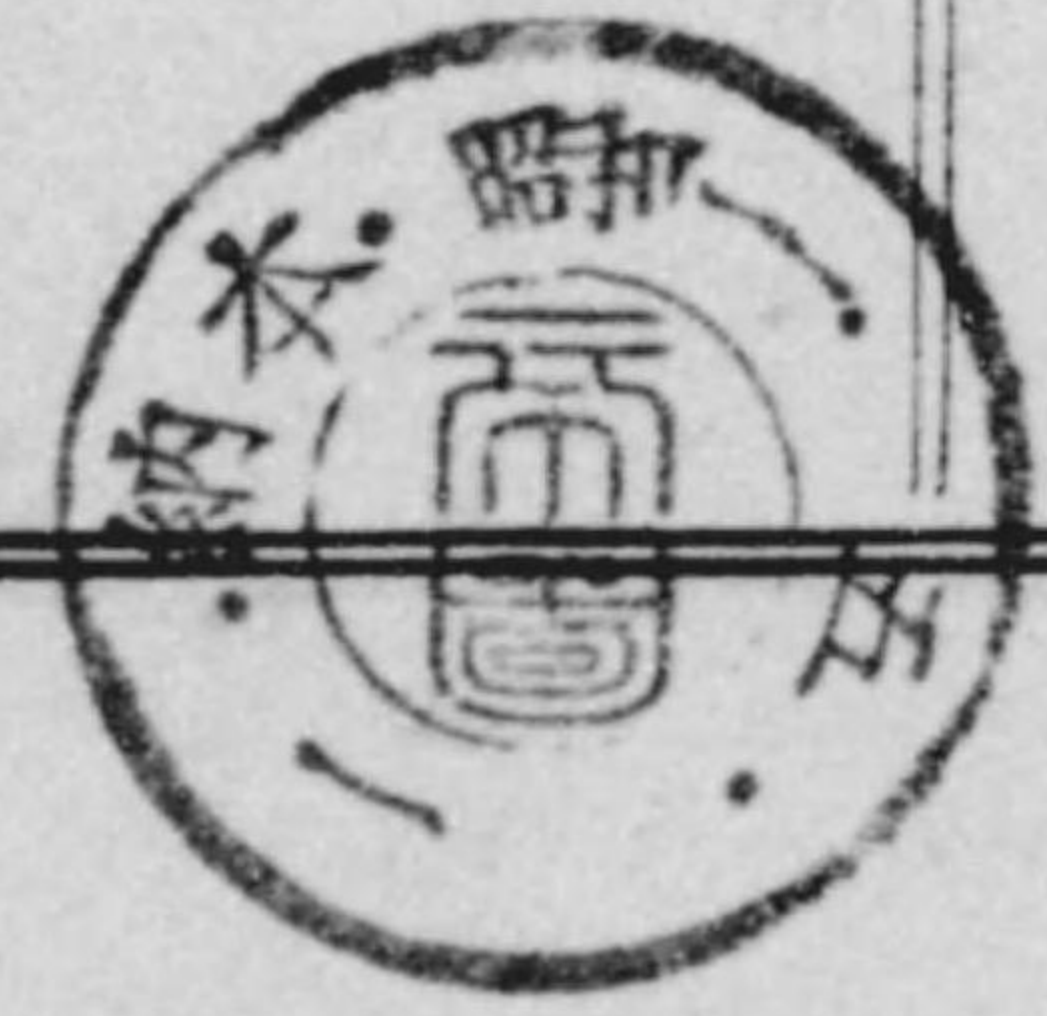




著

員讀本

無盡學會



1704-40

序

無盡會社に新らしく入社した人々の爲めに、無盡會社の仕事の輪廓を書いて見たのが此の社員讀本である。先年或所で多勢の無盡會社の社員に對し、無盡業務に關する數箇の試験問題を出した所が満點の人は少かつたと聞いて居る。各々受持の仕事に没頭して居ると、えて他の仕事には疎んじ勝ちとなるものである。然し乍ら無盡會社の仕事は全部の係が一致協力して、始めて効果を擧げることが出来るものであるから、會社全體の仕事の大體は知つて置く必要がある。此の意味に於て本讀本は古い社員の人にも亦何等か參考になること、考へて居る。

本讀本は「無盡通信」誌上に連載したものを纏め、それに少し許り手を入れたのみである。それ故或は冗長に過ぎ、又は簡に失した所があること、思

ふ。特に「整理」に就ては急いで入れたので甚だ不充分である。以上の點は
何れ改訂の時に補正したいと考へて居る。

切に讀者各位の批評と希望とを望む次第である。

昭和十一年四月

著者

目次

第一課 無盡會社	一
無盡會社の目的と制限(一) 會社の新設手續方法(二) 免許嚴重の理由(四)	
第二課 無盡なる方法	五
無盡の種類(五) 典型的無盡(六) 一口一組(七) 給付(八) 掛金(九) 給付回数と口 數 一口宛給付 抽籤入札類似方法(一〇) 給付金の性質(一一) 典型的無盡の定義 類 似無盡(一二) 類似無盡の實例(一三) 無盡の利息 會社側の利益金(一四) 加入者側の利益 金(一五) 營業無盡の長短(一六) 缺點を緩和する方法(一七)	
第三課 營業無盡の實際の組立	二三
東京式の例(一八) 大阪式の例(一九) 折衷式の例(二〇) 一組の代表(二一) 掛金の形式(二二) 抽入回数の方 最低手取金(二三) 差金の分配 給付金外の給付金(二四) 無盡組立上 の注意事項(二五) 豫定收支計算書 : 東京式、大阪式、折衷式(二六-二八) 剩餘金 無盡利益 金(二九) 實行豫定收支計算書 掛金表作成上の注意(三〇) 掛金表作成公式(三一)	

第四課 事業方法書及無盡契約々款 四九

|| 方法書と約款(四九) | 記載事項(五〇) | 缺口處理方法(五二) | 代理店の権限(五三) | 勧誘並に集
金費(五四) | 契約成立時期の二説(五五) | 契約効力發生時期(五七) | 事業方法書の例(五八) | 無盡
契約々款の例(六五) ||

第五課 募集より満會迄 七〇

第一節 募集——成立 七〇

|| 募集(七〇) | 加入嚴選(七一) | 契約申込書の例(七三) | 加入調書の例(七四) | 募集者の心得(七五)
| 團成立迄の手續(八〇) | 契約證書の例(八二) | 掛金者名簿(八四) | 加入者への禮狀(八五) ||

第二節 發會——抽籤入札會 八五

|| 初回開會の挨拶(八六) | 抽籤の方法 | 入札の方法(八八) | 抽籤入札権利者(八九) | 入札無効の
場合(九〇) | 受給付權拋棄と給付拒絶(九二) | 會執行調書(九三) | 入札差金の分配(九五) | 會執行
係の心得(九七) ||

第三節 掛金——集金 九九

|| 掛金の集金(九九) | 日掛の得失(一〇〇) | 日掛と未收掛金に就て(一〇三) | 集金の實際(一〇五) |
集金カード(一〇六) | 集金傳票の例(一〇七) | 集金の督勵監督方法(一〇九) | 掛金獎勵方法(一一一) |

集金人の心得(一二三) ||

第四節 給付 二六

|| 給付の順序 | 擔保の選擇(二七) | 給付申込擔保申出(二八) | 給付申込書の例(三〇) | 擔保、
保證人の注意書の例(三三) | 給付調査(三四) | 基準調査(三五) | 不動産擔保の場合(三六) |
對人信用の場合(三七) | 準備調査(三八) | 實地調査(三九) | 對人信用調査 | 調査事項の例(四三)
〇 | 調査上の注意點(四三) | 擔保の變更(四三) | 給付可否決定(四四) | 債權保全手續(四四) |
信用給付の場合 | 證書の例(四四) | 不動産擔保の場合 | 證書の例(四七) | 抵當權設定の注意
(四五) | 不動産擔保の場合(四五) | 給付(四五) | 給付計算書の例(四五) ||

第六課 解約——缺口補充 二六

|| 缺口の原因(二六) | 解除と解約の相異(二六) | 解約の條件と結果(二五) | 解約の手續(二六)
| 解約復活の場合(二七) | 組替の方法(二九) | 組替承諾書の例(二七) | 缺口補充に就て(二七) ||

第七課 權利義務の讓渡 二七

|| 受給付權の讓渡(二七) | 名義變更の場合(二八) | 名義變更の場合の注意(二八) ||

第八課 無盡に關する庶務 二八

|| 説明書の交付(二八) | 契約證書の再交付(二八) | 印鑑の改印届 | 住所異動届(二七) ||

第九課 資金運用……………二八六

業法第十條に就て(二八〇) 有價證券買入の範圍(二八六) 有價證券擔保貸付 不動産擔保貸付(二九〇) 拂込金限度貸付(二九二) 貸付の實際問題 貸付金額算出表(二九三) 貸付證書の例(二九四) 給付金限度貸付(二九五) 給付金限度貸付證書の例(二九六) 〓

第十課 所有財産の管理……………二〇〇

有價證券の管理 土地建物の管理(二〇一) 〓

第十一課 整理……………二〇一

濟口掛金の整理 整理開始期(二〇二) カード受渡整理簿 中間整理(二〇三) 催告書の例(二〇四) 信用給付の場合 整理表の例(二〇五) 強制執行の順序 執行文附與の申請(二〇七) 強制執行の委任(二〇八) 強制執行委任書(二〇九) 差押の執行 競賣期日の決定 競賣(二一〇) 不動産擔保の場合(二一一) 不動産競賣申立書(二一二) 競賣開始決定(二一三) 競賣期日及競賣期日決定(二一四) 競賣申請の注意(二一五) 競賣の實行(二一九) 競賣許可並に之に對する異議の申立(二二〇) 再競賣(二二二) 〓

第十二課 無盡記帳法……………二二四

第一節 無盡記帳法の原則……………二二四

無盡勘定科目(三三四) 勘定科目間の關係(三三五) 各勘定科目の性質 資産科目(三七七) 負債科目(三三八) 各勘定科目の發生増減(三三〇) 未收無盡掛金(三三二) 未拂無盡給付金(三三三) 未拂入札差金(三三四) 未拂解約返戻金(三三六) 無盡給付資金(三三九) 各科目間の關係等式(三四〇) 〓

第二節 記帳の實際と帳簿……………二四三

例題(三四三) 傳票(三四五) 帳簿 主要簿(三五五) 補助簿(三六三) 傳票に就ての注意(三六七) 主要簿に就ての注意(三六九) 補助簿に就ての注意(三七二) 各種補助元帳 未收無盡掛金各組別元帳 未拂無盡給付金各組別元帳(三七三) 未拂入札差金各組別元帳 未拂解約返戻金各組別元帳 無盡給付資金各組別元帳(三七四) 各種記入帳 掛金及入札差金各口別記入帳(三七五) 掛金各組別記入帳(三七七) 給付金各組別記入帳 解約返戻金各組別記入帳(三八二) 無盡利益金内課帳(三八三) 加入者名簿と星取表(三八四) 入金から記入帳までの表(三八五) 〓

第三節 日計表(月計表)……………二六六

第十三課 決算……………二八九

決算(二八九) 資産の評価(二九〇) 繰延資産負債の調査 無盡給付資金勘定の精査(二九三) 無盡利益金の算出 利益の組入方法(二九六) 支店計算の合併 假決算(二九五) 假決算表(二九六)

—總勘定元帳締切の例(三九七)—損益勘定の設定—残高試算表(三九九)〓

第十四課 監査會並株主總會……………二九九

第一節 監 査 會……………二九九

第二節 株 主 總 會……………三〇〇

第十五課 業 務 報 告 書……………三〇〇

〓業務報告書(三〇〇)—業務報告書作成の注意(三〇一)—營業報告書に就て(三〇二)—株主總會—
庶務の要件—資本金(三〇三)—準備金(三〇四)—無盡契約の状況(三〇五)—無盡狀況調書(三〇六)—無
盡取引諸勘定(三〇七)—有價證券(三〇八)—諸貸付金(三〇九)—假拂受金(三一〇)—營業用土地建物什
器(三一五)—現金—貸借対照表並損益計算書(三一六)〓

第十六課 監 査 書……………三〇一

〓監査書(三三三)—總況—無盡給付狀況調(三三〇)—甲號附屬表—未收無盡掛金調(三三七)—乙號
附屬表—役員に對す債權調(三三九)—不良債權調(三三〇)—多數口加入者調(三三一)—日計表(三三二)〓

第十七課 免 許 ・ 認 可 及 届 出 事 項……………三〇二

第一節 免 許 及 認 可 事 項……………三〇二

第二節 届 出 事 項……………三〇四

第十八課 加 入 者 保 護 規 定……………三〇六

〓業法の目的—取締役の無限責任(三三六)—自己無盡加入禁止(三三七)—給付額並掛金額變更の
禁止—重役改任免許取消(三三〇)〓

無盡社員讀本

無盡會社



無盡會社
の目的と
制限

淺野 信 一

爲し、又は貯蓄に便宜を與ふると共に兼ねて加入者に對する貸付及び一般に對する特定有價證券擔保貸付並に不動産擔保貸付等を行ふ所の民衆金融機關であります。他業は禁ぜられて居ります。多數人の金錢を取扱ふ金融機關、銀行、信託會社等々の何れもが準據法律を有し、且つ免許事業であると同様、無盡會社も亦「無盡業法」の支配下にあつて「免許事業」であり、而もそれは株式

會社に限定せられて居ります。

無盡會社の新設に付ては諸君には直接關係は無いのでありますが、只其の生れ出る迄に可成り苦心を要すると云ふことを知ることも亦社員の義務でありませうから、極めて簡単に述ぶることに致します。

無盡會社の發起人は會社を設立しない前に、先づ無盡業免許内伺書と云ふものを道府縣を通じて大藏省に提出致します。其の順序を更に詳しく申しますと、其の内伺書には大體(一)資本金額—無盡業法には三萬圓以上となつて居りますが、實際の取扱は十萬圓以上—、(二)名稱—必ず無盡の二字を入れねばなりません。—、(三)營業區域—無盡業法では一道府縣内と規定せられて居りますが、實際は其の一道府縣内の又一部しか許されぬ場合が少くありません。現在に於ても斯様な會社は相當あります。而してこれを定款中に記せねばなりません。—、(四)設立理由書、(五)定款、(六)事業方法書、(七)無盡契約々款、(八)少くとも六期間位の無盡募集豫想表、同無盡利益豫想表、同損益豫想表及び同利益金處分表、(九)發起人の資産身元調、(十)業務を擔當すべき者の氏名を記載せる書面、(十一)營業所を記載せる書面等々を添附致します。其の書類を

受付けた道府縣で下調をして免許しても宜しいかどうかの見込を付け、意見書所謂副申を附して大藏省に廻付します。大藏省は之を横縦から充分に審査して發起人の更改すべきものは更改せしめ、或は追加せしむる等、完全に無盡會社としての任務を遂行し得るや否やを吟味した後、これで宜しいと云ふ所で内免許書を下附するのであります。書類の提出から此の内免許書まで如何に早くも六ヶ月、長きは七年と云ふレコードもあります。勿論書類は提出したが何年経つても内免許にもならず、却下にもならぬと云ふものもあるやうであります。之等は恐らく一府縣何程と免許會社の數が一定せられて居りますので、資格はあるが許されぬと云ふ類であらうと想像されます。

さて内免許書が下附となつた。早速株主の募集、株金の拂込、會社の成立、となつて此度は正式の無盡營業免許申請書を提出するのであります。添附書類は内伺書と殆ど同一で、只此度は會社が出来上つて居るのでありますから、其の外に會社成立を證するもの、成立に至る迄の經過を證明するもの、免許申請前に於ける日計表、預ヶ先の預金證明書等を添附する要があります。

發起人の顔觸れが前と同一であれば直に本免許書が下附されるが、顔觸れに異動があると其の取調のため又時日を要するのは勿論であります。會社の設立登記は免許書到達後に始めて行はれるの

であります。免許を受けた日から六ヶ月内に業務を開始しないと、其の免許の効力が失くなつて終ふが、豫め大藏大臣の承認を受けたときは差支ないことになつて居ります。でありますから業務を開始した時は直に地方長官に届出を要するのであります。

以上のやうに無盡會社が生れる迄には相當の苦心、官民の手數、可成の時日、従つて費用も亦費されて居るのでありますから、會社本來の使命を假りに離れましても之を守り育て、健全なる發達を遂げしめなければならぬことは云ふ迄もなく、而して此の重任は一に諸君の肩に掛つて居るのであります。

免許嚴重
の理由

無盡會社の營業免許に當りまして、何故斯くの如き嚴重な審査を経なければならぬのかと申しますと、零細資金の吸収をする金融機關と致しまして、其の資金供給者を保護する建前上、當然こうなるべきでありませうが、一は無盡業法制定前の無盡會社にも責任があるのであります。

大藏省發行の「無盡に關する調査」と云ふ書物の「無盡營業者の不正な營業無盡に關する弊害」と云ふ項目の中に、

一、會社の基礎薄弱なること

一、會社の副業の多きこと

一、會社の資本金拂込を詐り設立登記を爲すこと

一、役員の身元不確實にして詐欺、文書偽造、横領、竊盜等の前科者多きこと

一、猥りに名門名士の名を連らね會社の信用を維持せんと一般を瞞著すること

とありますのを見ますと、當時の無盡會社が如何に悪かつたか。而してそれが今日の嚴重な審査の一部の原因となり、又一方世間一般をして今日尙無盡會社を蔑視せしむる遠因を爲して居ると云ふことがよくわかりませう。

第二課 無盡なる方法

無盡の種

無盡會社の主たる業務である「無盡」なる方法は、其の形式に於ては從來の無盡講、頼母子講と殆ど同様でありまして、講に於ける講元、世話人なる地位に無盡會社があるわけでありませう。然し乍ら無盡會社に於て行ふ「無盡」、即ち「營業無盡」は無盡業法に於て大體一定せる形を與へられて居るのであります。それを大別しますと、「典型的金銭無盡」と「金銭類似無盡」及び「有價證券類似

無盡」となりますが、今日「有價證券類似無盡」を實施して居る所もなく、又行はれさうもありませんので、凡ての研究に於て其の對象から省略されて居りますから、本讀本に於てもこれを省略することに致します。従つて冒頭に於ても此の點に觸れなかつたのでありまして、用語も亦單に「典型的無盡」と「類似無盡」と云ふことに致します。

典型的無盡

典型的無盡と申しますのは左の要件を備へたものを指します。

- 一、一定の口數を以て一組を爲して居ること
- 二、會社より加入者（無盡業法では掛金者と云つて居ります）への給付金額の一定せること
- 三、加入者より會社への掛金は一定し其の掛金の期日も亦定り居ること
- 四、給付の回數と口數と一致して居ること
- 五、一口宛順次に金錢の給付を爲すこと
- 六、毎回給付を受ける者を決める方法（給付の順位決定の方法と云ひます）は抽籤、入札又は之に類似せる方法たること
- 七、給付金は原則として其の組の加入者の拂込んだ掛金全體から支拂はれる仕組となつて居ること

と

口

右の條件に就て注意すべきことを申上げて見ませう。

- 1、口と云ふこと 口と云ふのは會社の株と似て居ります。即ち無盡に關する權利義務の單位であります。従つて一口即ち一人と解すべきでなく、一人で何口持つても構はぬのであります。（但し之は口と云ふもの、性質を説明上斯様に申すので、實際上は一人に多數の口を持たせることは慎まねばなりません）而して此の口の所有者が無いのを指して「缺口」と申して居りますが、一讀前の説明と矛盾して居る様でありますけれども、之は一定の口數を以て一組を爲して居る以上、口其のものが缺ける筈はありませんから「所有者」の「缺けた口」の上の方を省略したものと解すべきものでせう。

一組

- 2、一定の口數を以て一組を爲して居ること 之は（七）の要件と相關聯して無盡の無盡たる特質

でありまして、掛金額の決定、入札差金の算出（後述参照）無盡利益の計算（後述参照）に重大な關係があり、其の他種々な計算の單位となつて居ります。所謂無盡を「相互扶助」「自力更生」等と云ふのは皆茲から割出されたものであります。

給付と云ふこと 此の給付と云ふことを「貸付」と同じであると説かる、向もありませんが、「貸付」は「給付」の一種でありませうが、給付必ずしも貸付ではありません。預金の拂戻、掛金等何れも給付の一種であります。が無盡會社が加入者に金を渡す行爲に付いては前に申した貸付、拂戻、掛金等と云ふ適當な法律語又は一般の慣用語もありませんので、最も無難な當り障りの無い、而も無盡業法制定前の會社の採用して居りました「給付」と云ふ言葉を用ひたのであらうと思ひます。(此の言葉は貯蓄銀行法の定期積金に付ても用ひられて居ります)金を渡すことを「給付」と云ひますので渡した金、渡す金を「給付金」と申します。「給付金額」とは即ち其の金高を指すわけであります。此の「給付金額」は一組の無盡の代表者を勤めて居ります。例へば「千圓會」「五百圓會」「大阪式何種三百圓會」等と云ふ類です。尙此の「給付金額の一定」と云ふことに關聯しまして議論があります。普通千圓會と云ひますと何回目でも千圓の給付を受けるのでありますが、毎回の金額に差等があつても初めから決まつて居れば矢張り一定だと云ふのであります。假令ば初回七百圓、二回七百十圓、三回七百二十圓……終回千圓と云ふ具合です。言は、割引式千圓會とでも云ふ方法です。今日でも入札の場合には實際の手取金額から見れば割

引式なので、此の説も一理あると考へますが、大藏省では此の説を承認しませんから實際的には役立たぬこととなります。

掛金 4、掛金のこと 無盡業法には單に掛金となつて居りますが、實際に於ては「給付済口掛金」(給付金を受取つた口の掛金)と、給付未済口掛金(まだ給付金を受取らない口の掛金)とに分れ、兩者同額のもの、異なるもの等ありますが、異なる方が多いやうであります。此の給付済口掛金、給付未済口掛金と云ふ言葉は比較的新らしい言葉でありまして、所に依つては今尙地方々々の講に於て用ひられた其のまゝの言葉が用ひられて居ります。一例を挙げれば次のやうであります。

給付未済口掛金	給付済口掛金	給付未済口掛金	給付済口掛金
實 掛	空 掛	小 掛	大 掛
實 口	空 口	小 失 掛	大 失 掛
實 前	空 前	小 掛	利 掛
生 口	落 口	子 分	親 分
實 株	空 株	實 有	實 無

掛金の拂込期は、日掛、十五日掛、月掛、三月掛、年二回掛等種々ありますが、口數、掛金額等と相關聯して最適當なりと認められたものが採用されたわけで、給付回數と口數の如く一致しなければならぬと云ふ制限はありません。

給付回數と口數

5、給付回數と口數の一致のこと 之に就きましては掛金者側に於て任意に抽籤又は入札の權利を拋棄したるに因つて、事實給付の時期を繰延ぶるが爲めに實際の給付回數が減るのは差支ないことになつて居ります。

一口宛給付

6、一口宛給付のこと 之は(一)と(七)の要件の結果當然であります。之が無盡の缺點であると云ふことになつて居ります。然し乍ら無盡なる方法を採用する限り、無盡其のものから此の缺點を除くことは出来ません。が次の「類似無盡」其他貸付等の方法を以て或程度迄は之を緩和することが出来るのであります。

抽籤入札類似方法

7、抽籤又は入札に類似する方法のこと 抽籤や入札に付ては別に申上ぐる所はありませんが、只一ツ今日は種々精巧なる抽籤器出現のため、抽籤と云ふことは加入者自ら抽くのでなく、司會者

側に於て代つて行ふ場合が多くなつたことに留意せられたい。次に類似する方法とはどんな方法かと申しますと、入札類似の方法に付てはまだ考へ及ばぬのでありますが、抽籤類似の方法に付ては、要するに偶然の事實を利用すれば宜しいのでありますから例を擧ぐることが出来ます。例へば(イ)「座籤」と云ふ法、之は昔から行はれたもので、座布團の下に番號を書いた札を入れ置き、着座によつて當落が定ると云ふ方法、(ロ)賽を用ふる法、(ハ)眼隠しをした少年少女をして人を捉へしめ、其の人を當籤者と定むる法、(ニ)突出せるボタンを押せば上部に當落の文字の現はる、法等々、尙ほ幾多の例を考ふることが出来ます。

給付金の性質

8、給付金は原則として掛金から支拂はるゝと云ふこと之は(2)に於ても述べたる通り無盡の無盡たる特質であります。之が一箇々々としては資力なきものも、集つて一つの力となり其の大なる力を容易に利用せしめ得る所が無盡の妙味であります。貯蓄銀行も零細な資金は吸収しますが、いざ供給の段となりますと、一、二特別な大銀行を除いては殆ど働いて居りません。茲で留意すべきことは此の最後の要件は其のまゝ、文字として無盡業法の中に現はれて居ないことであります。が經濟的方面から見、且無盡と云ふもの、昔からの觀念と結び付いて斯くの如き結論に達

するのであります。又大藏省の例示された無盡簿記の記帳法、無盡收支豫定表等を見ますと、之が明かに現はれて居ります。然し乍ら此の點は最も重要な所でありますから、此の點に關する廣瀬大藏書記官の無盡業法講義の一節を採録致しませう。

『第四には掛金として集つた金銭を掛金者に給付する』と云ふことが要件になつて居るのであります。

此の點は多少説明を要すると存じますが、右に掲げました第四の要件は、我國古代からの制度を其の儘傳つた原始的な組合無盡に於て、講會の日に集つた講員の掛金を全部取纏めて即座に之を當日の落札者又は當籤者に交附致しますから第四の要件の如きは素直に當て嵌まりますが、營業無盡に於ては後にも説明致します通り、普通の組合無盡とは其の法律上の性質を異にして居りますから、従つて第四の要件も自ら異つた意味に解釋致したのであります。

即ち業法第一條には一方に於て一定の口數を定むべきことを規定して居りますが、而も他方之等口數を構成せる多數の加入者と、無盡業者との間に於ける無盡契約が如何なる性質を有すべきかと云ふ事に就ては單に第一條のみならず、無盡業法全體を通じて何等規定して居ないのであります。

であります。

茲に於て無盡契約の性質に付ては從來種々論議されて居るのでありますが、私は無盡契約は無盡業者と無盡加入者（掛金者）の各個人との間に締結されたる一種の無名契約であると解釋しまする結果、無盡業者の給付すべき金額は掛金として集れる金銭と何等必然的關係を有せしむる必要はないと思ふのであります。従つて掛金が一錢も集らない場合にも給付を致さなければならぬ。又掛金として集つた金銭は之を銀行に預け入れ、給付金として交附する金銭は掛金として集つたものにあらずして、業者の資本資産の運用として爲したる貸付金の取立に依つて得たる金銭であつても、一向差支が無いのであります。

以上は嚴密なる法律的解釋に基いて立論致しました結果でありますが、私が茲に無盡の意義を定むる際に當つて第四の要件を掲げました所以のものは、無盡が一種の金銭融通である以上、其の方法の内容を説明する必要があるからであります。即ち無盡なるものは掛金と給付金との間に何等關係なくして差支ないものであるかと申しますと、決してさうではありませぬ。

無盡の掛金額は常に給付金額を基礎として計算せらるべきものであります。固より毎回の掛

金額と、給付金額とは嚴格に符合する必要はありませんが、大體に於て一定の組に屬する多數の無盡加入者より掛金を集め、之を其の組に屬する加入者に順々に給付すると云ふことが無盡の根本觀念であり、又同時に無盡の根本の特色であります。而して此の特色は營業無盡たると組合無盡たるを問はず、總て共通に存して居るのであります。(中略)

金錢融通の方法には種々の態様があるのに對して無盡は此の第四の要件を以て其の獨特の態様として居るのであります。』

廣瀬書記官は無盡業法第一條の解釋からは現はれて來ないと説かれましたが、それは餘りに契約そのものゝみに重きを置かれた結果であつて、よくよく味へば文言全體から此の要件が觀取される様であります。

典型的無盡の定義

以上、典型的無盡に就き長い説明を致しましたが、之を壓縮しますと次の如くなるのであります。

類似無盡

本法ニ於テ無盡ト稱スルハ一定ノ口數ト給付金額トヲ定メ定期ニ掛金ヲ拂込マシメ一口毎ニ抽籤入札其ノ他類似ノ方法ニ依リ掛金者ニ對シ金錢ノ給付ヲ爲スヲ謂フ(無盡業法第一條前段)次に、類似無盡と申しますのは無盡業法第一條の後段に、

無盡類似ノ方法ニ依リ金錢ノ給付ヲ爲スモノ亦同ジ

とあるのがそれです。これだけ見るならば頗る簡單明瞭であります。さて今少しく詳細に説明せよと云ふことになればなか／＼難しいのです。

從來の説に依りますと、類似無盡と云ふのは曩に擧げた典型的無盡の要件中の一部を備へて居るか、又は無盡の根本的特質要件(一)及び(七)に類似せる特質を備へて居り、銀行とか信託、質屋等々の金融方法と比べてより無盡に近い金融方法を謂ふことになつて居ります。従つて其の範圍はハッキリ定つて居りませんから其の限界に付て問題の起きたときは、結局裁判官の認定に俟つより外は無いのであります。

然らば實例としては如何なるものがあるかと申しますと、

A 給付回数と口數の一致せざるもの

之にも亦種々と種類があります。

(イ) 例へば百口の無盡に於て回数を二十回、二十五回又は五十回等と爲し、毎回平均に五口、四口又は二口宛抽籤入札するもの

類似無盡の實例

(ロ) 抽籤法のみを用ゆる無盡に於て初回到抽籤を行ひ、總口に對する給付時期を定むるもので、毎回の給付口數平均するが如きもの

(ハ) 或回数迄は給付しないで、其の分は最後に給付するもの

(ニ) 最初の中に大部分給付して終ひ、後の方では給付がないもの

(ホ) 毎回の給付口數一定せず、貸金の都合で十口、五口、三口又は一口と云ふ風に給付するもの

右は例へば三ヶ年期間のものとして月一回開會なれば三十六回、口數も三十六口と云ふ場合に之を前記の様に改めやうと云ふのであるが、右の外(ヘ)從來使用の掛金表そのまゝとし、口數丈けを増すものもあります。而して其の増した口の給付時期は(ニ)、(ホ)何れの方法にも據ることが出来ず。實際上に應用する場合には(イ)と(ロ)とは大藏省の認可を受けられますが、残りのものに就ては當分受けられそうもありません。

B 給付金額に差等のあるもの

之等は前に一寸申し上げましたが、當初から給付金額に差等を設けたもの許りでなく、差金配當

保證を附するもの、或は掛金獎勵金を交附するもの迄も、其の結果に於て給付金額に差等あるものとして大藏省では取扱つて居る様であります。之等は前にも述べた如く典型的無盡と認め得る理由もある様ですから、現在では認可になつた例はありませんが、早晚認可せらるゝ運命にあるでせう。

C 掛金の豫め一定せざるもの

一般の無盡に於ては第何回の掛金は、取らぬ口は何程、取つた口は何程と始めから定つて居るのではありませんが、割戻の手續を省いて、先づ入札をし、落札額の決定した所で、そこで掛金を算出し、掛金額が定ると云ふ式もあります。

D 萬年無盡

池田龍藏先生は之を無期限式類似無盡と稱せられ、(一) 缺口補充萬年無盡、(二) 給付口脱退無盡、(三) 兩式併用萬年無盡の三つに分類せられて居ります。大藏省に於ては、

無盡契約期間ト無盡ノ存続期間ト一致セザルモノ例ヘバ三年無盡ニ於テ給付済者又ハ解約ノ生ズル毎ニ之ヲ補充スルニ新加入者ヲ以テシ其ノ新加入者ニ對シテ更メテ二||三年ノ新規契約ヲナシスノ如ニシテ無盡ノ存続期ヲ永久ナラシムルガ如キハ之ヲ認許セザルコト

無盡の利息

と云ふ方針を大正四年十月に決定して居りますので、これ亦當分實現せられますまい。

無盡なる方法の大體は以上の通りであります。右の方法を見た丈では金銭融通に付きもの、利息が何處から上るのか、如何にして利息が付くのか不明であります。之等會社の利益及び加入者の利益と云ふものは如何して生れて來るかと申しますと、それは主として掛金に依つて按配せられ、それに入札差金（所定給付金額より落札手取金額を差引きたる殘金）及び入札差金配當保證金、満期配當金等の補助制度を以て其の缺陷を補つて居るのであります。

會社側の利益金

先づ會社側の利益から云ふならば、千圓の給付金に對して千八十圓丈掛金を徴收すれば、其所に八十圓の開きがあります。これが即ち利益となるのです。それが何處で給付を受けても、例へば一番終ひに給付を受けても千八十圓を徴收する（加入者から見れば、千八十圓掛込んで千圓受取ることになる。こう云ふのを所謂東京式無盡と云ふ）場合には別段に問題はありませんが、中には終回は勿論、終回近くて給付を受くるもの、掛金が九百五十圓、九百圓、八百五十圓と云ふ仕組の無盡があります。（これ所謂大阪式無盡であります）そうしますと千圓との開き五十圓、百圓、百五十圓は反對に會社から補填せねばなりません。そこで此の補填額は他の早く給付を受くる口に負擔せ

しめなければなりません。而して之等の補填をして尙餘りある様にするのです。大阪式の早期給付濟口の掛金が概して高いと言はれるのはこう云ふわけです。要する所一組の各口の掛金額を總計して、而して給付金額と對比して始めて利益がわからうと云ふわけです。

此の外一組の中で一番少額な掛金でも千圓、即ち給付金と同額の無盡があります。（所謂折衷式無盡と云ひます）此の場合は補填額を要しませんから大阪式無盡より掛金が少額で濟むわけです。

加入者側の利益金

次に加入者側の利益を申しますと、前に述べた大阪式無盡に於ては前述の通り利息に相當する百五十圓、百圓、五十圓等を受取り、又其の上に入札差金の分配を受けるので、丁度貯蓄銀行の定期積金（月掛貯金）と同じでありますから別段問題はありませんが、東京式無盡及び折衷式無盡の様
に千圓以上掛けて千圓取る。千圓掛けて千圓取るのでは何の儲けも無い。これでは貯蓄目的の人は加入出來ないわけですが、入札差金の分配金、配當保證金（千八十圓掛けても入札差金分配金が百八十圓としますれば正味掛金九百圓となります。若し差金が百八十圓無かつた場合は其の不足額は會社に於て支拂ひ、百八十圓丈配當金は保證しますと云ふ其の金）等が按配されて、結果に於ては大阪式無盡と同様になるのであります。

加入者側の利益として申し上げたのは會の終りの方でお金を受取る人に就て申したのですが、途中でお金を受取つた人はどうなるかと申しますと、千圓なり五百圓の金を相當期間運用するのではありませんから、逆に會社に對して利息相當額を拂ふことになります。然し乍ら一回掛金が餘り多額ではありませんから受取つた金を巧に運用しますと、其の運用益で一回の掛金は浮いて來ることも少くありません。長期済し崩し、之が加入者側の利益の一に數へても宜いでせう。

營業無盡
の長短

事の序でに「營業無盡」の善い所、悪い所を擧げて見ませう。此の善い所、悪い所に就いては種々述べられて居りますが、それ等を綜合して見ますと次の様であります。

A 營業無盡の善い所

(1) 大きく社會的見地から見れば今日問題となつて居ります。

イ、中小産業資金難の緩和

ロ、資金の還元

であります。それから

ハ、自力更生の精神、貯蓄心の涵養

に役立ちます。次にこれを

(2) 個々の加入者の立場から考へますと、

イ、理解の容易

ホ、射倖的興味を伴ふこと

ロ、長期済し崩し

ヘ、契約條項の明かなること

ハ、對人信用貸付行はる

ト、會社の危険負擔

ニ、小さな資金で多額な資金を得らるゝこと

チ、取締役の無限責任

B 營業無盡の悪い所

イ、給付の時期の確定せざること

之れは一面射倖的興味を伴ふ原因でもあります。

ロ、一時に多數の給付希望者を満足せしめ得ないこと

ハ、中途解約者の救済に遺憾の點あること

忙しい此の世の中に(イ)及(ロ)の様な缺點があつては現代の金錢融通の方法としては適當でないと思ふ非難があります。尤もな次第でありますが無盡の特質が一定の口數で一組を爲して居ると云ふ關係上此の缺點は除くことが出來ません。大概のものは長所が即ち短所となるものです。此の一組

を爲して居ることが相互扶助、自力更生の依つて来る所であり、無盡會社が自己資金の少額なるにも拘はらず、而も他の力を借りずに大きな働らきをして居る所以なのです。而して中小産業者は何時も資金難に苦しめられて居るのですから、他に此の資金難を一掃する素晴らしい名案のない限り、例へ一回に一人でも資金難から救はれることは、救はれないよりましだと云ふことが出来ます。

尙一方給付金限度貸付（千圓會なら千圓迄確實な擔保を取つて貸付ける）、拂込限度貸付（掛金を拂込んだ範圍迄其の拂込金を見合に貸付る）等の方法を併せ用ふれば、或程度迄此の缺點を緩和することが出来ます。此の外抽籤入札の方法が原始的で不可とか、利廻の計算法が不明だと云ふ様な非難も聞えますが、無盡が前述の通り一組と云ふものを土臺として居る以上、給付の順位を定めるのにはこう云ふ方法を用ふる外に仕方ありません。勸業債券や其他社債の一部償還の場合には矢張り抽籤が行はれます。今日の土木請負等の場合も入札と云ふことは行はれて居ます。或一組の中から其の一部を選び出す場合には勢ひこうならざるを得ないでせう。方法が原始的だからと云つて一概に之を非難するのは當らない様です。利廻が不明だと云ふことも無盡會社が之を明にする意思があれば出来ることであり現に實行して居る所もあるのです。又さう云ふ方面から合理的な無盡も

缺點を
和する方
法

組立て得るのです。但し利廻の計算法に就てまだ定説がありませんから其の確立が第一です。之は非難せらるゝ學者方の研究に俟つより外は無い次第です。

以上善い所と悪い所を比べて見ますと、現下のやうに大資本萬能で中産階級以下は手も足も出ない時代に於ては、善い所の方が勝つて居る様に思はれるのですが、兎角世間では悪い所を彼是非難して善い方面を閉却し勝なのは甚だ遺憾千萬です。

第三課 營業無盡の實際の組立

無盡なる方法とはこんなものであると云ふことは前に述べましたが、それ丈では今日無盡會社でやつて居る實際の無盡と云ふものは少しもわかりませんから、實際の例を擧げてそれに解説を加へて見ませう。實例として無盡會社の營業案内を摘録して見ましたが之は實際の營業案内の全部又は其の一部を便宜上摘録したのですから其の積りで御覽を願ひます。

東京式の 一、東京式の例

觀音壽無盡に就いて

お観音様！、それは宇宙の御本體であり、眞理であり、目に見えない偉大なお力であり、無邊無量光壽佛であり、此の世の御親さまなのであります、随つて衆生は一人としてお観音様の子供でないものはありませぬ。

お観音様！、御親様なれば、その子供たる民衆の苦しみ哀しみ、悩み等を御救ひのため大慈大悲を御本願となし給ふのでありますから、昔より各宗の高祖や名徳を初め英雄も大事業家も皆此の観音様を厚く信仰したのであります。

お観音様！、その大慈大悲の巍巍たる威神力、観音妙智力等の厚き御加護の下に、観音無盡を開かせて頂き、民衆の福德の爲め、社會のため、御國の爲め、大君の爲めに忠誠なる御奉公をさせて頂くことを謹んで皆様へ深く感謝申し上げます。

掛金竝に抽籤入札要領

日掛金壹圓也	日掛日數千八百九十九日	回次	回数	抽籤入札
金壹千圓也	壹ヶ月二十七日掛	一一二	一	三十日一回
金參拾八圓也	回數七十六回	二	二	二十日一回
金五拾壹圓也	期間三年四月十日	一三三三	一	二十月三回
	契約給付金額	三四七六	四	十日一回
	通車料(壹口壹回五拾錢)		三	
	會社收得諸經費			

抽籤入札に就いて 初回抽籤貳回參回入札以下之に倣ひ參回目毎抽籤配當金

金壹千圓會 五拾錢

一、入札差金の分配

一、お拂込への奉仕 遅滞なくお拂込のお方に限り、會の都度左記の規定によつて一口毎にお車代を差上げます。

一、特別報謝金 左記回次に給付金を御受取の方へ遞増式に報謝金を差上ります

種別	圓會	壹千
47	1.00	
48	2.00	
49	3.00	
50	4.00	
51	5.00	
52	6.00	
53	7.00	
54	8.00	
55	9.00	
56	10.00	
57	11.00	
58	12.00	
59	13.00	
60	14.00	
61	15.00	
62	16.00	
63	17.00	
64	18.00	
65	19.00	
66	20.00	
67	21.00	
68	22.00	
69	23.00	
70	24.00	
71	25.00	
72	26.00	
73	27.00	
74	28.00	
75	29.00	
76	30.00	
77		

一、利益配當金

利益の内、必要な經費と僅な純益金を除いた剩餘金は加入者のお方へ分配致します。

大阪式の例

◆壹千圓會無盡(地組)の案内

口數 一組七十五口であります。

期間 二十日掛七十五回、四年一ヶ月十日で終ります。若し又期間を短縮したい御希望でしたら済

口未済口共に三年六ヶ月二十日（六十五回）の打切清算をも特に御認め致します。即ち済口は三十四（六六回―七五回）の掛金から五圓の獎勵金（十回分）を差引き二十五圓の拂込で打切り、未済口は六十五回に無盡金を支拂ひ其の後の掛金は賦きません。

會 日 二十日目毎に二ヶ月三回の開會です。例へば初回が五日とすれば次が二十五日、其の次が翌月の十五日、又其の次が翌々月の五日と云ふこととなります。夫れ故月によつては二十日目が一兩日相違する事もあります。

抽籤と入札 初回は抽籤、二、三回が入札、四回は抽籤、五、六回が入札と云ふ順序であります。

掛 金 毎回の掛金額は掛金表通りで漸次少額になつて行きますが拂込獎勵金はあるし、入札會の次會には差金分配額を掛金から差引きますから掛金の實額はすつと安くなります。

入 札 額 契約金の八割以上と云ふ事になつて居りますから、最低入札で御落札の方でも手取額が多く、従つて金利も非常に安くつきます。

入札差金の分配 會社は一錢も取得しませんで其の全額を落札口を除いた残りの全加入口（済口、未済口共）に次回に於て平等に分配致します。

拂込獎勵金 其の回の掛金を期日迄に拂込まれた方に限り其の都度五拾錢宛の拂込獎勵金を差上げます。毎回滞りなく御掛けになれば、此合計が三十七圓五十錢（未済口六十五回打切りの際は三十二圓五十錢）とな

ります。

當籤權の讓渡 當籤しても差當り無盡金の御入用のない方は相當の値段で他に當籤權の讓渡が出来ます。讓渡後は矢張り従前通り籤を引く事も出来ますから外に見られぬ楽しみが御座います。

加入の手續 會社で定めてあります申込書用紙に夫れも御記入御捺印の上一口毎に金拾圓の申込證據金を添へて御申込下さい。證據金は必ず會社所定の領收證書（社印並に社員の認印なきものは無効）と引換へに御渡しを願ひます。開會の日時は確定次第御通知を申し上げます。

無盡金の支拂 二名以上の連帶保證人が要ります。若し保證人が面倒なれば不動産、有價證券、電話若しくは弊社の無盡通帳（未済口）の擔保で結構です。手續済み次第迅速に御支拂致します。

加入者への金融 弊社の無盡通帳（未済口）は勿論、國債、特殊會社の株券、債券又は不動産擔保の貸金其の他場合に依つては契約金限度の貸付等も精々便利に御取扱ひ致します。其の他無盡の當籤權讓受による金融の御相談も歡迎致します。會社は事情御開取りの上出来る丈の便宜を御取計ひ致しますから御申出て下さい。加入者の利廻り 初回取りの方は無盡金を使つて六分九厘の利息につきますが、一方掛金には四分四厘の利息をつけますから其の差は僅かに二分五厘の計算となり極く低利であります。

終回取りの方は六十五回打切りで五分七厘の利廻りとなり他の金融機關に見られぬ有利な貯蓄であります。

掛 金 表

折衷式の 三、折衷式の例

(組 地)		二十日掛	壹千圓會
後當 の 掛 金 札	前當 の 掛 金 札	一組七十五口	至自 十一回
二〇、〇〇〇	一八、〇〇〇	至自 二十回	至自 二十一回
二〇、〇〇〇	一七、〇〇〇	至自 二十一回	至自 二十二回
一九、〇〇〇	一五、〇〇〇	至自 二十二回	至自 二十三回
一八、〇〇〇	一四、〇〇〇	至自 二十三回	至自 二十四回
一七、〇〇〇	一三、〇〇〇	至自 二十四回	至自 二十五回
一六、〇〇〇	一二、〇〇〇	至自 二十五回	至自 二十六回
一五、〇〇〇	一一、〇〇〇	至自 二十六回	至自 二十七回
一四、〇〇〇	一〇、〇〇〇	至自 二十七回	至自 二十八回
一三、〇〇〇	九、〇〇〇	至自 二十八回	至自 二十九回
一二、〇〇〇	八、〇〇〇	至自 二十九回	至自 三十回
一一、〇〇〇	七、〇〇〇	至自 三十回	至自 三十一回
一〇、〇〇〇	六、〇〇〇	至自 三十一回	至自 三十二回
九、〇〇〇	五、〇〇〇	至自 三十二回	至自 三十三回
八、〇〇〇	四、〇〇〇	至自 三十三回	至自 三十四回
七、〇〇〇	三、〇〇〇	至自 三十四回	至自 三十五回
六、〇〇〇	二、〇〇〇	至自 三十五回	至自 三十六回
五、〇〇〇	一、〇〇〇	至自 三十六回	至自 三十七回
四、〇〇〇	〇、〇〇〇	至自 三十七回	至自 三十八回
三、〇〇〇	〇、〇〇〇	至自 三十八回	至自 三十九回
二、〇〇〇	〇、〇〇〇	至自 三十九回	至自 四十回
一、〇〇〇	〇、〇〇〇	至自 四十回	至自 四十一回
〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	至自 四十一回	至自 四十二回

福德種無盡の栞 特徴 (積立金合計壹千圓空掛の毎月掛金は積立掛金より少額で掛易い)

▼契約給付金……壹千圓

▼期 間……八十ヶ月

▼掛 金……左表の通りであります

未給付掛金	壹千圓
給付済掛金	〇

掛込回数	積立月額	落札回数	返済月額
自一六六回	一五〇〇	自一十一回	一五〇〇
自一六七回	一〇〇〇	自二十回	一四五〇
自一六八回	〇	自二十一回	一四〇〇
		自二十二回	一三五〇
		自二十三回	一三〇〇
		自二十四回	一二五〇
		自二十五回	一二〇〇
		自二十六回	一一五〇
		自二十七回	一一〇〇
		自二十八回	一〇五〇
		自二十九回	一〇〇〇
		自三十回	九五〇
		自三十一回	九〇〇
		自三十二回	八五〇
		自三十三回	八〇〇
		自三十四回	七五〇
		自三十五回	七〇〇
		自三十六回	六五〇
		自三十七回	六〇〇
		自三十八回	五五〇
		自三十九回	五〇〇
		自四十回	四五〇
		自四十一回	四〇〇
		自四十二回	三五〇
		自四十三回	三〇〇
		自四十四回	二五〇
		自四十五回	二〇〇
		自四十六回	一五〇
		自四十七回	一〇〇
		自四十八回	五〇
		自四十九回	〇
		自五十回	〇

給付方法……第一回より第七十回迄は毎月壹口

第七拾壹回より第八十回迄は毎月参口(十日に壹口)

入札抽籤の方法……第五回・第拾回・第拾五回・第貳拾回・第貳拾五回・第參拾回・第參拾五回・第四拾回は抽籤、他は全部入札

最低手取金……契約給付金額の七割五分

當籤権利金……當籤した無盡を御使ひにならぬ方は、其の権利を御譲りになります場合は、無手数料で左の権利金を即時御立替して差上げます。壹千圓會 最高百五十圓

配當保證金……若し滿會まで一度も當籤しない方及當籤しても権利金少なく既拂の配當金を合せて左記金額に満たない方には特に、壹千圓會 百五十圓の配當保證を致しますから滿會積立の方も有利且つ趣味ある貯金法であります。

給付と擔保……此の無盡は加入者の利徳第一主義に組立て、あります。擔保は不動産又は有價證券（公債 勸業債券・株券・社債）電話等であります。

以上の三つ實例から前に述べた要件が備つて居り、尙ほ次の様なことを知ることが出来ませう。

一組の代表

一、一組の無盡は給付金額を以て代表せられて居ること

一組の無盡が千圓會、五百圓會と云ふ様に給付金額で代表せられて居ると云ふことは前にも一寸申しましたが、之は一方から無盡と云ふものは普通の預金や貯金又は貸金と違つて居る事を示して

居ります。即ち會社の方も加入者の方も始めから一定の目標が定つて居り其の範圍から出るわけには行かないのです。此の點は定期積金と同じであります。そこで營業無盡と云ふものを箇々の加入者と會社との關係からのみ考へれば、加入者は丁度千圓と云ふお金を割賦購買する様なものであり、會社は千圓と云ふお金を割賦販賣するのであります。有價證券類似無盡は一層明かにこう云はれます。之は餘談ですが、こう云ふ觀點から一般の物品無盡を營業無盡の中に入れなかつたのは法の手落と見られます。無盡は會社の商品であるから加入者が買ひ易く、飛び付き易くしなければならぬと云ふことを最近言はれるのは同じ様な考へ方から出たものでせう。

無盡業法に「無盡の種類」と云ふ言葉がありますが、それを表はす場合にも單に千圓會、五百圓會又は何種千圓會何種五百圓會と云ふ場合が多い様であります。

掛金の形式

二、掛金の形式にいろ／＼あること

同じ千圓會でも期間が違ひ、口数が違ひば掛金が違ふのは當然ですが、それにしても終回まで掛金の變らぬもの、掛金がだん／＼減つて行くもの、當籤落札前と後で違ふものと云ふ風にいろ／＼と形が違つて居ります。それを大きく分けると次の様になります。

イ、當籤落札前も後も掛金額の均一なもの 前記東京式の例
ロ、當落前は均一で當落後は變るもの

その變り方に二通りあります。一は前記折衷式の様
に當落の回に依つて掛金は變つて(遞減)居
るが、當落したら爾後の掛金は終回迄變らぬ
もので、他は前記大阪式の例の様
に當落した回に依つて掛金が變ると同時に
當落した後の掛金も同じ様に變つて行くもの

ハ、當落前も後も回に依つて變(遞減)つて行くが、前後に依つて掛金に區別のないもの

實例

自一回 二五圓 自一回 二四圓 自一回 二三圓 自一回 二二圓 自一回 一八圓
至一〇回 二五圓 至二〇回 二四圓 至三〇回 二三圓 至四〇回 二二圓 至四八回 一八圓

右當落前後共同じ

ニ、當落前は遞減して行くが、當落後は均一なもの

實例 當落前掛金

自一回 三五圓 自一回 三五圓 自一回 三五圓 自一回 三五圓
至四回 三五圓 至一八回 三五圓 至三六回 三五圓 至四九回 三五圓

當落後掛金

以上の様にいろ／＼形の違ふのは加入者の掛け易い様にと考へたり、或は會社の手許資金關係を考慮した結果であります。昔は形の複雑なのは加入者をして計算を不明ならしむる爲めである等と結果から推して詰らぬ説を爲した業者もあつた様ですが、今日では恐らくこんな考へ方をするものはありますまい。

抽入回数
の定め方

三、抽籤入札の回数
の定め方にいろ／＼あること
前記東京式と大阪式とは同じ様に初回抽籤、二回三回入札之を繰返して行きますが、折衷式は初回より四回迄入札、五回目抽籤、之を繰返し四十一回以後は全部入札と云ふことになつて居ります。中には全部抽籤、全部入札又は抽籤入札交互と云ふ所もあります。之等は地方の習慣なり、入札差金等の關係等から割出されるのであります。

最低手取
金

四、最低手取金にいろ／＼あること
入札の場合の最低手取金額は大藏省で七割以下に下つては不可と云ふことに定めて居ります。之は無盡業法制定前の無盡業者又は無盡講等で採算を度外視して入札し、其の結果非常に高利息なものとなり爾後の掛金が思はしくなく、本人許りでなく他の加入者にも迷惑を及ぼすと云ふ實例が多

かつたので、斯様に制限されたのですが、会社に依つて無盡の年限や掛金の關係等から前記實例の様に七割五分或は八割と云ふ様に更に其の内輪に制限して居る所が少くありません。

差金の分
五、入札差金の分配

給付金と落札手取額との差額が入札差金であります。之をどうするか、落札の場合は受取る金が給付金より少いからと云つて掛金が特別に低くなるわけではありませんから、此の差額を全部会社が貰ふと云ふことは出来ません。そこで其の一部（入札差金の二割迄）は会社で貰ふても宜いが、残りは全部加入者へ分配しなければなりません。会社に依つては實例の大阪式の様に入札差金を一錢も取らずに全部加入者へ分配する所もあります。其の他種々の分配方法があります。而して會社の營業の指針書たる事業方法書及無盡契約々款（後述）の中に此の分配方法を明記することになつて居ります。

給付金外
の給付金

六、給付金の外に會社から加入者へ給付する金があること
或人は給付金の外に加入者へ給付する金を準給付金と名付けて居ります。此の準給付金は實例丈でも、次の通りであります。

東京式……通車料、特別報酬金、利益配當金

大阪式……拂込獎勵金

折衷式……配當保證金

此の準給付金は加入者への奉仕、集金手数の省略、加入者の利廻をよくする等々の爲めに給付するものであります。此の資源は前に述べた入札差金の會社收得額を以て充てるもの、一般利益を以て充てるもの、等々會社に依つて違ひます。此の準給付金及前の入札差金の分配額は結局に於て加入者の掛金の減額となり貯蓄目的の加入者には其の利廻を向上せしめ、資金利用者に對しては其の利用利廻を低下せしめることになるのであります。従つて無盡を組立てる時は是等のものを考慮に入れなければならぬことは云ふ迄もありません。

營業案内には以上の外まだ書いてある事項もありますが、無盡の組立には關係がありませんから此處では觸れません。無盡の實際の組立に就ては以上の外左記のことを心得て居なければなりません。
無盡組立
上の注意
事項

1、給付金額は千圓迄を原則としてそれ以上に給付金額を上げたい時は特に大藏大臣の認可を要



します。今の所は最高五千圓迄です。千圓以上の無盡を多額無盡又は大額無盡と云ひます。此の多額無盡は何處にでも認可されるかと申しますと、営業期間、成績等難しい条件があり、それにパスしなければ駄目です。

2、期間は五年迄を原則としそれ以上は特に大藏大臣の認可を要します。之を長期無盡と稱し多額無盡同様難しい条件にパスしなければやれません。今の所十年迄は許されて居ります。

3、口数は百口迄を原則とし特に大藏大臣の認可を得れば百二十口迄は許可されます。之は月一回開會と致しますと丁度十年で前の(2)に照應するわけでありませう。

金額に付ては庶民金融と云ふ立場から餘り多額なのは感心しないし、年限に付ては貯蓄銀行の取扱と同様にて餘り長いのは加入者も會社も兩方に變動があるかも知れぬので不可と云ふわけせう。

豫定收支計算書

以上の様な「掛金表」から加入者の掛金關係はわかつたが會社の計算はどうなるか、營業上之は一番大切なことであります。そこでこれを一表に纏めて其の關係を見るのが「豫定收支計算書」であります。

剰餘金

前述致しました三つの無盡の豫定收支計算書は次の通りであります。

この計算書を見ますと、毎回の掛金の集り高(掛金合計高)と、支拂高(給付金)と、其の差引過不足と、剩つた金の累計とがわかります。會社の營業費や株主への配當は此の剰餘金から賄はれるわけです。毎回の差引過不足は凸凹がありますが、結局會社の剰餘金は終回の剰餘金がそれです。

此の剰餘金が給付金の合計に對して一割五分以上になつては不可と云ふのが大藏省の内規です。前記の實例を計算して見ませう。

種 類	給付金總額	剰 餘 金	割 合
東 京 式	七六、〇〇〇圓	六、七六四圓	八九厘
大 阪 式	七五、〇〇〇圓	七、九二〇圓	一〇五厘
折 衷 式	一〇〇、〇〇〇圓	八、九八六圓	八九厘

無盡利益

何れも制限内ではありますが、實際の會社の利益は、此の外見る通り途中迄剰餘累計額が可成り多くありますから、營業費を差引いても尙運用益があるわけです。此の掛金の剰餘金は即ち無盡會社の主たる利益たる「無盡利益金」と云ふ勘定科目で處理せられるのです。之は滿會のとき一度に利益に計

大阪式無盡豫定收支計算書

一日ノ給付金額1,000圓 口數75口 期間三年六月廿日 開會20日毎

日	抽入札	給付未済口			給付済口			抽金合計	給付金	差引	差引	備考
		口數	一	小計	口數	一	小計					
1	抽入札	75	18.00	1,350.00	1	20.00	20.00	1,350.00	1,000.00	350.00	350.00	
2	抽入札	74	"	1,332.00	"	"	40.00	1,332.00	"	352.00	702.00	
3	抽入札	73	"	1,314.00	"	"	60.00	1,314.00	"	354.00	1,056.00	
4	抽入札	72	"	1,296.00	"	"	80.00	1,296.00	"	356.00	1,412.00	
5	抽入札	71	"	1,278.00	"	"	100.00	1,278.00	"	358.00	1,770.00	
6	抽入札	70	"	1,260.00	"	"	120.00	1,260.00	"	360.00	2,130.00	
7	抽入札	69	"	1,242.00	"	"	140.00	1,242.00	"	362.00	2,492.00	
8	抽入札	68	"	1,224.00	"	"	160.00	1,224.00	"	364.00	2,856.00	
9	抽入札	67	"	1,206.00	"	"	180.00	1,206.00	"	366.00	3,222.00	
10	抽入札	66	"	1,188.00	"	"	200.00	1,188.00	"	368.00	3,590.00	
11	抽入札	65	17.00	1,170.00	"	"	220.00	1,308.00	"	305.00	3,895.00	
12	抽入札	64	"	1,152.00	"	"	240.00	1,308.00	"	308.00	4,203.00	
13	抽入札	63	"	1,134.00	"	"	260.00	1,311.00	"	311.00	4,514.00	
14	抽入札	62	"	1,116.00	"	"	280.00	1,314.00	"	314.00	4,828.00	
15	抽入札	61	"	1,098.00	"	"	300.00	1,317.00	"	317.00	5,145.00	
16	抽入札	60	"	1,080.00	"	"	320.00	1,320.00	"	320.00	5,465.00	
17	抽入札	59	"	1,062.00	"	"	340.00	1,323.00	"	323.00	5,788.00	
18	抽入札	58	"	1,044.00	"	"	360.00	1,326.00	"	326.00	6,114.00	
19	抽入札	57	"	1,026.00	"	"	380.00	1,329.00	"	329.00	6,443.00	
20	抽入札	56	"	1,008.00	"	"	400.00	1,332.00	"	332.00	6,775.00	
21	抽入札	55	15.00	990.00	19.00	19.00	420.00	1,335.00	"	335.00	7,110.00	
22	抽入札	54	"	972.00	"	"	440.00	1,338.00	"	338.00	7,448.00	
23	抽入札	53	"	954.00	"	"	460.00	1,341.00	"	341.00	7,789.00	
24	抽入札	52	"	936.00	"	"	480.00	1,344.00	"	344.00	8,133.00	
25	抽入札	51	"	918.00	"	"	500.00	1,347.00	"	347.00	8,480.00	
26	抽入札	50	"	900.00	"	"	520.00	1,350.00	"	350.00	8,830.00	
27	抽入札	49	"	882.00	"	"	540.00	1,353.00	"	353.00	9,183.00	
28	抽入札	48	"	864.00	"	"	560.00	1,356.00	"	356.00	9,539.00	
29	抽入札	47	"	846.00	"	"	580.00	1,359.00	"	359.00	9,898.00	
30	抽入札	46	"	828.00	"	"	600.00	1,362.00	"	362.00	10,260.00	
31	抽入札	45	"	810.00	"	"	620.00	1,365.00	"	365.00	10,625.00	
32	抽入札	44	"	792.00	"	"	640.00	1,368.00	"	368.00	10,993.00	
33	抽入札	43	"	774.00	"	"	660.00	1,371.00	"	371.00	11,364.00	
34	抽入札	42	"	756.00	"	"	680.00	1,374.00	"	374.00	11,738.00	
35	抽入札	41	"	738.00	"	"	700.00	1,377.00	"	377.00	12,115.00	
36	抽入札	40	"	720.00	"	"	720.00	1,380.00	"	380.00	12,495.00	
37	抽入札	39	"	702.00	"	"	740.00	1,383.00	"	383.00	12,878.00	
38	抽入札	38	"	684.00	"	"	760.00	1,386.00	"	386.00	13,264.00	
39	抽入札	37	"	666.00	"	"	780.00	1,389.00	"	389.00	13,653.00	
40	抽入札	36	"	648.00	"	"	800.00	1,392.00	"	392.00	14,045.00	
41	抽入札	35	14.00	630.00	18.00	18.00	820.00	1,395.00	"	395.00	14,440.00	
42	抽入札	34	"	612.00	"	"	840.00	1,398.00	"	398.00	14,838.00	
43	抽入札	33	"	594.00	"	"	860.00	1,401.00	"	401.00	15,239.00	
44	抽入札	32	"	576.00	"	"	880.00	1,404.00	"	404.00	15,643.00	
45	抽入札	31	"	558.00	"	"	900.00	1,407.00	"	407.00	16,050.00	
46	抽入札	30	"	540.00	"	"	920.00	1,410.00	"	410.00	16,460.00	
47	抽入札	29	"	522.00	"	"	940.00	1,413.00	"	413.00	16,873.00	
48	抽入札	28	"	504.00	"	"	960.00	1,416.00	"	416.00	17,289.00	
49	抽入札	27	"	486.00	"	"	980.00	1,419.00	"	419.00	17,708.00	
50	抽入札	26	"	468.00	"	"	1,000.00	1,422.00	"	422.00	18,130.00	
51	抽入札	25	"	450.00	"	"	1,020.00	1,425.00	"	425.00	18,555.00	
52	抽入札	24	"	432.00	"	"	1,040.00	1,428.00	"	428.00	18,983.00	
53	抽入札	23	"	414.00	"	"	1,060.00	1,431.00	"	431.00	19,414.00	
54	抽入札	22	"	396.00	"	"	1,080.00	1,434.00	"	434.00	19,848.00	
55	抽入札	21	"	378.00	"	"	1,100.00	1,437.00	"	437.00	20,285.00	
56	抽入札	20	"	360.00	"	"	1,120.00	1,440.00	"	440.00	20,725.00	
57	抽入札	19	"	342.00	"	"	1,140.00	1,443.00	"	443.00	21,168.00	
58	抽入札	18	"	324.00	"	"	1,160.00	1,446.00	"	446.00	21,614.00	
59	抽入札	17	"	306.00	"	"	1,180.00	1,449.00	"	449.00	22,063.00	
60	抽入札	16	8.00	288.00	12.00	12.00	1,200.00	1,452.00	"	452.00	22,515.00	
61	抽入札	15	"	270.00	"	"	1,220.00	1,455.00	"	455.00	22,970.00	
62	抽入札	14	"	252.00	"	"	1,240.00	1,458.00	"	458.00	23,428.00	
63	抽入札	13	"	234.00	"	"	1,260.00	1,461.00	"	461.00	23,889.00	
64	抽入札	12	"	216.00	"	"	1,280.00	1,464.00	"	464.00	24,353.00	
65	抽入札	11	"	198.00	"	"	1,300.00	1,467.00	"	467.00	24,820.00	
66	抽入札	10	"	180.00	"	"	1,320.00	1,470.00	"	470.00	25,290.00	
67	抽入札	9	"	162.00	"	"	1,340.00	1,473.00	"	473.00	25,763.00	
68	抽入札	8	"	144.00	"	"	1,360.00	1,476.00	"	476.00	26,239.00	
69	抽入札	7	"	126.00	"	"	1,380.00	1,479.00	"	479.00	26,718.00	
70	抽入札	6	"	108.00	"	"	1,400.00	1,482.00	"	482.00	27,199.00	
71	抽入札	5	"	90.00	"	"	1,420.00	1,485.00	"	485.00	27,683.00	
72	抽入札	4	"	72.00	"	"	1,440.00	1,488.00	"	488.00	28,169.00	
73	抽入札	3	"	54.00	"	"	1,460.00	1,491.00	"	491.00	28,658.00	
74	抽入札	2	"	36.00	"	"	1,480.00	1,494.00	"	494.00	29,149.00	
75	抽入札	1	"	18.00	"	"	1,500.00	1,497.00	"	497.00	29,642.00	
計		939.00	44.285.00		38.633.00		82,920.00	75,000.00		7,920.00		

東京式無盡豫定收支計算書

一日一圓 一月廿七日 一口ノ給付金額1,000圓 口數76 期間三年四月十日 1-17日 月一開 13-33 廿日一開 34-76 十日一開

日	抽入札	給付未済口			給付済口			抽金合計	給付金	差引	差引	備考
		口數	一	小計	口數	一	小計					
1	抽入札	76	27.00	2,052.00	1	27.00	27.00	2,052.00	1,000.00	1,052.00	1,052.00	
2	抽入札	75	"	2,025.00	"	"	54.00	"	"	"	2,104.00	
3	抽入札	74	"	1,998.00	"	"	81.00	"	"	"	2,156.00	
4	抽入札	73	"	1,971.00	"	"	108.00	"	"	"	2,208.00	
5	抽入札	72	"	1,944.00	"	"	135.00	"	"	"	2,260.00	
6	抽入札	71	"	1,917.00	"	"	162.00	"	"	"	2,312.00	
7	抽入札	70	"	1,890.00	"	"	189.00	"	"	"	2,364.00	
8	抽入札	69	"	1,863.00	"	"	216.00	"	"	"	2,416.00	
9	抽入札	68	"	1,836.00	"	"	243.00	"	"	"	2,468.00	
10	抽入札	67	"	1,809.00	"	"	270.00	"	"	"	2,520.00	
11	抽入札	66	"	1,782.00	"	"	297.00	"	"	"	2,572.00	
12	抽入札	65	"	1,755.00	"	"	324.00	"	"	"	2,624.00	
13	抽入札	64	18.00	1,728.00	18.00	18.00	351.00	1,728.00	1,358.00	368.00	2,676.00	
14	抽入札	63	"	1,701.00	"	"	378.00	"	"	"	2,728.00	
15	抽入札	62	"	1,674.00	"	"	405.00	"	"	"	2,780.00	
16	抽入札	61	"	1,647.00	"	"	432.00	"	"	"	2,832.00	
17	抽入札	60	"	1,620.00	"	"	459.00	"	"	"	2,884.00	
18	抽入札	59	"	1,593.00	"	"	486.00	"	"	"	2,936.00	
19	抽入札	58	"	1,566.00	"	"	513.00	"	"	"	2,988.00	
20	抽入札	57	"	1,539.00	"	"	540.00	"	"	"	3,040.00	
21	抽入札	56	"	1,512.00	"	"	567.00	"	"	"	3,092.00	
22	抽入札	55	"	1,485.00	"	"	594.00	"	"	"	3,144.00	
23	抽入札	54	"	1,458.00	"	"	621.00	"	"	"	3,196.00	
24	抽入札	53	"	1,431.00	"	"	648.00	"	"	"	3,248.00	
25	抽入札	52	"	1,404.00	"	"	675.00	"	"	"	3,300.00	
26	抽入札	51	"	1,377.00	"	"	702.00	"	"	"	3,352.00	
27	抽入札	50	"	1,350.00	"	"	729.00	"	"	"	3,404.00	
28	抽入札	49	"	1,323.00	"	"	756.00	"	"	"	3,456.00	
29	抽入札	48	"	1,296.00	"	"	783.00	"	"	"	3,508.00	
30	抽入札	47	"	1,269.00	"	"	810.00	"	"	"	3,560.00	
31	抽入札	46	"	1,242.00	"	"	837.00	"	"	"	3,612.00	
32	抽入											

折衷式無盡豫定收支計算書

一口給付金額 1,000圓 口数 100口 期間六年八月 70回マア毎月1回 71回ヨリ毎月3回

回数	人ハ抽籤	給付未満口数			給付済口数			給付金	差引金	差引金計
		口数	一口	小計	口数	一口	小計			
1	入	100	15.00	1,500.00			1,500.00	1,000.00	500.00	500.00
2	入	99		1,485.00	1	15.00	1,500.00		500.00	1,000.00
3	入	98		1,470.00	2		30.00	1,500.00	500.00	1,500.00
4	入	97		1,455.00	3		45.00	1,500.00	500.00	2,000.00
5	入	96		1,440.00	4		60.00	1,500.00	500.00	2,500.00
6	入	95		1,425.00	5		75.00	1,500.00	500.00	3,000.00
7	入	94		1,410.00	6		90.00	1,500.00	500.00	3,500.00
8	入	93		1,395.00	7		105.00	1,500.00	500.00	4,000.00
9	入	92		1,380.00	8		120.00	1,500.00	500.00	4,500.00
10	入	91		1,365.00	9		135.00	1,500.00	500.00	5,000.00
11	入	90		1,350.00	10		150.00	1,500.00	500.00	5,500.00
12	入	89		1,335.00	11	14.50	164.50	1,499.50	499.50	5,999.50
13	入	88		1,320.00	12		179.00	1,499.00	499.00	6,498.50
14	入	87		1,305.00	13		193.50	1,498.50	498.50	6,997.00
15	入	86		1,290.00	14		208.00	1,498.00	498.00	7,495.00
16	入	85		1,275.00	15		222.50	1,497.50	497.50	7,992.50
17	入	84		1,260.00	16		237.00	1,497.00	497.00	8,489.50
18	入	83		1,245.00	17		251.50	1,496.50	496.50	8,986.00
19	入	82		1,230.00	18		266.00	1,496.00	496.00	9,482.00
20	入	81		1,215.00	19		280.50	1,495.50	495.50	9,977.50
21	入	80		1,200.00	20		295.00	1,495.00	495.00	10,472.50
22	入	79		1,185.00	21	14.00	309.00	1,494.00	494.00	10,966.50
23	入	78		1,170.00	22		323.00	1,493.00	493.00	11,459.50
24	入	77		1,155.00	23		337.00	1,492.00	492.00	11,951.50
25	入	76		1,140.00	24		351.00	1,491.00	491.00	12,442.50
26	入	75		1,125.00	25		365.00	1,490.00	490.00	12,932.50
27	入	74		1,110.00	26		379.00	1,489.00	489.00	13,421.50
28	入	73		1,095.00	27		393.00	1,488.00	488.00	13,909.50
29	入	72		1,080.00	28		407.00	1,487.00	487.00	14,396.50
30	入	71		1,065.00	29		421.00	1,486.00	486.00	14,882.50
31	入	70		1,050.00	30		435.00	1,485.00	485.00	15,367.50
32	入	69		1,035.00	31	13.50	448.50	1,483.50	483.50	15,851.00
33	入	68		1,020.00	32		462.00	1,482.00	482.00	16,333.00
34	入	67		1,005.00	33		475.50	1,480.50	480.50	16,813.50
35	入	66		990.00	34		489.00	1,479.00	479.00	17,292.50
36	入	65		975.00	35		502.50	1,477.50	477.50	17,770.00
37	入	64		960.00	36		516.00	1,476.00	476.00	18,246.00
38	入	63		945.00	37		529.50	1,474.50	474.50	18,720.50
39	入	62		930.00	38		543.00	1,473.00	473.00	19,193.50
40	入	61		915.00	39		556.50	1,471.50	471.50	19,665.00
41	入	60		900.00	40		569.50	1,469.50	469.50	20,134.50
42	入	59		885.00	41	13.00	583.00	1,468.00	468.00	20,602.50
43	入	58		870.00	42		596.00	1,466.00	466.00	21,068.50
44	入	57		855.00	43		609.00	1,464.00	464.00	21,532.50
45	入	56		840.00	44		622.00	1,462.00	462.00	21,994.50
46	入	55		825.00	45		635.00	1,460.00	460.00	22,454.50
47	入	54		810.00	46		648.00	1,458.00	458.00	22,912.50
48	入	53		795.00	47		661.00	1,456.00	456.00	23,368.50
49	入	52		780.00	48		674.00	1,454.00	454.00	23,822.50
50	入	51		765.00	49		687.00	1,452.00	452.00	24,274.50
51	入	50		750.00	50		700.00	1,450.00	450.00	24,724.50
52	入	49		735.00	51	12.00	712.00	1,447.00	447.00	25,171.50
53	入	48		720.00	52		724.00	1,444.00	444.00	25,615.50
54	入	47		705.00	53		736.00	1,441.00	441.00	26,056.50
55	入	46		690.00	54		748.00	1,438.00	438.00	26,494.50
56	入	45		675.00	55		760.00	1,435.00	435.00	26,929.50
57	入	44		660.00	56	11.00	771.00	1,431.00	431.00	27,360.50
58	入	43		645.00	57		782.00	1,427.00	427.00	27,787.50
59	入	42		630.00	58		793.00	1,423.00	423.00	28,210.50
60	入	41		615.00	59	8.00	801.00	1,416.00	416.00	28,626.50
61	入	40		600.00	60		809.00	1,409.00	409.00	29,035.50
62	入	39		585.00	61		817.00	1,402.00	402.00	29,437.50
63	入	38		570.00	62	5.00	822.00	1,392.00	392.00	29,829.50
64	入	37		555.00	63		827.00	1,382.00	382.00	30,211.50
65	入	36		540.00	64		832.00	1,372.00	372.00	30,583.50
66	入	35		525.00	65	2.00	834.00	1,359.00	359.00	30,941.50
67	入	34	10.00	510.00	66		836.00	1,346.00	346.00	31,287.50
68	入	33		495.00	67		836.00	1,333.00	333.00	31,620.50
69	入	32		480.00	68		836.00	1,320.00	320.00	31,940.50
70	入	31		465.00	69		836.00	1,307.00	307.00	32,247.50
71	入	30		450.00	70		836.00	1,294.00	294.00	32,541.50
72	入	29		435.00	71		836.00	1,281.00	281.00	32,822.50
73	入	28		420.00	72		836.00	1,268.00	268.00	33,090.50
74	入	27		405.00	73		836.00	1,255.00	255.00	33,345.50
75	入	26		390.00	74		836.00	1,242.00	242.00	33,587.50
76	入	25		375.00	75		836.00	1,229.00	229.00	33,816.50
77	入	24		360.00	76		836.00	1,216.00	216.00	34,032.50
78	入	23		345.00	77		836.00	1,203.00	203.00	34,235.50
79	入	22		330.00	78		836.00	1,190.00	190.00	34,425.50
80	入	21		315.00	79		836.00	1,177.00	177.00	34,602.50
81	入	20		300.00	80		836.00	1,164.00	164.00	34,766.50
82	入	19		285.00	81		836.00	1,151.00	151.00	34,917.50
83	入	18		270.00	82		836.00	1,138.00	138.00	35,055.50
84	入	17		255.00	83		836.00	1,125.00	125.00	35,180.50
85	入	16		240.00	84		836.00	1,112.00	112.00	35,292.50
86	入	15		225.00	85		836.00	1,099.00	99.00	35,391.50
87	入	14		210.00	86		836.00	1,086.00	86.00	35,477.50
88	入	13		195.00	87		836.00	1,073.00	73.00	35,550.50
89	入	12		180.00	88		836.00	1,060.00	60.00	35,610.50
90	入	11		165.00	89		836.00	1,047.00	47.00	35,657.50
91	入	10		150.00	90		836.00	1,034.00	34.00	35,691.50
92	入	9		135.00	91		836.00	1,021.00	21.00	35,712.50
93	入	8		120.00	92		836.00	1,008.00	8.00	35,720.50
94	入	7		105.00	93		836.00	995.00		35,715.50
95	入	6		90.00	94		836.00	982.00		35,697.50
96	入	5		75.00	95		836.00	969.00		35,666.50
97	入	4		60.00	96		836.00	956.00		35,622.50
98	入	3		45.00	97		836.00	943.00		35,565.50
99	入	2		30.00	98		836.00	930.00		35,495.50
100	入	1		15.00	99		836.00	917.00		35,412.50
計				1,000.00	67.165.00		41,821.50	108,986.50	100,000.00	8,986.50

上するのが一番理想的かも知れませんが、それでは毎期の決算上困るので毎回又は一期間纏めて其の回又は其の期間中に生じた剰餘金に相當する額を無盡利益に計上するのです。之を「無盡利益の組入」と申して居りますが、此の無盡利益の組入れ方法を一步誤ると會社の生命に係ることになりますので中々油断が出来ません。それで之も事業方法書の中に書き入れることになつて居ります。右の豫定收支計算書は名前の通り豫定であります。若し無盡會が此の通りに進行して行くのなら申分がありませんが、何分當ごとと何とやらは向ふから外れると申します通り缺口が出来たり、掛金が集らなかつたり、當籤した人が金は満會に貰ひたいと云つたり、落札した人に擔保の關係で金を渡すことが出来なかつたりするので此の豫定が狂つて來ます。それに伴つて剰餘金に變化を來します。即ち利益に異動が生じて參ります。そこで無盡利益の組入の際此の異動を見ないで豫定收支計算書通りの利益を上げて行くと満會になつて足らなくなつたと云つて大騒ぎをすることになるのです。此の剰餘金はバランスの上では「無盡給付資金勘定」の中に含まれて居りますから、組毎の此の勘定の残高と其の内容とに留意して居れば宜いのです。そこでこう云ふ煩しさを防ぐ爲めに豫算に對する實行豫算の様に、豫定收支計算書に對して實行豫定收支計算書を作つて置くのが一番安全です。

實行豫定收支計算書は從來の實績を勘案して

- 一、解約、缺口率
- 二、入金率
- 三、給付率

を定め、右の率に基いて豫定收支計算書を作成しますと、其所に實際に近い剩餘金が現はれます。それを基にして利益の組入割合を定めるならば餘り大なる誤は生じません。

無盡の組立の中心は何と云つても掛金表ですから、掛金表の作成に就て心得べき點を簡単に述べて見ませう。

一、他人の眞似をするな

他會社の成績が宜しい、掛金表が宜しい、そんならそれを此方でもやつて見やうと云ふので、其の掛金表をそのまま持つて來て少し許り手を入れて實行すると云ふことは一寸やつて見たい所ですが、それは甚だしい誤りです。會社には各々違つた沿革があり、得意先の状態が違ひ、土地の事情が違ひます。それ等の點を考へないで唯形丈眞似るならば思はぬ失敗を招きます。眞似をするなら

ば掛金表組立の根本の目的なり、精神なりを取つて範とすべきであります。

二、環境に順應したものを作れ

之は前と同じことを云つて居る様なものです。土地柄、習慣、加入者の種類、階級層、經濟状況、資金需要者が多いか、貯蓄希望者が多いか等を充分に調査研究して、最も歓迎され得ると考へたものを作ることが必要です。但し一から十迄加入者本位でも困ります。場合に依つては當方で加入者を訓練する位の意氣込を忘れてはなりません。

三、最高掛金額を減すな

在來の掛金表を變更する場合に、やゝもすると在來の最高掛金額（一回掛金額）を減少せしめて、一層加入に便ならしめ様と云ふ傾向があります。之は大に考へなければなりません。或は一時的には募集が容易となるかも知れないが加入者の質は低下する、未收が増す、事故が多くなり、結局に於ては損をすることになります。

さて一度下けて今度上げ様と思つても其の時はなか／＼苦しみます。一回掛金の高い事は一面自然的の加入嚴選となりますから此の點は充分考へねばなりません。

四、名目上の會社收得歩合に重きを置くな

此の頃會社の收得歩合が一割五分では商賣が成立たぬと云ふ議論をする人があり共鳴者も多い様ですが、今でさえ高利廻りだとの非難があるのに、更に會社の收得歩合を増加したなら尙更非難が多くならうし、且つそれでは加入者が無くなる場合も生じます。問題は寧ろ豫定收支計算上の利益を完全に擧げ得るや否やにあるのですから、單に豫定收支計算上の計算利益歩合のみに囚はれてそれが實際に於ても動かぬものか、若し動いても別の方法でそれ丈の利益を擧げ得るかどうかと云ふことを考へないと、それは結局畫いた餅と同じになります。之は前に申した實行豫定收支計算書を作つて見ればわかります。

五、濟口と未濟口の掛金の開きに留意せよ

之は前に述べたことを具體的に別の方から云つたに過ぎません。濟口と未濟口の掛金の開きと云つたのは大阪式無盡の場合に於て未濟口の最低と、濟口の最高との開きを指して居るのです。

無盡種類	濟口最高掛金	未濟口最低掛金	開き
甲 千圓會	三四圓	八圓	二六圓

乙 千圓會	二六圓	一六圓	一〇圓
丙 千圓會	二〇圓	一四圓	六圓

此の三つの掛金表で何れの開きが宜しいかと云ふと、最後の丙がよいのです。と云ふのは若しも最高掛金を掛くべき口が所謂給付拒絶となつた場合を考へて見ますと、甲は拒絶の結果餘裕を生じた千圓を八圓を掛ける期間中、之を運用して二十六圓の利益を擧げなければならぬ。即ち月二分六厘、年三割一分に運用しなければ豫定の利益を擧げることが出来ないのです。現在年三割の運用は果してどうでせうか。乙は月一分、年一割二分之なら限度貸付金に運用しても可能でせう。丙は年七分二厘之なら又一層容易となるでせう。この開きは濟口の最高と未濟口の最低を比べたのですが、同じ掛金回数の場合でも亦同じ様に云はれます。後者の場合を目標にしてお話すると其所さへ甘く行けば宜いと云ふ風に誤解せられ勝ちですから、右の如き例を採つた次第であります。

六、缺口、未收を考慮に入れよ

現在の營業無盡は缺口と未收は或程度迄は不可避でせう。然し度を越しては商賣が出来ませんが、其の或程度の缺口、未收が生じてても他の組の餘裕金や、會社の資本金に喰ひ込まぬ様其の組の

ものは其の組で處理する。茲にも自力更生が行はれる様な掛金表を作らなければならないのです。然し之はなか／＼難しい所です。よく／＼研究を要します。

七、期間と收得歩合、利廻の關係を合理的ならしめよ

五年でも一割五分の收得歩合、三年でも一割五分の收得歩合では不合理です。最近此の收得歩合を期間に應ずる様當局の取扱を改めて貰ひたいと云ふ聲が長期無盡の擴大に伴つて起つたのは當然でせう。十年でも一割五分、十五年でも一割五分ではたまりません。

最終受給付者の利廻りも三年でも五分、五年でも五分としたらこれ亦妙です。銀行の預金利子歩合も短期より長期は歩合がよくなつて居ます。中途受給付者の資金利用利廻りも勿論期間に依つて違ふのが當然です。此の方は利廻りの計算に種々ありますから最高の總掛金高を押へて見るのが早いでせう。例へば五年千圓會でも千二百五十圓、四年千圓會でも千二百五十圓の掛金では後者が利廻りは高いと云ふことはわかります。

八、金額と會社收得歩合の關係を注意せよ

千圓會五年と、五百圓會五年とでは之に要する經費は十と五と云ふ割合には行きません。十と

六、又は六、五と云ふ様な割合になるものです。だから五百圓會の掛金は千圓會の半額と云ふのがありますが、之は何れかと云へば合理的ではありません。

九、奨励金、配當保證金を活用せよ

掛金のみではなか／＼合理的に行かぬ場合が少なくありません。その時は奨励金、配當保證金等を活用して加入者の利益を圖ると同時に會社の經營上にも便利を與へることが必要です。掛金を減らすか、奨励金を附すか、加入者の懐る具合は同じわけですが、會社に取つては可成り違つて來ます。配當保證金を附す場合は準備積立を忘れてはなりません。大阪式無盡とするか、配當保證を附した東京式、折衷式が宜いか、之はなか／＼難しい研究問題ですから茲では省略して置きます。

一〇、掛金表も歸する所は經營のやり方一つ

具合の悪い掛金表より具合の善い掛金表の宜いことは申す迄もありませんが、例令合理的の掛金表でも使ひ手が悪くては程度以上の缺口を生ずる、未收が増えると云ふやうなのでは何にもなりません。結局人だと云ふ事になります。但し之は一にも掛金表、二にも掛金表と、掛金表にのみ頼る人に對しての老婆心ですから、充分に研究して最も合理的な加入者にも會社に取りても掛金表

の作成は一日も忽せには出来ません。

一一、掛金表作成の簡単な公式

掛金表作成公式

掛金表作成の簡単な公式を示しませう。

作成順序

一、給付未済口の掛金決定

二、給付済口の掛金決定

イ 未済口の公式

$$[f^1 \times a^1 + (f^1 - d^1) \times a^2 + (f^1 - d^2) \times a^3 + \dots] \times i = A - F$$

f¹ = 未済口最高掛金 a = 積 数 A = 給付金

d = 掛金の開き i = 利 率 F = 總掛金

ロ 済口の公式

$$f^1 \times a^1 + (f^1 - d^1) \times a^2 + (f^1 - d^2) \times a^3 + \dots = A^1 \times i^2 - F$$

f¹ = 済口最高掛金 a = 積 数 i² = 會社取得歩合

d = 掛金の開き A¹ = 給付總契約高 F = 未済口の掛金總額

給付後の掛金が給付後終回迄均一式の遞減式のは、a 即ち積数を異にするのみにて

同一公式にて算出し得

第四課 事業方法書及無盡契約々款

方法書と約款

無盡業務は監督官廳（府縣—大藏省）の認可を得た事業方法書に依つて行はねばなりません。前にも述べた通り無盡會社の免許を受ける時に、此の事業方法書も併せて認可を受けるのですが、其の後新たな方法を始めるとか、現在行つて居る一部を變更しやうとするときは、其の都度認可を得てからでなければそれを實行することが出来ません。事業方法書はつまり無盡業務の指針書であります。之に違反しますと制裁があります。

無盡契約々款も亦事業方法書と同じ様に新規事項の追加、一部變更等の場合には監督官廳の認可を要します。此の無盡契約々款は會社と加入者との間を結び付けて居るもので、無盡契約に關する萬般の事が規定せられて居ります。而して其の主たる基は事業方法書であります。ですから無盡契約々款を變更し様とする場合には、事業方法書の變更を伴ふ場合が多いのであります。

事業方法書及び無盡契約々款に關係ある無盡業法施行細則の條項は左の通りであります。

無盡業法第三條、第八條、第二十四條、第三十八條

無盡業法施行細則第一條、第二條、第三條、第四條、第十一條

記載事項

事業方法書と無盡契約々款にはどう云ふ事項を記載せねばならぬかと云ふと次の様であります。

事業方法書記載事項

無盡契約々款記載事項

- 一、無盡ノ種類
- 二、各種無盡ノ確定收支計算
- 三、各種無盡ニ付無盡會社ノ利益ニ組入ルベキ金額ノ算出方法
- 四、各種無盡ニ付給付金が掛金ヲ超過スル場合ニ於ケル給付資金ノ補填方法
- 五、掛金ノ取立又ハ拂込ノ方法
- 六、抽籤、入札其ノ他給付ノ順位ヲ定ムル方法
- 七、入札ノ場合ニ於ケル最低手取金高ノ制限
- 八、入札差金分配ノ方法
- 九、掛金ニ對スル保證又ハ擔保ニ關スルコト

- 一、掛金ノ取立又ハ拂込ノ方法
- 二、抽籤、入札其ノ他給付ノ順位ヲ定ムル方法
- 三、入札ノ場合ニ於ケル最低手取金高ノ制限
- 四、入札差金分配ノ方法
- 五、掛金ニ對スル保證又ハ擔保ニ關スルコト

○ ○ ○ ○ ○

- 十、缺口處理ノ方法
- 十一、代理店ノ權限ニ關スルコト
- 十二、勸誘又ハ集金ニ要スル經費
- 十三、其ノ他重要ナル事項

- 六、其ノ他重要ナル事項
- 七、掛金延滞ノ場合ニ於ケル違約金又ハ遲延利息ニ關スルコト
- 八、無盡契約解除ノ條件及效果ニ關スルコト
- 九、無盡契約ニ基ク權利義務ノ讓渡ニ關スルコト

○ ○ ○

右の中で重要な事項と云ふのは、無盡契約々款に特殊のものとして

無盡契約の成立、效力發生時期

兩方に共通のものとしては、

掛金獎勵金、特別配當金、配當保證金、申込證據金に關する規定等

があります。

無盡契約々款に關する分全部と、之と共通する事業方法書の事項は第五課に於て述べますから茲

では省略致します。又事業方法書の無盡の種類及び豫定收支計算に就ては第三課に於て詳述しましたし、利益の組入方法並給付資金補填方法に就ても後に述べますから之等も亦省略し、其の他の事項に就て簡単に述べませう。

(一) 缺口處理の方法

缺口處理
方法

缺口と云ふのは前にも申した様に、所有者（掛金者）の缺けた口で、それからは掛金が入つて來ない。然るに一方給付金の方は金が集つても集らなくとも支拂はねばなりません。之は無盡業法第十三條に規定してをる所です。そこで此の掛金者の無い口があつては誠に困る事になりますから、其の掛金者を新らしく見付け出さなければなりません。此の新らしく掛金者を見付けたことを缺口を補充したと申します。そこで茲に云ふ缺口處理と云ふのは、此の缺口補充をどうしてやるかと云ふことを書くわけです。缺口には給付済口の缺口と給付未済口の缺口とあります。前者に就ては今迄無盡會社で實行して居りませんので、中にはさう云ふものは無いと極論する人もあります。難しい法律上の議論をしますと種々理窟もありませうが、給付済口の掛金者が掛金を延滞した、そこで爾後の掛金を一時に請求して取つた。その場合此の口は一組の無盡の他の口と同じ歩調で進ませる

譯に行かないから組の外へ出して終ふ。こゝう云ふ口を指して給付済口の缺口と云ふのです。未済口の缺口は中途で解約して之も組の外へ出て終つたものです。さてこゝう云ふ口が生じたらどうすれば宜いか、大藏省の模範例示には次の様に書いてあります。

給付済口ニ缺口ヲ生ジタルトキハ之ガ補充ノ必要ヲ認メザルニヨリ其ノ儘トス

給付未済口ニ缺口ヲ生ジタルトキハ新ニ加入者ヲ募集シ之ガ補充ヲ爲ス若シ補充シ得ザリシトキハ缺口ノ儘終回迄据置クモノトス

缺口補充ノ加入者ニハ其ノ加入回迄ノ既往ノ掛金ヲ其ノ加入ノ時（又ハ其ノ加入者が當籤又ハ落札シ契約金ノ給付ヲ受クル時）拂込マシメ營業者が其ノ加入口ニ既往分配シタル入札差金ハ其ノ加入ノ時（又ハ其ノ加入者が當籤又ハ落札シ契約金ノ給付ヲ受クル時）支給スルモノトス

(二) 代理店の權限に關すること

代理店の
權限

代理店にどう云ふ仕事をやらせるかと云ふことを決めるのです。其の委任する仕事は大體次の様なもので、其の中の一を頼むか、二、三を頼むか又全部頼むかは場合々に依つて定める譯であります。

一、無盡加入者の勧誘

二、無盡契約の締結及無盡契約書の作成

三、掛金の取立

四、抽籤入札會の執行

五、擔保物件及信用の調査

六、不動産に對する抵當權設定又は變更登記手續

(三) 勧誘又は集金に要する經費

無盡業法實施前の會社は勧誘費や集金費に多額の經費を支出し、其の結果會社自體に累を及ぼした例が少なくないので、適當な制限を設けて其の濫費を防ぐと同時に一面無用の競争を避けしめ様としたものと考へます。

一、勧誘費ハ契約給付金百圓ニ付貳圓以内

一、集金費ハ集金高百圓ニ付參圓以内

兩者ヲ通計シテ四圓ヲ上ルコトヲ許サズ

勸誘並に
集金費

此の勧誘費と集金費の中には勧誘員や集金員の給料、手當も含めることになつて居ります。實際の經營上からは此の制限額迄支出しては大變です。勧誘費は契約高百圓に付一圓五十錢、集金費も集金高百圓に付一圓五十錢位の處が最高でせう。

次に無盡契約々款の重要な事項中の「無盡契約の成立時期並其の效力發生時期」に付て極めて簡単に申し上げて置きます。

(一) 無盡契約の成立時期

此の成立時期は個々別々に成立すると爲す説と、一定の口數に達する時同時に成立すると爲す説と二つに分れて居ります。前者は通説の様であります、今其の代表的なものを掲げます。

「ソノ成立様式ハ事實上種々アルモ大別シテ次ノ三トスル。

第一ハ業者が不特定人ニ對スル申込ヲ爲シ、コレニヨツテ加入希望者が直接業者又ハ其ノ代理人ニ又ハ發信ニヨリテ業者ニ承諾ノ意思表示ヲ爲ス場合、コノ不特定人ニ了知セラルベキ狀態ノ成立シタルトキニ其ノ申込ハ效力ヲ生ズル。然ルニ承諾ハ申込ノ包含スル總テノ點ニ於テ申込ト一致スルコトヲ要スルガ故ニ加入嚴選會社ニ在ツテハ申込ノ不一致ニヨル加入拒絶ヲ爲シ得ルコ

契約成立
時期の二
説

トハ言フ俟タヌ、承諾ノ通知ハ業者が一團ツツ執行スル結果、受信主義ヲ採ルヲ便トスルモ、業法ニ別段ノ規定ナキ爲メ、民法第五百二十六條ニヨリ發信ニテ契約ハ成立スル。

第二ハ募集員ノ申込ノ誘引ニヨリ加入希望者が申込ヲ爲シ、募集員が業者ノ代理人トシテ承諾ヲ爲シタル場合、コノ積極的募集ヲ爲ス企業式ノ無盡業者ニ多イ

第三ハ加入希望者が業者ニ對シテ申込ヲ爲シ、業者が承諾ヲ爲シタル場合、コノ無盡契約成立ノ様式トシテ最も典型的ナル爲メ問題ガナイ」(池田龍藏氏著無盡契約ノ私法上ノ性質) 後者は通説でないが、次の如く説く。

「一團の成立なくして各自完全なる契約を締結したりと爲すこと能はざるべし。今之を一連の珠數を作るに譬ふべし。珠數の製作者は即ち無盡會社なり。製作者は先づ珠數玉二十一個の珠數を設計(無盡の組立に該當)したりと假定せよ。製作者は其の設計に従つて玉を選び順次一箇宛一聯の絲に通し、二十一箇に至りて止め、絲の兩端を結びて茲に完全なる珠數を完成す。珠數玉の一箇は即ち無盡の加入口なり、一箇の珠が極端に云へば二十一箇の珠が絲に通さるゝとも未だ完全なる珠數と稱する能はず絲を結びて始めて珠數となる。

無盡契約も亦斯くの如く加入者と會社との契約個々に成立すと爲すは、恰も一個の珠が絲に通されたのに過ぎない。單に無盡團の一員となるべき位置を占めたるのみにて未だ完全なる無盡團の一員と確定したるものに非ず、申込が一定の口數に達し、會社が之を成立せしめて茲に完全なる契約成立し、各加入口も亦従つて完全なる一團の加入口たる資格を有す。恰も絲を結びて珠數となしたるに同じ。加入拒絶は一度通したるも珠疵を發見し、或は廿二箇の珠を選びて其の一箇を除外したる場合に相當すべし。箇別成立論者は此の未だ結ばれざる珠の配列を指して珠數なりと稱するに似たらずや。」(淺野信一述無盡法理論「無盡講義録」)

(二) 無盡契約の效力發生時期

契約效力
發生時期

無盡契約の效力發生時期に就ては次の數説あります。

- 一、第一回掛金拂込のとき
- 二、初回開會のとき
- 三、契約證書作成を終りたるとき
- 四、契約成立のとき

一、二、三は個別契約成立説に基くものであります。四は同時契約成立説に基くものであります。大蔵省の無盡契約々款の例示には次の如く書いてあります。

第一條 加入者ノ権利義務ハ加入者ガ當會社ト無盡契約證書ノ作成ヲ終リタルトキヨリ發生スルモノトス

事業方法書と無盡契約々款の實例は次の通りであります。第五課以下に於て述べます所は此の二つのもの、説明の様なものですから、よく読んで置つて下れ。

事業方法書

事業方法書の例

第一項 無盡ノ種類

甲 種 千圓會 五百圓會

乙 種 千圓會 三百圓會

第二項 各種無盡ノ豫定收支計算

各種無盡ノ豫定收支計算ハ別表ノ通りトス

第三項 各種無盡ニ付利益ニ組入ルベキ金額ノ算出方法

(一) 總掛金額ト總給付金額トノ差額

各種無盡ニ於ケル總掛金額ト總給付金額トノ差引剩餘金ハ之ヲ其ノ無盡ノ總回数ヲ以テ除シタル一回平均額ヲ當該事業年度經過ノ回数ニ乗シタルモノヲ期末ニ於テ利益金ニ組入ル、モノトス

(二) 入札差金中ノ収益金

(イ) 各種無盡ノ入札ノ場合ニ於ケル契約給付金額ト入札手取金額トノ差額ノ二割

(ロ) 給付未済口ノ缺口ニシテ終回迄之ヲ補充シ得ザリシトキ其ノ缺口ニ對スル入札差金ノ分配金

(ハ) 入札差金分配上生シタル錢位未滿ノ端數

右所得中(イ)ハ給付金給付ノ後(ロ)ハ終回ニ(ハ)ハ其ノ都度之ヲ利益金ニ組入ル、モノトス

(三) 其ノ他手数料等ノ所得

(イ) 解約手数料、契約給付金百圓ニ付金二圓

(ロ) 掛金延滞違約金、延滞掛金百圓ニ付日歩四錢ノ割合

右所得金ハ徴收ノ都度之ヲ利益ニ組入ル、モノトス

第四項 各種無盡ニ付給付金ガ掛金ヲ超過スル場合ニ於ケル給付資金ノ補填方法

各種無盡中、中途ニ於テ契約金ノ給付ヲ受ケザルモノヲ生シタル場合ニ於テハ其ノ原因ガ加入者ニ存スルト營業者ニ存スルトヲ問ハズ其ノ口ノ給付未済口掛金ト契約給付金額トノ差額及其ノ口ヨリ生ズベカリシ掛増金トノ合計額ハ之ヲ當該事業年度ヨリ終回ノ當該事業年度迄ノ事業年度數ニ平均シタル金額ヲ前項ノ每事業年度ノ利益組入額ヨリ控除シテ之ガ補填ヲ爲ス、若シ足ラザルコト明カトナリタルトキハ組入ヲ中止スルモ

ノトス

第五項 掛金ノ取立又ハ拂込ノ方法

各種無盡ノ掛金ハ拂込期日迄ニ所定ノ場所ニ拂込マシムルモノトス

第六項 抽籤入札其ノ他給付ノ順位ヲ定ムル方法

契約金給付ノ順位ハ抽籤又ハ入札ニ依リテ定ム、其ノ方法ハ本項ニ規定スル所ニ從ヒ之ヲ爲ス

(イ) 抽籤ノ方法

抽籤ノ方法ハ抽籤機ヲ所有スル口數ニ一ヲ加ヘタル球籤(順次番號ヲ記載シタルモノ)ヲ抽籤器ニ收メ加
入者ナシテ一口宛抽籤セシメ、殘籤ノ次位番號ノ籤ヲ引當テタル口ヲ以テ當籤ト定ム、但シ殘籤ニシテ終
番號ナルトキハ一番ノ籤ヲ引當テタル口ヲ以テ當籤トス、當日缺席シタル加入者ノ抽籤ハ會社ニ於テ便宜
之ヲ行フ

缺席者當籤シタルトキハ當日ヨリ二日以内ニ其ノ旨ヲ通知スルモノトス

(ロ) 入札ノ方法

入札ノ方法ハ入札權アル加入者中ノ希望者ヲシテ其ノ組名、番號、氏名及入札手取金額ヲ記載シタル一定
ノ入札用紙ヲ開札時刻迄ニ入札箱ニ投入セシメタル上加入者ノ立會ヲ以テ開札シ最低手取金額ノ入札ヲ以
テ落札者ト定ム

最低手取金額ノ入札二口以上アリタルトキハ其ノ同額者間ノミニノ抽籤 (抽籤ハ本項(イ)ノ方法ニ準ズ)

ヲ行ヒ其ノ當籤者ヲ落札者ト定ム

入札權アル加入者ハ代理人又ハ郵便ヲ以テ其ノ權利ヲ行フコトヲ得、全部郵便入札ノ場合ニ於テハ當會社
ニ於テ之ヲ開札シ落札者ヲ定ム

郵便入札者落札シタル場合ハ當會社ハ其ノ落札者ニ當日ヨリ二日以内ニ其ノ旨ヲ通知スルモノトス

入札者一人モナキトキハ當會社ハ入札權アル加入口ニツキ抽籤(抽籤ハ本項(イ)ノ方法ニ準ズ)ヲ行ヒ
其ノ當籤者ヲ以テ落札者ト看做ス

左記各號ノ一ニ該當スル入札ハ之ヲ無効トス

一 組名、番號、氏名及入札手取金額不明ナル入札

二 契約給付金額超過又ハ制限手取金額未滿ノ入札

三 錢位未滿ノ端數ヲ附シタル入札

四 以上ノ外記載事項不備ニシテ其ノ效力ヲ認ムルコト能ハザルモノ

(ハ) 左ノ各號ノ一ニ該當スル加入口ハ抽籤入札ノ數ニ加ハルコト得ザルモノトス

一 當籤又ハ落札シ未ダ契約金ノ給付手續完了セザル口

二 當該回迄ノ掛金拂込ヲ爲サザル口

但シ已ムヲ得ザル事由アル場合ニ於テ豫メ當會社ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニアラズ

(ニ) 抽籤又ハ入札が無効トナリタル場合ニ於テ再執行ヲ爲スベキ必要ヲ生ジタルトキハ當會社ハ適宜期日

ヲ定メテ其ノ旨ヲ通知シ更ニ之ヲ行フ

(ホ) 當籤者又ハ落札者が當籤又ハ落札ノ日ヨリ二十日以内ニ當會社ノ承認スル保證人ヲ立テズ又ハ擔保物ニ各手續ヲ完了セザルトキ若ハ受給付權ヲ拋棄シタルトキハ左ノ如ク取扱フモノトス

一 契約金ハ之ヲ當會社ニ積立テ置キ其ノ會ノ終回ニ於テ之ヲ給付ス、但シ入札ノ場合ニアリテハ入札差金ハ落札者ノ負擔トス

第七項 契約金給付ノ時期

契約金ノ給付ハ總テ契約金給付ニ關スル手續完了ノトキヲ以テ之ヲ爲スモノトス

第八項 入札ノ場合ニ於ケル最低手取金額ノ制限

各種無盡共契約給付金額ノ七割ヲ以テ入札最低手取金高トス

第九項 入札差金分配ノ方法

入札ノ場合ニ於ケル契約給付金額ト入札手取金額トノ差額ノ二割ハ當會社之ヲ收得シ、殘額ハ左記各號ニ該當スル加入口ヲ除キ其ノ他ノ加入口(給付未済口ノ缺口ヲ含ム)ニ對シ平等ニ次回ニ於テ分配シ其ノ掛金ニ充當スルモノトス

一 給付済口ノ缺口

二 既ニ當籤ニ依リ契約金ノ給付ヲ受ケタル口

三 當該回ノ落札口

給付未済口ノ缺口ニ對スル入札差金ノ分配金及解約者ヲシテ返戻セシメタル入札差金ノ分配金ハ缺口補充ノ加入者が其ノ加入回迄ノ既往ノ掛金ヲ拂込ミタルトキ之ヲ支給ス、若シ缺口ノ儘終回ニ至リタルトキ其ノ缺口分ノ分配金ハ當會社之ヲ收得ス

第十項 掛金ニ對スル保證又ハ擔保ニ關スルコト

當籤者又ハ落札者ハ其ノ當籤又ハ落札ノ次回ヨリ終回迄ノ掛金ノ拂込ヲ擔保スル爲メ左記各號ニ依リ當會社ノ承認ヲ受クルモノトス

一 連帶保證人二名以上ヲ立ツルコト但シ會ノ進行ニ從ヒ其ノ人員ノ減少スルコトヲ得

二 不動産、有價證券、動産其ノ他財産權ヲ擔保トシテ抵當權又ハ質權ノ設定其ノ他之ニ附帶スル一切ノ手續ヲ爲スコト

右擔保物件ノ滅失毀損又ハ其ノ價格が爾後ニ拂込ムベキ掛金ノ總額以下ニ低落シタルトキ、連帶保證人ノ死亡、隠居、失踪其ノ他資格ノ變更アリタルトキ若ハ強制執行、破産ノ宣告ヲ受ケ又ハ和議開始ノ申立ヲ爲シタルトキハ更ニ當會社ノ請求ニ依リ擔保物又ハ連帶保證人ノ變更増加ヲ爲サシムルモノトス、若シ之ガ請求ヲ爲シタル日ヨリ何日以内ニ其ノ手續ヲ爲サザルトキハ掛金分割拂込期限ノ利益ヲ失ハシムルコトアルベシ

第十一項 缺口處理ノ方法

給付済口ニ缺口ヲ生シタルトキハ之ガ補充ノ必要ヲ認メザルニ依リ其ノ儘トス

給付未済口ニ缺口ヲ生ジタルトキハ新ニ加入者ヲ募集シ之ガ補充ヲ爲ス若シ補充シ得ザリシトキハ缺口ノ儘終回迄据置クモノトス

缺口補充ノ加入者ニハ其ノ加入回次前ノ掛金ヲ其ノ加入者ガ當籤又ハ落札シ契約金ノ給付ヲ受クルトキ拂込マシメ其ノ加入口ニ既往分配シタル入札差金ハ其ノ加入者ガ當籤又ハ落札シ契約金ノ給付ヲ受クルトキ支給スルモノトス

第十二項 代理店ノ權限ニ關スルコト

當會社ガ委任契約ニ依リ代理店ニ與フベキ權限ハ左記ノ通トス

- 一 無盡加入者ノ勸誘
- 二 掛金ノ取立
- 三 抽籤入札ノ執行
- 四 擔保物件及信用ノ調査
- 五 不動産ニ關スル質權若ハ抵當權ノ設定又ハ變更登記手續

第十三項 勸誘又ハ集金ニ要スル經費

- 勸誘費又ハ集金費ハ左ノ範圍ニ於テ支辨スルモノトス
- 一 勸誘費ハ契約給付金百圓ニ付二圓以内
- 二 集金費ハ集金高百圓ニ付二圓以内

第十四項 其ノ他重要ナル事項

- (一) 掛金拂込獎勵金ハ左ノ通リトス
 - 甲 種 千圓會 毎回一口ニ付二十五錢
 - 甲 種 五百圓會 毎回一口ニ付十五錢

無 盡 契 約 々 款

無盡契約
々款の例

第一條 無盡契約ハ當會社ガ加入申込者ヨリ所定ノ申込書ヲ受取り無盡契約證書ヲ發行スルニヨリテ成立シ且效力ヲ生ズ

第二條 契約給付金額、毎回ノ掛金額、拂込期日、滿期日、拂込場所及抽籤入札ノ回次、執行期日並場所ハ無盡契約證書ノ定ムル所ニ據ルベシ

第三條 無盡ノ掛金ハ拂込期日迄ニ所定ノ場所ニ拂込ムベシ

第四條 當會社ノ契約金給付ノ順位ハ抽籤又ハ入札ニ依リテ定ム、其ノ方法ハ次條以下規定スル所ニ從ヒ之ヲ爲ス

第五條 抽籤ノ方法ハ抽籤權ヲ有スル口數ニテ加ヘタル球籤(順次番號ヲ記載シタルモノ)ヲ抽籤器ニ收メ加入者ヲシテ一口宛抽籤セシメ殘籤ノ次位番號ノ籤ヲ引キ當テタル口ヲ以テ當籤ト定ム、但シ殘籤ニテ終番號ナルトキハ一番ノ籤ヲ引キ當テタル口ヲ以テ當籤トス

當日缺席シタル加入者ノ抽籤ハ會社ニ於テ便宜之ヲ行フ缺席者當籤シタルトキハ當日ヨリ二日以内ニ其ノ旨ヲ通知スルモノトス

第六條 入札ノ方法ハ入札權アル加入者中ノ希望者ヲシテ其ノ組名、番號、氏名及入札手取金額ヲ記載シタル一定ノ入札用紙ヲ開札時刻迄ニ入札箱ニ投入セシメタル上加入者ノ立會ヲ以テ開札シ最低手取金額ノ入札ヲ以テ落札者ト定ム

最低手取金額ノ入札二口以上アリタルトキハ其ノ同額者間ノミニ抽籤（抽籤ハ前條ノ方法ニ準ズ）ヲ行ヒ其ノ當籤者ヲ落札者ト定ム

入札權アル加入者ハ代理人又ハ郵便ヲ以テ其ノ權利ヲ行フコトヲ得、全部郵便入札ノ場合ニ於テハ當會社ニ於テ之ヲ開札シ落札者ヲ定ム

郵便入札者落札シタル場合ハ當會社ハ其ノ落札者ニ當日ヨリ二日以内ニ其ノ旨ヲ通知スルモノトス

入札者一人モ無キトキハ當會社ハ入札權アル加入口ニツキ抽籤（抽籤ハ前條ノ方法ニ準ズ）ヲ行ヒ其ノ當籤者ヲ以テ落札者ト看做ス

第七條 左記各號ノ一ニ該當スル入札ハ之ヲ無効トス

- 一 組名、番號、氏名及入札手取金額不明ナル入札
- 二 契約給付金額超過又ハ制限手取金額未滿ノ入札
- 三 錢位未滿ノ端數ヲ附シタル入札

四 以上ノ外記載事項不備ニシテ其ノ效力ヲ認ムルコト能ハザルモノ

第八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル加入口ハ抽籤入札ノ數ニ加ハルコトヲ得ザルモノトス

- 一 當籤又ハ落札シ未ダ契約金ノ給付手續完了セザル口
- 二 當該回迄ノ掛金拂込ヲ爲サザル口

但シ已ムヲ得ザル事由アル場合ニ於テ豫メ當會社ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ非ズ

第九條 抽籤又ハ入札が無効トナリタル場合ニ於テ再執行ヲ爲スベキ必要ヲ生ジタルトキハ當會社ハ適宜期日ヲ定メテ其ノ旨ヲ通知シ更ニ之ヲ行フ

第十條 當籤者又ハ落札者ガ當籤又ハ落札ノ日ヨリ二十日以内ニ當會社ノ承認スル保證人ヲ立テズ又ハ擔保物ニ各手續ヲ完了セザルトキ若ハ受給付權ヲ拋棄シタルトキハ左ノ如ク取扱フモノトス

契約金ハ之ヲ當會社ニ積立テ置キ其ノ會ノ終回ニ於テ之ヲ給付ス、但シ入札ノ場合ニ在リテハ入札差金ハ落札者ノ負擔トス

第十一條 契約金給付ノ時期ハ總テ契約金給付ニ關スル手續完了ノトキヲ以テスルモノトス

第十二條 入札ノ場合ニ於ケル最低手取金額ハ各種無盡共契約給付金額ノ七割以上トス

第十三條 入札ノ場合ニ於ケル契約給付金額ト入札手取金額トノ差額ノ二割ハ當會社之ヲ收得シ殘額ハ左記各號ニ該當スル加入口ヲ除キ其ノ他ノ加入口（給付未済口ノ缺口ヲ含ム）ニ對シ平等ニ次回ニ於テ分配シ其ノ掛金ニ充當スルモノトス

- 一 給付済口ノ缺口
- 二 既ニ當籤ニ依リ契約金ノ給付ヲ受ケタル口
- 三 當該回ノ落札口

給付未済口ノ缺口ニ對スル入札差金ノ分配金及解約者ヲシテ返戻セシメタル入札差金ノ分配金ハ缺口補充ノ加入者ガ其ノ加入回次前ノ掛金ヲ拂込ミタルトキ之ヲ支給ス、若シ缺口ノ儘終回ニ至リタルトキ其ノ缺口分ノ分配金ハ當會社之ヲ取得ス

第十四條 當籤者又ハ落札者ハ其ノ當籤又ハ落札ノ次回ヨリ終回迄ノ掛金ノ拂込ヲ擔保スル爲メ左記各號ニ依リ當會社ノ承認ヲ受クルモノトス

- 一 連帶保證人二名以上ヲ立ツルコト但シ會ノ進行ニ從ヒ其ノ人員ヲ減少スルコトヲ得
- 二 不動産、有價證券、動産其ノ他財産權ヲ擔保トシテ抵當權又ハ質權ノ設定其ノ他之ニ附帶スル一切ノ手續ヲ爲スコト

右擔保物件ノ滅失毀損又ハ其ノ價格ガ爾後ニ拂込ムベキ掛金ノ總額以下ニ低落シタルトキ、連帶保證人ノ死亡、隱居、失踪其ノ他資格ノ變更アリタルトキ若ハ強制執行、破産ノ宣告ヲ受ケ又ハ和議開始ノ申立ヲ爲シタルトキハ更ニ當會社ノ請求ニ依リ擔保物又ハ連帶保證人ノ變更増加ヲ爲サシムルモノトス、若シ之ガ請求ヲ爲シタル日ヨリ何日以内ニ其ノ手續ヲ爲ササルトキハ掛金分割拂込期限ノ利益ヲ失ハシムルコトアルベシ

第十五條 掛金ノ拂込ヲ怠リタル加入者ハ拂込期日ノ翌日ヨリ拂込ノ當日迄掛金百圓ニ付日歩四錢ノ割合ヲ以テスル違約金ヲ支拂フベキモノトス

第十六條 加入者ガ一回タリトモ（給付未済口加入者ハ三回）掛金ノ拂込ヲ怠リタルトキハ當會社ハ期日ヲ定メテ掛金拂込ノ催告ヲ爲シ若シ之ニ應ゼザルトキハ左ノ方法ニ依リ無盡契約ヲ解約スルコトアルベシ
加入者ガ無盡契約ノ解約ヲ申出テタル場合亦同シ

- 一 既ニ契約金ノ給付ヲ受ケタル加入者ハ掛金分割拂込期限ノ利益ヲ失ヒ未拂込掛金ノ全額ヲ一時ニ拂込ムモノトス
- 二 未ダ契約金ノ給付ヲ受ケザル加入者ニ對シテハ其ノ拂込掛金中ヨリ契約金百圓ニ付貳圓ノ割合ヲ以テスル解約手数料及既往分配シタル入札差金トチ差引キタル殘額ヲ其ノ會ノ終回ニ無利子ヲ以テ返戻スモノトス

第十七條 無盡契約ニ基ク加入者ノ權利義務ノ讓渡變更ハ總テ當會社ノ承認ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ以テ當會社ニ對抗スルコトヲ得ズ

第十八條 期日迄ニ掛金ヲ拂込ミタル加入口ニ對シテハ左記掛金拂込獎勵金ヲ交付ス

甲種	千圓會	一口ニ付二十五錢
甲種	五百圓會	一口ニ付十五錢

第十九條 當會社ハ無盡契約證書（通帳）所持人ヲ本人又ハ本人ノ正當代理人ト看做シテ取引ヲ爲スヲ以テ之

第五課 募集より満會迄

第一節 募集—成立

募集

募集—無盡加入者の募集は無盡會社の仕事の始めであり、且一番大切な仕事であります。云ふ迄もなく相手あつての仕事です。相手の無いのに仕事は出来ません。無盡會社の顧客たる中産階級の人々は黙つて居ては會社に来て呉れません。銀行の様に座つて居つて顧客がやつて来るのでしたら大變仕事は樂なのですが、此の點は保險會社と同じです。保險に入ることとは大變宜いことだと知りながら、勧められて漸く入るやうに、無盡も亦勧められなければ入らないのです。茲で募集と云ふことが仕事の始りであると同時に、一番大切なことになるのであります。

無盡加入者を誰に募集させるか、と申しますと種々の方法があります。(1)専門の募集員にやらせるもの (2)集金係を兼務させるもの (3)代理店に行はせるもの (4)地方の有志に依囑するもの (5)株主のみが募集に従事するもの (6)重役自ら陣頭に立つて社員に任せぬもの等であります。内勤

社員が募集することは云ふ迄もありません。其の中で一番多いのは(1)と(2)で、之に(3)と(4)を併せ行ふと云ふのが普通です。此の外無盡を宣傳するために、立看板、新聞廣告、電車、バス内の廣告、ピラの新聞折込、パンフレット郵送、營業案内の頒布等種々の手段が用ひられます。廣告マツチ、廣告鉛筆、廣告石鹼等も用ひられ、宣傳映畫すらも作られて居ります。斯様な方法、手段で加入の勧誘に努めます。而して加入申込者があれば次の様な申込證を貰ひます。

此の際申込の證據金として十圓會で十圓、五百圓會で五圓とか、或は一圓、二圓、と云ふ少額のものを買ひます。中には初回の掛金全額を取る所もあります。此の證據金は初回の掛金を満足に掛けない時は手数料として沒收するのが一般です。會社の都合で長い間開會出来ぬときは、返金することになつて居るのは云ふ迄もありません。申込證據金に對しては申込證據金領收書を發行いたします。

加入厳選

さて斯様にして加入申込口が所定の口數、前掲東京式無盡の例に依りますと七十九口集つたと致しますと、茲で一組の頭數が揃ひましたから一組を成立させ、初回開會の通知を發する段取になるのであります。が茲で注意を要するのは今七十九口纏つたと申しましたが、前に申した様に初回の

◎注意（無盡契約者が未成年者ナル時ハ其ノ親権者又ハ後見人
有夫ノ婦ナル時ハ其ノ夫ト共ニ記名捺印ヲ要ス

契約者	昭和 年 月 日	第 號	圖名
印 鑑	契約 締結 年月日	契約 證 書 號	
入 金	金 圓 無 盡 (種) 右ハ無盡契約締結致度裏面記載ノ無盡契約約款及左記事項承認ノ上 申込候也 一、壹口契約給付金額 金 圓也 一、毎回ノ掛金額 自 回至 回金 圓也 一、本組總口數 口 一、抽籤、入札 自 回至 回金 圓也 一、掛金拂込回数 回 一、抽籤、入札 自 回至 回金 圓也 昭和 年 月 日 住 所 職 業 契約申込人 (當 歳) □ □ 無盡株式會社御中		
月日	金額	扱者	重 役
調 査	名 簿	原 簿	契約證書
受 付	紹 介 者		

掛金を領收済の場合は宜しいのですが、若し半端の證據金か又は之を全く取らなかつたりした時は只口數が纏つたと云ふ丈では實は危険なのです。それは初回のとき出席をしなかつたり、或は所謂小便せられたりしますと、結局形の上（法律上）では満口となつても事實上満口とならず、豫定の掛金が集らないので、會社は最初から給付の金に不足を來し、非常に困つて終ふことになるのです。そこで健全な方法としては豫備の口數を準備して置いて事實上の満口とするか、さもなければ所謂加入嚴選を行ふのです。加入嚴選と申しますのは、加入希望者の身元を前以てよく調べて満會まで掛金を掛續けて行くことが出来るかどうか、特に給付を受けた場合に適當な擔保物か、保證人があるかどうか、と云ふ點を確めて此の人なら先づ大丈夫と云ふ人だけを會員加入者にすることです。地方では大體に於て土地の様子が解りますから、別に調査等と嚴しいことを言はずともわかるものですが、少し大きい都市になりますと、さう隅から隅迄はわかりませんから次のやうな調書を取つて吟味するのであります。

決定欄										組回		受領日付			
(トコノ載記者集募)告報況状集募										月	日				
前加入有無	参考事項	在住年数	家族及使用者数	配偶有無者	生活状態	加入目的	受領月日	直接本人ノ面會有無	通知集場所	加入者住所及道順	索引係	調査員氏名	受領通知	カードその他	
(日 月) 告報査調入加										住紹介所	屋 號	職 業	名 氏	年 齢	参 考 事 項
10	9	8	7	6	5	4	3	2	1						
										業職	名氏	者集募			

右の調査に就て説明致しますと、

一、加入の目的は貯蓄のためか融通を受けるためかと云ふことを書くのです。
 二、加入調査報告の所へは種々の資料から加入者の状態を調べて書き込むのです。

例へば差押を受けたことがあるかどうか、会社の無盡には何と云ふ会社の無盡に入つて居るか、若し給付を受けて居れば其の後の掛金の成績はどうか、國稅納稅者かどうか、と云ふ様なことです。
 又前に派遣した調査員が上欄の募集状況報告に際して誤りがあるかないかを調べて其の結果を記入するのです。

現在營業無盡の非難の一は、給付金の支拂が遅い、手續が難しいと云ふ事ですが、之は会社の罪許りでなく、加入者側にも半分の責任はあるのです。がそれも結局は善い加入者を入れて置けば問題は少くなるのですから、此の加入嚴選と云ふことは非常に大切なことであります。募集と云ふことは申す迄も無く理窟でなく實際問題で、而かも其の成績を擧げる擧げないは其の人にあることで、眞のコツは經驗に俟つ外無いのでありますが、募集に従事する場合はどう云ふ心掛を必要とするかと云ふことを申上げて見ませう。

募集者の心得

募集に従事する場合はどう云ふ心掛を必要とするかと云ふことを申上げて見ませう。



- 一、募集の仕事を尊敬すること
- 二、無盡—自己の会社の無盡—をよく知り、且之を信ずること
- 三、よく顧客を研究し置くこと
- 四、焦らぬこと
- イ、ウソを云はぬこと
- ロ、他係の仕事を邪魔せぬこと
- 五、結局は熱—口より足
- (一) 募集の仕事を尊敬すること

一般に社外の仕事より社内の仕事を宜いと思ふ傾向がありますが、之は誤りであります。殊に無盡會社は前に申した様に、募集が一番大切な仕事でありますから、之に従事する者は、会社の一番大切な仕事をして居るのだと云ふ衿を持つて居らなければなりません。「俺は外務員だ」等と卑下するのは最も悪い癖で、「俺は會社の生命を背負つて居る第一線の闘士だ」と云ふ意氣が必要です。と云ふて高ブルことは慎むべきですが、自分の腕次第で幾らでも申し得る仕事は募集以外には無い筈

です。さう云ふ意味から申しましても大いに尊敬すべき仕事ではありませんか。

(二) 無盡—自己の会社の無盡—をよく知り、且之を信ずること

無盡會社は無盡を賣る會社だと或る人が申しましたが、見方に依つてはその通りであります。無盡が一種の商品であるなら其の商品の性質、長所、缺點を充分によく知り、而も他の店の商品と比較して自己の商品の勝つて居ることを知り、且つ之を信じて居ない限り、確信を以て之を他人に買ひ方を勧めることは出来ません。無盡の本質、長所、短所、定期積金や保険とどう違ふか、又他社の無盡とどう違ふか、而して我が社の無盡が一番だと云ふ確信なしにどうして他人に加入を勧められますか、例へば定期積金の利廻と無盡の貯蓄利廻とは何れが有利か、不動貯金銀行のニコノ貸金と、無盡の給付を受けた場合と何れが利廻が低いかと問はれた場合、即座に之に答辯が出来なかつたとすればどうなるか、恐らく相手方は加入を躊躇するでせう。無盡が一番宜いと云ふ確信が無くてあやふやな氣持では相手方への響が強くない。無盡が一番宜いと信ずることはやがて其の宜いことを人に勧めると云ふことになり、それは自分のための仕事でなく社會のための仕事であると云ふことになる。佛教で云ふ他利である。自分の身すぎ世すぎと云ふため許りでなく、人のため世

のためにと云ふことになると、同じ仕事をするにも勵みが違つて來ます。成績が擧ると云ふことになりません。無盡をよく知り固く之を信ずると云ふことは、結局成績を擧げる第一歩であります。

(三) よく顧客を研究し置くこと

人を見て法を説けと云ふことがあります。無盡に就て確信を得たなら次に相手方の研究が大切です。保険の方ではいろ／＼と募集に苦心してこゝろ云ふ點でも大分研究して居る様であります。保険の方は個人々々が対象ですから、一個人の關係―職業―親戚姻戚―交友―趣味等々―丈で澤山ですが、無盡の方は一組を纏めると云ふ仕事の一つ多いのですから尙一段の研究が必要です。即ち集團的關係にある顧客をひと纏めにして加入せしむると云ふことであります。之には各種の組合、町内の會、無盡講等の關係をも併せて研究して置く必要があります。又相手は各種の職業に従事せられて居るのですから、勧誘に行つて話相手になれる、或は話を引出し得る位の智識は要ります。廣く淺くと云ふことになりましたが、常に社會の各般のことに留意して居ることが肝心です。

(四) 焦らぬこと

仕事に焦ることは禁物です。いろ／＼の問題とか蹟きはこの焦ることから生じます。

イ、ウソを云ふことも其處から來ますが、此のウソを云ふことは絶対に止めねばなりません。よく入つたらすぐお金を貸しますとか、お金を渡すときには簡單ですとか、又約款には擔保物が要るのに保證人でよいとか、云ふて募集する人がありますが、實際はさう簡單には参りません。それでよく問題が起ります。之はウソを云つた人丈の問題でなく、會社の信用に迄かゝりますから、注意してウソを言はぬやうにしなければなりません。顧客の信用を得るならば、顧客から顧客と確實な地盤がだん／＼増して行きます。又さうならなければウソです。

ロ、募集に焦りますと他の係の邪魔をすることがあります。勧め様とする人が會社の無盡に入つて居つた人と致します。そして既に給付を受けて居る。その場合二口掛けるのは難しいから止めておくと云ふと、イヤ取つた方は少し遅れてもかまはないから是非新らしいのに入つて呉れとか、他の保證をして其の人が差押を受けて居ると云ふときに、差押への方は何とか甘く話をして上げますから新らしい無盡に一つお入り下さいなど、勧めることは、集金係、整理係の仕事の邪魔となり、延いては會社全體に影響を及ぼすことになりましたから、こゝろ云ふことは慎まねばなりません。

仕事に焦らぬためには常に自己の力に應じた一定の方針、計畫を樹て、それに従つて漸進するの

が宜しいと思ひます。

(五) 結局は熱一口より足

種々と多くの箇條を上げればまだありませうが、結局は熱誠を以て仕事に打突るのでなければ駄目です。能辯、雄辯で顧客を魅了したのは昔のことで、今は熱が無ければ相手が動きません。何しろ相手は人間です。而して其の人間は理窟より情に動かされる場合が多いのですから、之を動かすにはどうしても此の熱誠より外には無いのです。其の熱誠を示すには口より足であります。

團成立迄
の手續

募集は外勤員や内勤員が常に下準備はして居りますが、自然の成行に任せて任意に一組を纏めると云ふことは稀でありまして、多くの場合は會社に於て立てた一定の計畫の下に活動するのであります。例へば此の月は千圓會十團を廿五日迄に新規募集せねばならぬと云ふ計畫が發表されます(期の始めに於て毎月の豫定をするのが普通です)と、其の方針に基いて各自は行動するのであります。而して豫定の口數が纏りますと、そこで一口々々の無盡を成立せしめ新會を開くことになるのであります。締切の日が定まつて居りますと、豫定通りの十團分の口數がきつちりと一口の過不足も無く纏ると云ふことは困難で、多少の過不足が出るものです。多い場合には次の會に廻はすと

か、又はその中から物騒な口を抜くとか致します。足りない場合には極力之を補充するか、場合に依つては豫定の十團を九團に減し、前述の様に選擇して悪い口を除くと云ふ方法を探ることが出来ます。兎角あて事と何かは向ふから外れると申しますが、申込證據金迄出して置き乍らいざ發會となつて落伍する向もありますから、口數は多い位で丁度よくなるものであります。さてかくして一組の無盡が組立てられ、初會の日取りが定りますと發會の通知が發せられます。中には一回の掛金二回の掛金をしてから初會の抽籤入札會を行ふ所もありますから、こう云ふ所では會の成立したことを通知致します。中には特に通知を發せず初會の掛金を集め旁々知らせる所もあります。一方で開會又は成立の通知を發するその一方では無盡契約證書を作成致します。又掛金者名簿、一人別臺帳、集金カード等の作製といろ／＼仕事をせねばなりません。帳簿やカードの事は後に譲りまして、茲では無盡契約證書と掛金者名簿に就て申し上げます。見ませう。

無盡契約證書は通例掛金通帳と一つになつて居ります。雛形の一つをお目にかけると次の様であります。

種別 第一 無盡契約證書

一 契約給付金五百圓也 登口

一回掛金額 別表ノ通り
 掛金拂込ノ期日 抽籤及入札ノ執行日ニ同シ
 掛金拂込ノ場所 本社
 契約満期日
 抽籤及入札ノ回数 抽籤 一回、入札 一回(一回、二回入札三回目抽籤、以下順次之ヲ繰返ス)
 抽籤及入札ノ執行日時 毎月 日午後 時 分
 抽籤及入札ノ執行場所
 無盡金支拂場所 本社
 無盡金支拂場所 本社

當會社ハ左記無盡契約約款ニ基キ貴殿ト無盡契約ヲ締結致候ニ付本證書ヲ交附候也

× 市 × × 區 × 町 × 番地
 × × 無盡株式會社
 専務取締役 × × ×

無盡契約約款

條文 省略

別種	契約金額	回数	給付前毎月ノ掛金	當籤落札ノ次回ヨリノ掛金
種	圓也	回	金 圓 錢也	金 圓 也

回数	掛金	領收年月日	領收印	檢印	分配金
1	金	昭和 年 月 日			入札
2	金	昭和 年 月 日			入札
3	金	昭和 年 月 日			抽籤

此の外掛金に就ての注意又は名義變更、通帳擔保貸付に關する事項、印鑑欄の載つて居る所も多くあります。此の證書は何時加入者に渡すかと申しますと、多くは第一回の掛金を領收した時に渡します。此の通帳を兼ねた證書でなしに、別に無盡契約々款と其の他の必要事項を印刷した證書を製作し、加入者が之に署名捺印する向もあります。何れにしる此の證書は無盡契約上一番大切なもので、無盡業法施行細則第四條にも此の事が規定されて居ります。無盡契約には必らず書面を用ゆること、それには無盡契約々款の全文を記載するか、又は之を記載したる書面を添付することになつて

居ります。

掛金者名簿

次に掛金者名簿と申しますのは無盡業法施行細則第二十條で備付方を命ぜられたものでありまして、一組毎の加入者の住所と氏名を記載したものであります。而して抽籤入札會を行ふ場所に必ず備付けて置かなければならないのです。様式は別に定つたものではありませんが、大體次の様な範圍を出ないでせう。

掛金者名簿

甲種千圓會 昭和 年 月 日發會
昭 和 年 月 日滿期

會場 本社

通帳 番號	住	所	氏	名	摘	要
----------	---	---	---	---	---	---

序でに此の名簿は如何して備付けることになつたかと申しますと、加入者の五分の一以上の同意があれば自分の入つて居る無盡の説明書を貰ふことが出来ると云ふ規定（無盡業法第二十條、第八課参照）があります。然し諸君の知らる、通り今の無盡では知らない人が一組を作つて居ることが多

く、五分の一の同意を得んとしても加入者が誰だかわからないでは困る故、そこで此の帳簿を作つて置いて自分の組のものは誰と誰かと云ふことをわからせ様と云ふわけなのであります。

加入者への禮狀

會が成立した時又は發會が済んだときに、加入者に對して禮狀を出すのが通例です。文例は次の様なものです。

謹啓 時下益々御隆昌の段奉賀候、陳者今般弊社無盡に御加入被下難有御禮申上候、
弊社は明治四十三年創立以來御加入者本位を社是とし堅實なる經營方針の下に營業罷在幸ひ契約高も××萬圓を突破し年々加入者各位への御融通高も二百萬圓を超過する盛況に有之聊か現下の中小産業資金難の緩和に役立ち居るものと確信罷在候次第に有之候條何卒永く御引立の程奉懇願候、尙弊社業績一覽、營業案内等同封致置候間御高覽の上御親戚知己の方々に御吹聴の上御利用方お勧め下さる様併せて御願申上候
先は御禮旁御願迄如斯御座候 恐惶謹言
昭和×年×月×日

××無盡株式會社

殿

社長

×

×

×

×

第二節發會—抽籤入札會

初會の抽籤會又は入札會の發會は第一回の掛金が拂込まれた後ですから、掛金拂込のことを先に話すのが順序かも知れませんが、初回るときは加入者が持参して来るか、募集のとき貰つて來ますから其の事は其の後の集金と併せて次節で申し上げます。

初會開會
の挨拶

抽籤會又は入札會は申す迄もなく給付の順位を決定する爲に會社が開くもので無盡金融の一つの特色であります。此の抽籤會又は入札會のやり方は初回るときも次回以降のときも同じであります。が、初回るときは會社の重役（時に社員）が新加入者の方に對して無盡に關して種々お話するのが通例の様であります。中には一時間も話をする方もありますが、茲では極く簡単な例を挙げて見ませう。

「皆様には此の度弊社の無盡にお入り下さいまして寔に有難く御禮申し上げます。私共も皆様本位で一生懸命やつて行く決心で御座いますから此上とも宜しくお願ひ致します。さて皆様には既に御承知のこと、存じますが此の無盡と云ふものは共存共榮、自力更生主義の下に千年も昔からある所の金融組織で御座います。此の頃の様に資金が上の方に集中し私共の積んだ零碎な郵便貯金や銀行への預金も大部分が上の方で使つて終ふと云ふ時勢に、お互ひの持出した金をお互ひが使ふと云ふ仕組は又と得難い仕組と申さねばなりません。がそれと共に皆様の御責任も銀行へ預金する、銀行から借りたと云ふ場合と少しではない大變違ひがありま

す。と云ふのは皆様の持ち寄られたお金が右から左へ皆様の一人がお使ひになるのですから、若しも掛金を怠る方がありますとそれは皆様に響く事になるのであります。即ちお互ひは共同責任を背負つて居るのです。従つて御自分の都合だけをお考へになられると全體が困る事になるので、此の點は充分御諒解をお願ひいたします。一人の方の怠ることが皆様に響くのですから金をお渡しするときは充分に取調べを致します。此の調べを厳しく申しますのは皆様に後々御迷惑のかゝらぬためでありますから、其の邊を併せて御諒解下さつて成るべく手数のかゝりません様最初から立派な方を保證人又は擔保物としてお出し下さる様お願ひいたして置きます。さうしますと三人の所へ二人、二人の所は一人と云ふ風にお互ひに非常に早くそして快よくお金をお渡しすることが出來ます。第二回目からは會社から集金のもが参りますが、其の節は必ず正規の手續を踏んでからお金をお渡し下さる様願ひます。之迄餘り御心安立のため後から問題が起きたことがありますのでそんなことがありませんとお互ひに面倒でありますから。此の點は充分御留意願ひます。尙會社の取扱ひや集金人の行動に對しましてお氣付の點がありましたら何卒御遠慮なくお申出を願ひます。終りに重ねて無盡は共存共榮、自力主義の精神の下に仕組まれたものであると云ふことをお忘れなき様くれぐれもお願ひ致します。

皆様の御健康を祝しまして此の御挨拶を終わります。では之から抽籤會に移ります。」

抽籤會又は入札會には會社の重役（又は社員）の方及加入者の二、三人の方が立會ふのが常例で

あります。

抽籤の方 法

抽籤入札の方法はどの無盡約款にも其の方法を詳しく書いてあります。先づ抽籤の方から申しますと、前掲無盡約款にもある通り抽籤器（番號を書いた球を含む）を使用する所が一番多い様であります。尤も今日まだ紙よりを用ひて居る所もあります。抽籤器も新式のもので把手を廻はすと一箇宛球の出て来るものもありますが、又箱を用ひて加入者が各々それに手を入れて取出すと云ふ仕組みのものもあります。又獨特の抽籤器を持つて居る所もあります。而して其の當籤を定める方法も最初に抽出した球の番號を以て當りとするもの、或は前掲約款にもあります通り抽籤権のある口數より一箇丈多く球を入れて置き、皆が各々引き終ると後に一箇残りします。其の残つた球の番號の次の番號が當りと云ふ定め方もあります。籤を引く順序も掛金の順序、座席順、通帳番號順といろ／＼あります。

抽籤権のある方が出席なく又他に代理を頼まなかつた場合には便宜會社が代つて籤を抽きます。本人以外の方が籤を抽くのを代籤と申します。

入札の方 法

入札の方法は之は外の入札の場合と同じで、多くは會社に入札用紙がありましてそれに手取金額、

組名、氏名等を書いて入札箱に入れる。皆入札した所で抽籤會と同じ様に會社の者、加入者の二三の方々が立會つて開札致します。而して最低手取金額を入れた口に落札するのです。同じ最低手取金額のものが二口以上あるときは前に述べた抽籤の方法で當籤口を定め之を落札口とするのです。昔は此の場合此の同額の札を無効とする所もありました。

入札は郵便でも出来ることになつて居ります。之は郵便と限つたわけではなく本人が出頭出来ない場合は使の者なり代理人なりで入札書丈を届けても宜しいと云ふことでありませう。

さて抽籤の方法と入札の方法とを大略お話ししましたが、それならば加入者は誰でも抽籤、入札に加はゝることが出来るか、又入札は入れさへすれば宜しいかと云ふにさうではありません。難しい言葉で云へば抽籤権、入札権のある口でなければ抽籤入札に加はることが出来ないのです。抽籤入札権のある口は次の様な口であります。無盡約款では之を逆に規定してあります。

1、これ迄當籤、落札しない口。これに就ては會社に依つて一度當籤、落札してもお金が要らないと云つて他の人へ譲つた口も右と同じ様に扱ふ所があります。此の中へ他へ譲つて終つたのは勿論であります。會社で預つてまだ他へ全く譲渡し切らない口も含めて居る所もあります。

抽籤入札 権利者

2、當該回迄の掛金拂込を爲したる口 加入者は前に申した様に掛金の義務を完全に果して始めて會社からお金を貰へるのです。然るに自分の方では掛金をしないでお金を貰ふ順を定める抽籤、入札に加はると云ふのは蟲の宜い話でありますから、こう云ふ口は抽籤入札會には入れないことにしたのです。

3、特に會社の認めた口 會の中途から無盡に入つた人や又集金人の已むを得ない事情で集金に行かずに終つたが、其の人が行けば何時でも呉れる人だからと云ふ様な場合に、尙之を入れないと云ふのも悪いから、さう云ふ已むを得ない事情のあるときは、會社が之を承認したときは入れてやらうと云ふ規定を設けて居る所も少くありません。前掲の無盡約款もそうなつて居ります。

入札無効の場合

次に入札無効の場合に就て話を致しませう。前掲無盡約款の第七條を見ますと其の事が規定してあります。

- 一、組名、番號、氏名及入札手取金額不明なる入札
- 二、契約給付金額超過又は制限手取金額未滿の入札
- 三、錢位未滿の端數を附したる入札

四、以上の外記載事項不備にして其の效力を認むること能はざるもの

右の場合に該當する入札は無効でありますから結果から見ますと入札に加はらなかつたと同じこととなります。之は加入者自身の不注意のためでありますから致方がありません。右の中で一番多く起き易いのは(一)の入札でせう。(二)(三)の事項は今日の時代では不要と云つても宜い位です。(四)の事項は豫期しない様な問題が起きた時の用意で、それが豫めどんなことだとハッキリ定めるわけには参りません。折角入札しながら無効になつては氣の毒ですから、其の會の初めによく注意してこんなことの無い様にするのが一番親切なやり方です。

受給付權 拋棄と給 付拒絶

無盡に加入する人はお金を早く使ひたい人許りでありません。又お金が要る積りで入札した所が要らなくなつたと云ふことが起り勝であります。こう云ふ時に當籤者又は落札者からお金を要らないと云ふ申出のあつた時にはどうしたらよいか(この場合を權利拋棄と申します。受給付權拋棄の意味であります)。又會社の方で當落者から申出た擔保物件又は保證人を取調べた所が具合が悪い。何度取替へて貰つても會社は満足が出来ないで、とうとうお金を渡せなかつたときはどうするか(此の場合を給付拒絶と申して居ります)。

権利抛棄を當籤の場合と入札の場合とに分けて見ます。當籤の場合には三つの方法があります。其の一つは會社が加入者の便宜を圖つて抛棄した権利の買手を見つけて他に譲渡する。而して幾らかの譲渡料(之を権利金と稱して居ます)を権利抛棄者へ與へると云ふ方法であります。權利を抛棄したものに權利金を與へると云ふことは理窟に合はぬ話であります。表面初から權利抛棄と云はず、自分としては今の所用が無いから譲受人を探して貰ひたいと云ふことになれば、其の要求に依つて權利を譲渡したのであるから權利金を與へるのが當然だと云ふことになります。事實中には受給付權者自らが譲受人を見つけて申し出でる場合もあります。之は正當の理由の無い限り會社では拒絶が出来ません。然し從來の經驗によると此の受給付權の譲渡を加入者の自由に任すと云ふことは弊害が多い様であります。會社の仲介を要することにした方が宜しい様です。

第二の方法は權利抛棄者に対しては終回に給付することにして其の儘として置く。此の場合權利金を支拂ひません。第三の方法は當籤口の次番號の口へ給付すると云ふ方法であります。而して若し其の口が駄目なら次の口と云ふ様に給付者の定まる迄次番號々々と追つて行くのです。前掲の無盡約款第十條は第二の方法に依つて居ります。

入札の場合にも三つの方法があります。第一は給付金を終回に渡すことにする其の代り入札差金は落札者に出して貰ふ。即ち終回に金を渡す時に入札差金を差引いた殘金を渡すことになるのであります。第二の方法は所謂二番札に渡す、それが駄目なら三番札と云ふ様にして落札者を定めるのです。此の際一番札と二番札との差額は一番札の人に負擔させるのです。若し三番札のときは一番札と三番札との差額を負擔させるのです。第三の方法は再入札の方法です。改めて入札會を開いても一度入札をしますので。前掲無盡約款は第一の方法を採用して居ります。

抽籤又は入札會が終りましたなら調書(又は日誌)を作つて置きます。其の一例を挙げると次の様であります。

會執行調書

種 無 盡 入 札 會 執 行 調 書	
種	圓 會 組 第 回 目 入 札 抽 籤
一、權 利 者	口 內 委 任 口 會 社 代 理 口 合 計 口
二、最 低 入 札 金 額	圓 第 番 氏 名
三、同 金 額 入 札 者	名 ノ 內 抽 籤 當 籤 者 第 番 氏 名

四、抽籤當籤者 第 番氏名

五、入札抽籤ノ開始時間 日午 時 分

六、入札抽籤ノ終了時間 日午 時 分

右 執行 確定

昭和 年 月 日午 時 分 執行場所ニ於テ之ヲ作ル

立會重役署名

執行社員署名

同組加入者立會署名

備考 入札差金分配額 入札差金 會社收得額 差引分 要分配口數 一口當分配額 會社收得金

入札又ハ抽籤權利者調査表	昭和 年 月 日午 時調査員					
	掛金係長	入札執行社員				
契約証券號	契約者氏名	入札金額	座席番號	抽籤球番號	入札又ハ抽籤確定	備考

茲に掲げた入札又は抽籤權利者調査表（會社に依つて別な名稱を用ゆる所もあります）は大切な書類で、此の調書と備付の掛金者名簿と照合して見るならば會社が正當な抽籤入札會を執行して居るかどうかがわかります。又後日に於て當落に關して問題が起きましても此の調書に依つて釋明することが出来ませう。

調書の備考に一口當差金分配額調と云ふ項目がありますが、此の事に就て申しませう。入札差金と云ふのは前に述べた様に給付金契約額と落札手取額との差額であります。此の差金は加入者に分配するのが例となつて居りますが、其の分配に就て又いろ／＼とやり方があるのです。第一番に此の入札差金の中から會社が何程か收得するか、又は全部を加入者に分配するかと云ふことであります。若し會社が其の内から收得するものとするれば入札差金の二割を越してはいけないことになつて居ります。

入札差金の分配 會社の收得額を差引いた残りを各加入口に分配するのにも種々變つた方法があります。全部を一時に分配する所、其の一部を終回迄貯めて置いて掛金成績のよい口に分配すると云ふ所もあります。

分配を受け得る口に就ても其の回の落札口に分配する所は無の様であります、其の他の口は給付済口、給付未済口を問はず全部の口に分配する所、給付済口の内落札口に又分配する所、又給付済口には全然分配しない所もあります。此の分配口の中には給付未済口の缺口が入つて居ります。而して其の分配を受ける権利のある口でも其の回は勿論ですが、其の回迄の掛金を掛けない口には分配しない所が多いやうです。分配はして置くが渡さない所もあります。之は其の口が缺口になつたとき後から入つた口（補充口）に其の分配差金をやる必要があるからです。それから「給付済口の缺口」にも分配しないことになつて居ります。此の給付済口の缺口に就ては解約の項に詳しく申し上げます。

入札差金は何十圓何圓と云ふ許りでなく何錢と云ふ端數が付くことがありますので、分配口數の都合で割切れない金（端金）が出て來ます。之は會社の收得とする所もあり、次の入札差金に加へる所もあります。此の外給付未済口の缺口に分配した入札差金、解約口が置いて行つた入札差金（解約の項参照）が、補充口が無いために終回迄残つたときに之も會社の所得とします。入札差金からの會社の所得を纏めて見ますと次のやうです。

- 一、入札差金の二割額（但それ以下のものあり）
 - 二、分配端金
 - 三、終回迄補充のなかつた給付未済口缺口に對する入札差金
- 之が貸借對照表の利益の部の「入札差金」として掲げられてあるものです。

次に此の分配差金は何時渡すのかと申しますと、

- 一、入札會のとき即時支拂ふもの
 - 二、次回に於て掛金に充當するもの
 - 三、給付のとき及び終回に支拂ふもの
- 右の中で一番多いのは第二のものです。

會社が代籤して其の口に當籤した場合、郵便入札の落札した場合、其の加入者へ通知を發するとは申す迄ありません。

會執行係の心得
抽籤入札會に關係ある事項は之で大體述べましたが、終りに抽籤入札會を司會する係の心得ふべき點二、三を擧げて見ませう。

- 一、必ず掛金者名簿を備へ置くこと 此の點は兎角輕視される傾向がありますから忘れない様にするべきです。法令によつて定められた事項でありますから嚴守することを要します。
- 二、嚴正に會を執行すること 之は云ふ迄もありませんが、無盡業法實施前の會社では抽籤、入札會でいろ／＼香ばしくないことをやつて居りましたので、大藏省が事業方法書や約款の例示を作るに當つて、抽籤方法や入札方法を非常に細い所迄定めたと云ふのも從來の惡弊を矯めやうとした結果であると思はれます。而して今日でも尙或種のトリックが行はれて居ると見て居る向もあるやうですから、少くともこんな疑を持たれぬ様嚴正に執行せねばなりません。一日の中に多くの組を執行する場合、或は加入者の出席の無いときは兎角忽緒になり勝ちですから、各自戒めて權利調査其の他に就て一層嚴格にせねばなりません。
- 三、加入者に對しては親切に 新らしく無盡に加入した人、代理に來た小僧さんとか女中さん等が勝手がわからずマゴ／＼することがよく有ります。こう云ふときは親切に教へて間違の無い様にしなければなりません。
- 四、仕事は手早く正確に 抽籤入札會の會場で掛金を取扱ふことは普通であります、此の時には

仕事を手早く正確にしなければ、加入者に不快の感を與へます。中々通帳を渡さなかつたり、釣錢を間違へたりしては加入者が厭な思をする許りでなく、仕事の進行を遅らせ會社自身でも大變な損です。此の點に就ては常に研究して置いてマゴつかぬやうにするのが肝心です。

五、開會の時間は正確に 時間勵行をしたいものです。

第三節 掛 金 —— 集 金

無盡會社の使命は無盡金を給付することであり、而して其の給付の資金は主として加入者の掛金に依るのでありますから、掛金の集りの善悪は常に注意を怠ることは出来ません。それで若しも掛金の寄りの悪い時は會社が進んで集金をせねばならなくなるわけです。銀行の様にお客が店頭を持つて來るのをデット待つて居るわけには行きません。そこで集金事務は實に大切な仕事となるのであります。集金と募集とは無盡會社に取つては車の兩輪の様なもので、其の一つが缺けても會社の運行が止つて終ひます。

元來無盡の仕組は會員が會日に掛金を持寄り、當落した會員に其の場で無盡金を渡すと云ふことになつて居りますので、集金と云ふ手数は先づ無いと云つてよいのです。それで無盡約款にも「拂

込期日迄に所定の場所に拂込むべし(無盡約款第三條参照)となつて居ります。而して加入者は會社所定の場所(本社、支店、出張所又は抽籤入札會場)に拂込むべき筋合ですが、給付未済口で抽籤入札に加はりたい人(約款第八條参照)又は出席に依つて何等か利益を得る場合(出席獎勵金、車代、掛金獎勵金を支拂ふ場合、濟口にも入札差金を分配する場合等)で無ければ、既に無盡金を受取つた人はわざわざ拂込みに出て來ません。すると回が進んで來れば金の寄りが悪くなりますから、結局會社から出掛けて行くことになるのです。それに最近では會社のサービスとして給付未済口でも期日迄に掛金を集めて廻はる所が多くなりました。營業案内にも「居ながら貯金の出來る便利な無盡」等と書いて集金に行くことが、會社無盡の特色の一つに數へて居る様なわけで、集金の仕事はだんぐ増える許りです。

集金はどんな機關に依るかと申しますと、集金員に依るのが一番多いのです。代理店に依ることもあります。又營業區域外に加入者が轉住した様な場合には集金郵便に依る場合もあります。

集金を其の時期で前集金と後集金とに分けます。前集金と云ふのは拂込期日前に集金に行くので、前に一寸申した會社のサービスに屬するのですが、一方から云へばより多く完全に掛金を集

めたいと云ふ目的もあるわけです。前集金で注意を要するのは給付済口掛金に就ても充分力を入れなければならんと云ふことです。給付未済口の掛金は抽籤入札に加はる。即ち無盡金が取りたいと云ふ關係で喜んで掛金をするものですから取り易い。それに短い期間に萬遍なく廻らなければならぬのでどうしても取易い方に力を盡して、取り難い濟口を忽せにする傾向があり、従つて其の未收額が増える處があるのです。それですから此の點はよく留意しなければならぬ所です。それから出席獎勵金(車代)を支出しながら、尙ほ前集金を行つて居る所も少くありませんが、之はどうかと思ひます。モト／＼會社への持參拂込を獎勵する意味で、獎勵金(車代)と云ふものを出して集金の費用と手数を省かうと云ふのに、此方から期日前に集金に行つて尙且つ獎勵金を出すと云ふことは二重の費用を負擔して居ることになるのです。かゝる場合は漸次之を廢止すべきものでせう。

日掛の得

掛金の拂込は月一回とか、廿日目に一回と云ふのが普通ですが、日掛と云ふのがあります。最近日掛に就て種々と研究せられて居りますから、序でに「日掛」の得失に付て簡単に申し上げて見ませう。

日掛無盡の長所

A、日銭の入る商賣によろしい

B、例へば一ヶ月十五圓纏めては骨であるが、毎日五十銭の支拂は苦痛なしと云ふものによろしい

C、會社に取つては運用日歩を利得し得る

D、加入者の状態を充分に知悉し得る、従つて危険を未然に防ぎ得る

E、未收皆無又は極少額

日掛無盡の短所

A、手數と費用を要す

此の點が最も問題となるのでありますが、實行者の言に依れば虞る、程の費用は増額せず、前述の(C)(D)(E)の長所に依つて、結果に於ては却つて損害の軽減となると云ふことであります。但し日掛無盡の實施に就ては左の諸點を注意する必要があると云ふべきです。

A、集團的募集

日掛と未
收掛金に
就て

B、掛金の單純化

C、入札差金は即時拂又は給付時の終回拂

D、最終掛込日と抽籤入札會日との間に餘裕を置くこと

此の點に就て従來大阪式では實行上難點がある様に言はれて居りましたが、大阪式に於ても掛金均一(但し給付未済口と給付済口では異なる)式を採用することが出来ますから、大阪式無盡でも實行容易であります。

日掛無盡實行者にして其の讚美者たる大昭無盡株式會社専務取締役木島由四郎氏の説く所を少し許り聞きませう。

「既に日掛と云ふことが無盡加入者にとり極めて便益たること、且つ損益の計算上不利ならざること、並にこの日掛が無盡業者にとり集金と記帳との費用と手數とに、さしたる不利益を來さざる所以を述べたのでありますが、またこの日掛は、無盡業者の最も苦痛とし、その阻止に日も足らざる所の「未收掛金」の爲めの安全辨たり得るのであります。(中略)その未收掛金が給付済口たるると給付未済口たるを問はず、それが回収し得らる、と否とを問はず未收掛金たる意味は何等質的に

異るところなき資金の固定であります。(中略) 勿論日掛であつても、月掛であつても、年掛であつても無盡加入者が何時も支拂を爲さぬれば、同一の結果となるのでありますが、然し日掛と月掛とでは、そこに大なる逕庭があります。日と月と年とは量的の相違がありますが、そこに質的に異なるものが生ずるのであります。(中略) 無盡業者は未收掛金増大の爲めに、その苦難を免れんが爲めに、掛増金を大ならしめ、若くは入札差金に對する優先分配を受け、若しくは給付金や入札差金の支拂を延期する等、自己防衛の手段を採る爲め、無盡加入者の所謂利息負擔は遂に益々重く且大となり、従つてそれ故に未收掛金は増大するのみであります。それが又更に無盡業者の苦痛を増大するの二重因となります。だから日掛によつてこの未收を絶滅せんとするのであります。まさに庶民金融とは長期金融であらねばならぬのであり、長期金融はそれ故に最も簡易なる日掛と云ふ集金方法に依り資金の固定を生ずべきことを免るべきであります。まことにこの日掛のみが未收防止の爲の唯一無二の手段であります。他面この日掛は無盡加入者の負擔すべき掛増金の低減を齎し得るのであります。何故なれば無盡業者はこの日掛金を運用し得べきを以て、その得たる利息を以て諸経費を支辨し得るからであります。』(下略) 木島氏著「無盡の相互組織と日掛(日掛と經營

参照)

次に集金員に依る集金の實際に就て述べて見ませう。

集金の實

先づ集金の區域を定めて一集金員の受持を定めるのが普通です。中には募集した加入者は其の募集した者が廻ると云ふ所もありますが、それは集金能率を擧げる上から云つて良い方法とは申されません。集金區域の定め方は土地の状況に依つて夫々違ひますから、其の定則はありませんが、各受持區域間に於て、集金高、集金勞力等に餘り大なる隔りの無い様にすべきことは云ふ迄もありません。集金員の受持區域を變更する方がよいかどうかと云ふことは、募集を兼務せしむるかどうかに依つて違ひますが、大體に於て集金員に募集を兼ねしむる所が多い様ですから、そう云ふ點を考へて見ますと、餘り度々受持を變更せず集金員の状態を見て時々變更するのが良い様であります。集金員が集金に出る際には集金すべき個所、加入者、金額等を知るべき據所が必要です。それは二通り程あります。一は集金カードで、一は傳票であります。集金カードの一例を擧ぐれば次の様であります。

未收無盡掛金入金票

昭和 年 月 日

¥ 7.00 (圓紙)

氏名				取締役員	
摘要	印	號	卷	會計補助簿	集金係
配當金額収印	回	回	700		
差引現金	回	回			

右の如き傳票を使用しても尙簡単な集金カードを併せ使用する所もあります。

集金員はカード又は傳票に基いて加入者の所で掛金の拂込を受けますと、通帳所定欄に夫々記入し領收の捺印をします。収入證紙を使用して居る所では證紙貼付の上捺印をします。若し偶々通帳

(假通帳)の見當らない時は領收證を發行致します。前回は入札で入札差金の分配金のある時は其の金額を通帳の入札差金欄(前掲通帳無盡契約證書参照)に記入のみする所と、其の領收書を加入者から徴する所とあります。此の集金の際に問題となりますのは小切手を以て拂込を受け、それが不渡となり或は先附小切手を貰つた時であります。かゝる場合に完全に落ちない限り入金と認め無いと云ふ約款を明かに設けて居る所もありますが、此の取扱はハッキリさせて置くべきものです。

集金員が掛金を領收した時に自己の手控に組名、加入者名、金額等を控へせしむる所、傳票を複寫紙で二枚作製せしめ一枚を控へとせしむる所、傳票に簡単な控の連続し置くもの等種々ありますが、其の日の集金額を明瞭ならしむる方法を執つて居るのは同一です。更に別に集金日報を認めさせる所もあります。

集金員は一日の集金を終り歸社しまして、傳票、集金合計表、カード、日報、収入證紙受拂簿等に現金を添へて會計係に提出し、會計係の領收印を貰つて茲で一日の集金の責務を終るわけでありす。會社に依つては傳票は集金員に認めさせず、他の係員が之を認める所もありますが、之は集金員をして認めさせる方が宜しいやうであります。

集金員は外で働いて居るものでありますから、其の勤怠はなか／＼わかりません。そこで之を督勵し又監督する方法が考へ出さるゝわけであります。

督勵方法としては次の如きことが考へられます。

- 1、毎日廻るべきカード、傳票を交付し、歸社の際其の實績を聴取する
 - 2、取り難い給付濟口の集金歩合を未濟口より高率にする
 - 3、一ヶ月の集金責任額を設け其の成績に依り、給料、賞與を加減する
 - 4、各自の成績を公示する
 - 5、集金員同志の協議會、他係員との協議會を開き事務の圓滑を圖り能率を増進する
- 監督方法は次の如き方法が行はれて居ります。

- 1、監督員設置
- 2、加入者文書照會
- 3、集金證明書（判取帳）
- 4、會日に通帳と裏帳を照合

- 5、集金カードと裏帳との照合
 - 6、収入證紙の使用
- 日々受拂を監督し時々手持證紙の検査を爲す
- 収入證紙と云ふのは前掲傳票様式に添附されて居る如く、印紙又は切手に類似して居ります。之を使用するには大藏大臣の認可を要します。- 7、集金員は家庭を訪問し日常の状態を注意する

集金の目的はより多く且つ速に掛金を拂込ましむることです。そこで出來得べくんばなるべく費用と手数を掛けずに其の目的を達したいのであります。そこで加入者をして集金を待たず進んで掛金を拂込ましむる種々の方法が採用されて居ります。

- 1、抽籤の回数を多くする 加入者は無盡金を丸取りすることが出来るから抽籤會の時は出頭歩合が多いのであります。
- 2、入札差金の即時拂 之も昔の無盡講、頼母子講の様に會の日に入札差金（割戻金）を貰へると云ふことは、何となく興味を引くものであります。自然出足をよくすることに於ては、

3、各種獎勵金の支拂 此の事は前にも一寸申しましたが、今日の様に前集金を行ふやうになつては出席獎勵金と云ふことは無意味となつて來ました。然し滿會迄延滞しなかつた場合に獎勵金を交付することは良法と思ひます。但し此の方法を採用する場合は延滞なしと云ふことを何でも可でも文字通りに解釋することは慎しまねばなりません。さも無いと好餌を以て誘ひ實際は拂ふ意思が無いのであらう等と痛くない腹を探ぐられるからであります。延滞二、三回位迄の餘裕を認めた方が宜しいでせう。

これ迄は加入者に利益を與へる方でありましたが、之と反對に損失を與へて延滞を矯正しやうと云ふのが、

4、延滞日歩の徴收 であります。延滞日歩は通例四錢位であります。給付未済口と給付済口とで率を異にする所、給付済口丈しか徴收せぬ所等種々であります。之に依つて延滞の利益を覺らしめ、之を防止しやうと云ふのであります。

集金人の心得

最後に條文體の集金員の心得を掲げ簡単な説明を加へて見ませう。

第一條 掛金の完全なる收納如何は正に無盡業務の消長に多大の影響を及ぼすものなれば之が集

金に従事する者は克く職責の重大なるを自覺し奮勵努力、成績の發揚を期すべし。

此の事は「募集の心得」の所でも申しましたから別に申しませんが、集金員は加入者と會社との楔であります。而して會社の信用、不信用の大部分は集金員が背負つて居ると云つても宜い位でありますから、常に感謝、至誠、奉仕第一の信念を以て仕事に従事せねばなりません。

第二條 私金と掛金と混同すべからず。

凡ての過誤は極く詰らぬ所から生ずるものです。百千と云ふ金の使込みも其の最初は一圓、二圓と云ふ僅かな使込から生ずるものであります。而してそれは自己の金と集金とを混同して居るために知らずに集金を減らし、それが度重つて取返しが付かぬことが多いのであります。又傳票や集計の誤も私金と集金とを明かに區分して置けば直に發見出來、會計から叱言を食つて厭な思ひをすることも要りません。

第三條 仕事は其の場で爲すべし。

傳票の作製、控の記帳等は其の場でやるのが手數も省け誤も少くすることが出來ます。或は忙しいときは其の時間が無いと云ふ向もある様ですが、私はそれ丈の時間は裕にあるものと考へま

す。

第四條 誤を無くするやう心掛くべし。

一ケの誤りは内勤員の仕事を多くし、事務に支障を來し餘分の費用と手数を要しますから、出來得る限り誤を無いやうに心掛けねばなりません。

第五條 加入者に接するには常に服装を正し禮節を主とし、懇篤溫和を旨とすべし。

服装は客商賣ですから注意して加入者をして厭な感情を起させぬ様にしなければなりません。加入者の中には往々不穩當の言語を發し、或は舉動を爲すものがあつても之を忍耐して、苟も反抗するが如きことのないやうにすることは云ふ迄もない所です。一度感情を害しますと永く融和し難く、其の爲め集金が困難となり、自分の不利益のみではなく會社も亦迷惑となります。

第六條 加入者の都合を顧慮し、決して足を運ぶの勞を厭ふべからず。

幾度でも足を運んで加入者が好意で支拂をするやうに努力すべきです。加入者の忙しいとき、取込のとき、慶弔のとき等は留意する必要があります。

第七條 加入者の注文、傳言、質問等は何事に拘はらず迅速、親切に處理すべし。

加入者は會社員なれば何事でもわかるものと信じて居るので何事に依らず、注文やら質問やらを提出するものであるから、其の際は例令他の係のことでもよく聞いて、直に之を其の係に通じて速に處理して貰ふことが肝要です。とかく人は責任を他に轉嫁し勝ちで、調査が悪いから、給付が悪いから、募集が悪いからと云ふことは愚であります。内部は幾係に分れても會社は一つなのですから、係間でよく協議して加入者の爲め、會社の爲めを圖らねばなりません。

第八條 加入者の便宜を計るを專一とすべきこと勿論なるも、それが爲め會社の利益を忘るべからず。

之は募集の所でも述べましたから茲では省略します。

第九條 加入者をよく知り且つ之を訓練すべし。

支拂をする人が女か男か、生活の状態、職業等をよく研究して、夫々それに應ずる様にしなければなりません。それから加入者を訓練する。善い癖を付けると云ふことは無盡會社に取つて非常に大切なことです。營業無盡は無盡講のやうに會員同志の間に何等の關係が無いから甘く行かないと言はれて居りますが、集金員と會員との間に楔が出來、それを通して加入者と會社とが甘く聯關し

て行くならば、其所に新らしいつながりが生ずるわけであります。此の實例は大明無盡、大昭無盡等に其の實例を見ます。こうなりますと集金員の責任も亦大きなものでありますし、又愉快な仕事でもあります。

第十條 解約防止に努むべし。

解約の發生は無盡會社に取りて苦痛であります。一組の定数が缺け従つて掛金の収入が減少致します。それが甚しきに至れば給付の資金に差支が生ずる様になります。それですから出來得る限り解約のない様に留意し若し、解約申出の場合は思ひ止まるやう勸説し、萬止むを得ずして解約の生じた場合はよく其の原因を訊ね、之を上司に報告すると同時に自らも新なる勸誘の場合に再び同一轍を踏まぬ様充分に注意を要します。

第四節 給 付

當籤落札した加入者に無盡金を支拂ふことを給付と申しますが、之は前にも屢々述べた通り無盡會社の主たる仕事でありますし、又其の給付の巧拙は會社全體に影響を及ぼすものでありますから、之に就ては慎重な手続きを履まねばなりません。其の順序は、

給付の順序

- 一、擔保の選擇
 - 二、給付申込、擔保申出
 - 三、調 査
 - 四、擔保の變更
 - 五、給付可否決定
 - 六、債權保全手續
 - 七、給 付
- 等であります。今右の順序に従つて述べて見ませう。

(一) 擔保の選擇

加入者から如何なる擔保を徴すべきかと云ふことは、事業方法書なり無盡約款なりを定むる場合に決定せられて居る問題であります。個々の場合に於ても必要となつて來ます。會社の根本方針として擔保は物的擔保にするか、人的擔保にするか、又は兩者併用とするかは地方の事情、無盡の種類、經營者の意見等に依つて分れて來ますが、其の優劣を考へて見ますと、

擔保の選擇

長期、多額無盡には物的擔保
短期、少額無盡には人的擔保

と云ふ事は大體に於て異議の無い所ではありますが、無盡が庶民金融機關であると云ふこと、物は滅失、減價の虞れはあるが、人的信用は一時減少しても亦復活の機會あること、及義務を履行するしないは結局は人物の問題に歸する等の點から、人的擔保を原則とすべしと論ずる人もかなり多いのですが、大都會に於ては加入者嚴選の意味から絶対擔保物主義を強調する人も少くありません。然し乍ら如何なる場合でも一方に偏ることは感心しません。例へば物的擔保でも土地家屋の場合の如きは其の評價額がどうしても他の金融機關より幾分高價なるを免れませんから、物的擔保の外に人的擔保を加味することを忘れては不可ません。

(二) 給付申込、擔保申出

當籤又は落札者は給付を受くるために擔保物の種類、保證人等を無盡會社に申出でることになつて居ります。當落すれば加入者が右の手續を執るのは當然であります。何處の會社でもそれ〴〵一定の用紙がありますので、之を加入者に交付して其の提出を求めます。之は會の日に其の場で書

給付申込
擔保申出

面を加入者に渡す所もあり、集金員(募集した外務員)が書類を持つて行く所もあり、又特に書面を以つて其の旨を通知する會社もあります。一例を挙げますと次の様であります。

拜啓貴家愈々御清榮奉大賀候降つて弊社も皆々様の御引立に依り日に増し隆盛に相向ひ候間御安心被下度願上候
 候 借て貴殿御加入の第 組本日第 回に於て(當籤落札)遊され候就ては別紙給付申込書御送附申上候間適宜事項御記入の上調査其他の都合もあり可成早く本社宛御申込下され候へば直ちに手續致すべく候
 先は右御通知まで 勿々拜具

右の例には「可成早く」とありますが、無盡約款に提出期間の定めある場合は、「何月何日迄に提出なき時は權利拋棄と看做します」と云ふ様な注意書も必要となります。

加入者から徴します給付申込書は擔保として保證人丈けの場合、擔保物に限る場合、兩者を必要とする場合に依つてそれ〴〵違ひますが、その例を示しますと、兩者を兼ねた例と、又假令擔保物が充分であつても、歸する所は給付を受くる加入者の調べが一番大切であり、又其の状態を知つて置くことが必要でありますから、その例を二つ擧げて見ますと、次頁の例が兩者を兼ねたものであり、その次ぎの例が、主として加入者に就ての事項を記入させて提出せしめる例であります。

給付申込書の例

擔保物件の事項			
土地	家屋	有價證券	無盡通報
田畑、山林等ノ別及其坪數、時價 大凡ノ價格、所有者住所氏名	構造、平家、二階ノ別及住宅、貸家 店舖等ノ別	種別、額面及其拂込額、時價並ニ記 種別、額面及其拂込額、時價並ニ記 名ノモ、ハ名義人	組、號、名義並ニ拂込回数

登記簿ノ
一、登記簿権利證書
(保存登記證)
若シ未登記ノ場合登
記用建物證明書
一、印鑑證明書
(ビラ付ノモノ)

契約書
一、依正證明書ハ約款ニ
依リ公正證明書作成ヲ原
則トシ、其際ハ債
務者及保人共印鑑證
明ヲ要シマス

給付申込書			無盡通報		組別		通帳		番号		第		號			
回給別	第	回	手取金	金	圓	錢	也	當該會日	昭和	年	月	日	昭和	年	月	日
將來回数	回分	證書金額	金	圓	也	規定給付日	昭和	年	月	日	欄入記號	番別	口入加	欄入記號	番別	口入加
住	所	職業	氏	名	生年月日	住所	屋號	職業	氏	名	生年月日	住所	屋號	職業	氏	名

擔保物件の表示		所在地		種類構造		坪數		貨一箇月		氏名		居住者	
所在地	種類構造	坪數	貨一箇月	氏名	居住者	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考
棟戸	坪數	氏名	居住者	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考
備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考

氏名		生年月日		本籍地		現住所	
氏名	生年月日	本籍地	現住所	氏名	生年月日	本籍地	現住所
印	印	印	印	印	印	印	印
電話	電話	電話	電話	電話	電話	電話	電話
社	會	社	會	社	會	社	會

昭和 年 月 日	無盡金受取人 氏名	通帳 組番 号	所得 無税	概資 算産	有土 無地	職 業	最 留 寄 所
		同落 次札 号	有 無 營業 税	概年 算收 入	有家 無屋	屋 號	
欄 事 記							
調 日 場	月	日	調査者				

注意
 一、無盡金ヲ早く御受取願フニハ
 一、記入欄ハ全部御記入下サル事
 一、保証人ハ別紙ニ該當スル方ヲオ立テ下サ
 ル事
 一、此通知書ハ可成早くオ出シ下サル事

擔保として保證人を徴する場合には、保證人は誰でも宜いと云ふわけには参りません。それ故種々の制限を設けてあります。それを前の給付申込書と共に注意書として加入者に渡すのを例として

擔保、
保證人の
注意書の
例

居ります。その注意書の例は次のやうなものです。

擔保及保證人お申出に付ての御注意

- 一、無盡金のお取引は早い方が加入者の方も會社も望む所であります。
- 一、お取引の早いと遅いは擔保物や保證人の良し悪し次第でありまして、擔保物が足りないとか保證人の資格の乏しい方でありまして、お氣の毒でもお差換へを願ふことになり其の間日數が延ますから、規定の日にお取引が出来ない事になります。
- 一、それでありましてから保證人は最初から充分資格のある方をお頼み下さい。
- 一、調査は受付の順番で致しますから、遅くお申出の方を先に致す事も出来ませんからお取引が自然延る事のあるのは御斟酌を願ひます。
- 一、調査員がお伺ひ致しまして税金又は地代家賃等の領收書を拜見させて頂く場合がありますから御承知下さい。

一、保證人の資格

- 一、年齢二十五歳以上配偶者ある家長にして健康の人たること
- 一、所得税若くは營業税を納めるものたること
- 一、現在の住所に三年以上居住せるものなること

- 一、有夫の婦は手續複雑故可成之を避くること
 - 一、合資、合名會社内に居住する同社の代表社員は之を避くること
 - 一、既に保證人となり居るものは可成之を避くること
 - 一、給付金を受取りたる加入者は可成之を避くること
 - 一、保證義務を滞りなく果し得る見込あるものなること
 - 一、營業名義が御妻君の場合には御夫婦で連帯すること
 - 一、×××内に居住なさる方 (……………を除く)
- 以 上
- ○ 無 盡 株 式 會 社

さて加入者から擔保物なり保證人の申出がありますと、之を調査して其の適否を決定することになるのであります。

給付調査 (三) 調 査

今日給付済口の未收掛金の多いことに就ては、一般經濟界の状況も大いに影響して居ることであるが、一面給付をする際に其の調査方法に缺陷があるため掛金能力、支拂能力の少いものに給付したと云ふことも一つの原因となつて居ること、存じます。此の意味に於て調査と云ふことは充分に

研究する必要があります。

擔保の調査は専門擔任の調査員が之に當るのが普通であります。會社に依つては集金員なり外務員又は贊助員なりが一應下調べをし、更に之を専門擔任の調査員が再調すると云ふ所もありません。又一件の調査を一人の調査員のみがやる所と、之を數人の調査員が各別に調査し、最後に各々の意見を纏めて可否を決すると云ふ所もあります。一つのものを一人が見るより數人の目を通して見る方が間違の少ない事は云ふ迄もありませんが、それは經費と手數の關係があるので如何なる會社、如何なる場合にも實行し得るとは限りません。

次に調査の方法が、調査する對象の物の場合と人の場合に依つて異なることは當然であります。兩者に共通する點から観ますと、之を基準調査、準備調査及實地調査の三つに分けることが出来ます。

基準調査 (イ) 基準調査 之は廣い意味の準備調査であります。之は實地調査の際役立つものであります。實地調査をより簡単に、より正確ならしむるために豫め實地調査に役立つ所の資料を調査して置くのであります。其の實例を擧げて見ますと次の様であります。

不動産擔保に就ては、

1、土地價格標準表 之は市町村大字又は字別に地目毎——田、畑、宅地等——に上中下三段位に價格を調べて置きます。表の代りに圖面を作成して置くのも宜しいです。

2、借地權價格標準表 之は前の土地價格標準表と同じであります。借地權——地上權と賃借權——に價格のあるのは大都會丈けでありませうから、一般には必要はありません。

3、建物價格標準表 之も三つに分けることが出来ます。一は(1)(2)と同じ様な標準表でありまして、稅務署や登記所等で作製して置くものと同じであります。茲に擧げた借地權の價格も含まれ、又現在の利用價值も加味されたもので、必ずしも建物そのもの丈けの價格ではありません。二の方法は建物の新築後の經過期間に依る標準價格表であります。之は建物の價格銷却率を調べ、之に依つて價格遞減表を作製すれば宜しいのであります。而して實際の場合は新築費に此の遞減表を乗じて現價を算出するのであります。最後の三は收益額を建物の種類毎地方別に調査し、之を一定の利率に依つて還元した價格表を作製するのであります。而して此の還元利率は會社の要運用利率に依るべきものでせう。然し乍ら此の價格は此の利率の如何に依つて甚だしき相違が生じ

ますし、其の正常價格は第一の表と近いものと考へますから、之は第一表の作製資料に役立てる方が宜いでせう。

右の外有價證券の價格表を常に備へ置くこと、通帳擔保の場合に於ける擔保價格早見表を作製して置くことが必要です。

對人信用に就ては、

1、各種納稅表 之は交詢社發行の「紳士録」の様に、營業區域内の國稅納稅者、府縣稅納稅者、戶數割表等を調査して置くのです。

2、三者執行、質權實行、差押調 此の調査は業者の協同に俟つべきものでせう。

3、無盡加入者調 之は給付濟口と未濟口とを問はず各會社の無盡加入者を調査し、其の不良なる者は特に其の旨を明かにして置く。これ亦業者の協同に依る外はありません。

4、各種職業收入所得基準調査 加入者なり保證人の家へ臨んだ場合に一々うるさく本人に對して質問せず、營業所の狀態を外觀的に觀察して商賣の大體を掴み、又本人の申出の當否を勘案し、或は正味の支拂能力、掛金能力を知るために各種職業の收入所得に就て大體の基礎知識を有して居

ることは非常に必要です。

外観的に収入を知る方法は二通りあります。其の一つは店舗の商品在高から収入を概算する方法と、従業員数、機械数等より収入を概算する方法であります。

商品在高から売上を概算するには所謂資金の回轉率を研究して置くのです。例へば雜貨は年二回とか、米屋は年何回と云ふ様に、商品在高に其の回轉率を乗じたのが一ヶ年の大體の売上額と見るのです。

従業員数等から売上を概算するには例へば理髮店なれば職人の一日なり一ヶ月の稼ぎ高を調べて置く、さうすれば職人の數に依つて其の店の収入の見當がつくと云ふわけです。又印刷屋なら機械の種類毎に其の働き高を調べて置く、さうすれば使用機械の臺數、職工の數等から其の収入高が大體見當がつくと云つたやうなわけであります。

準備調査

以上の様な基準調査は常に調査して置いて必要に應じてそれを利用するのであります。

(口) 準備調査 加入者から給付申込、擔保の申出があればその調査を調査員に命じます。其の際前に述べた基準調査のある所ではそれに依つてそれ等の事項、例へば戸數割等級、營業收益稅額、

三者執行の有無、等々を併せて調査員に通知します。其の他も一つ調査員に本人又は保證人の加入口の掛金状態を通知する必要があります。例へば次の様に其の成績を分けて置く事も一方法であります。

優 一回も延滞なし

良 過去一二回延滞ありたるも大體に於て延滞なし

可 掛金不同なるも現在延滞なし

否 掛金不同にして最近給付を受くる必要上一時に納めたる形跡あるもの

不明 名義變更のため成績不明のもの

實地調査

(ハ) 實地調査 擔保物の場合實地調査を要するのは主として不動産であります。之は外観的に調査し得るのでありますから對人信用調査に比しては比較的樂であります。其の重要な點は地主との關係、借地人との關係、地代、家賃延滞の有無等であります。大都會に於ては地主と借地權者、家主と賃借者との間に巧妙なる手段を講じて會社に對し思はぬ損害を與ふることがありますから、之等の點は充分慎重に調査を要します。區劃整理地區内及耕地整理地區内の土地建物に就ては特殊

對人信用
調査

の法律關係がありますからこれ亦注意を要します。

對人信用調査は擔保物の調査の様に簡單ではありません。之が狭い地方、長年住んで居る土地でありますと、大體各人の財政状態が判つて居りますから特に難しい調査をしなくとも宜しいのであります。都會地、新らしく開拓した土地ですとそうは参りません。そこで種々な方面から調べ上げて今後の掛金を滞りなく掛けて行く力があるか又は誠意があるか、若しもの場合には一時償還の資力があるかどうかを判定するのですが、其の判定の基礎となる調査事項はどう云ふ事項が宜しいかと申しますと、之はなかく、難しい問題であります。詳しい程宜しいのは申す迄もありませんが、調査に要する時間等から考へましてそう詳しくするわけにも行かず、又餘り簡單でも要領を得ないと云ふわけで、此の調査事項の選定は難しいのであります。今最も模範的と云はる、會社の調査事項を擧げて見ましよう。

調査事項
の例

一、生地、二、本籍、三、前住所及移轉ノ事由、四、現住所及居住ノ事由、五、氏名年齢通稱綽名藝名稱號、六、家族氏名年齢職業、七、出生別及生育、八、教育程度及其ノ成績、九、不就學又ハ中途退學事由、一〇、性質、一一、平素ノ行狀及品性、一二、現時家庭ノ狀況、一三、經

歴、一四、現在ノ職業及狀況、一五、生活ノ方法及程度、一六、健康状態、一七、親戚故舊其他主ナル交際者トノ關係、一八、社會上ニ於ケル地位及信用ノ程度、一九、宗教及崇拜者、二〇、不動産ノ種類時價、所有ノ經路及現況、二一、動産ノ種類時價、所有ノ經路及現況、二二、有償トナルベキモノ、種類及狀況、二三、銀行其ノ他ノ取引關係及日用品代金支拂狀況、二四、貸金アレバ其ノ方法及狀況、二五、事業等出資者又ハ後援者氏名關係、二六、成功ノ經路、二七、失敗ノ經路、二八、負債ノ種類原因金額將來ノ處置方法、二九、一ヶ月收入及支出ノ方法、三〇、地代又ハ家賃支拂狀況、三一、家資分散又ハ三者執行競賣處分等ノ狀況、三二、加入保險ノ種類及金額狀況、三三、無盡ニ加入セル動機及目的、三四、曾テ無盡ニ加入セバ其ノ狀況、三五、現在加入セル無盡會社名種類口數現況、三六、無盡ニ對シ保證人トナリ居ル關係、三七、名義人ト取得者トノ關係、三八、現在ニ於ケル掛金能力、三九、未成年者ニ對スル關係、四〇、掛金滯納ノ場合處分方法、其ノ他參考事項

以上は微に入り細に亙つて居り、これ文け調べ得れば結構であります。一般會社に對して望むことは無理であります。少くとも左の點を洩すわけには行きません。

- 1、掛金能力、支拂能力を観るために イ、所有不動産、動産、(商品、機械類等ヲ含ム)ノ數量時價、之ニ對スル抵當權設定ノ有無、ロ、収入月額又ハ年額、ハ、家族ノ収入月額等、ニ、家族數、ホ、納稅額、ヘ、營業年數(勤続年數)ト、略歴、チ、他社關係(銀行、組合等ヲ含ム)
- 2、誠意不誠意を観るために 掛金、納稅、地代家賃延滞ノ有無
- 3、給付金の使途

信用調査は何分短時間に種々物質的方面から精神的方面迄を調査するのですから、調査員の第六感に依る場合が多いのです。如何に多くの調査事項がありそれが完全に記入されて居つても、それを通覧した丈けで眞の能力を知ると云ふことは神様で無い限り不可能であります。結局は調査員の調査能力と其の誠意に頼る外無いのであります。即ち調査の結果の良否は調査員の選擇如何に歸することになります。之を調査員から見れば其の責任が非常に重いことになります。今調査上注意すべき點を挙げて見ます。

- 調査上の注意點
- 一、調査員は常識を豊富ならしむべし
- 不動産の調査に就ては之に關する智識と借地法、借家法等の關係法律等を知悉して居れば宜しい

でせうが、對人信用調査の場合は加入者の職業が千差萬別でありますから、出來得る限り常識を豊富にせねば完全に其の職務を果すことが出來ません。其の補助として前に述べた基準調査を完全にし、之を利用して知識の不足を補はしめると同時に調査を迅速ならしめんとするのです。

二、調査は公正なるべし

加入者から金品の贈與を受けて不正な報告をすることの悪いことは申す迄もありませんが、同僚の請託を受けて加入者に有利な報告を爲すことも亦絶対に避けねばなりません。

三、調査に當りては加入者に悪感を抱かしむべからず

調査に臨んで手帳鉛筆等を取出し、恰も稅務吏や警察官の様に調査事項の一々に互つて訊問的に質問して、之を記入して行くと云ふやうな事は最も慎まねばなりません。其のために基準調査をしてそれ等の手数を省き、又は前に掲げた給付申込書の様に大體の事項を記入せしめて置いて、實地調査の場合は其の申出の正否、人物の性格、店舗、家庭の状態等を觀察するに止め、成るべく近隣等に於て状態を聽取し得れば理想的であります。又同じく物を尋ねるにも直接法的に單刀直入でなく、間接的に尋ねることが感情を害せず効果的であります。例へば賣上を聞くに付ても「一日の賣

上は幾らありますか」と尋ねずに、「お宅は中々お忙しい様ですが、これではどうしても一日三十圓はかゝらないでせうな。」と云ふ風に尋ねる。又は「私も何時迄もコナ商賣をして居るわけに行きませんから、一つお宅の様な商賣をしたいと思ひますが、お宅では一日どの位の御商賣がありますか。」と云ふ具合に持ち掛ければ先方でも快く話を進めて來ませう。

四、調査に當りては機智を用ゆべし

其の家の盛衰、生活の豊否等は家内の様子を見れば判るものであります。然し乍ら他人の家へさう入り込むわけには行きませんから、そこで「一寸便所を貸して下さい。」と云つて便所を借りる。多くの場合便所は家の奥の方にあるから家の中の様子が判ります。或は小供の居る所では小供と馴染んで主人の氣を和ける等、臨機應變、機智を以つて調査の目的を容易に達することも必要であります。

五、調査の目的を完全に掴むべし

調査の目的は掛金能力だけを見るのか、支拂能力を見るのか、保證人數人ある場合、其の一人々々につき獨立して支拂能力の有無を見るか、或は保證人全體を一括して支拂能力の有無を調査する

か、會社の方針を體して、其の目的に副ふ様にすることは云ふ迄もありません。

六、親切丁寧敏速を旨とすべし

調査の遅いために會社が故意に給付を遅らすが如き誤解を招くことが多いから、調査は敏速でなければなりません。又擔保物の増加、保證人の變更等を求むる場合には、加入者が納得の行く様に親切丁寧に話をしなければなりません。これ亦故意に給付を延引せしむるものとしてつまらぬ誤解を招き、延いては會社の信用に影響を及ぼすことになりまからよく注意を要します。

七、報告は千變一律を排す

調査報告の被調査者の「性行」に就ては何處の會社でも調査事項の一つとして居りますし、之は大切なことではありますが、實際の例を見ますと千變一律の感があります。一人の調査員の報告は何を見ても「性温良」とあります。他の一人のは何れも「眞面目にて義務心強し」とあります。短時間には人の性行を觀破するのでありますから徹底しないのは當然であり、相手方も給付を受けたいのですから出來得る限り要領よく應待はするでせうが、然し又一寸の閃きの間に其の本性を曝露するものでありますから、よく其の點を掴んで、最も大切な點を御座なりで片付けることは絶対に避く

べきであります。

八、營業名義に留意すべし

營業名義は必ずしも加入者とは限りません。子供の名前、親の名前、或は妻君の名前の場合が少くありません。又合名會社、合資會社のことも屢々あります。それを知らずに加入者名義で給付をすれば其の結果は推して知るべきであります。此の點を見分けるには納税命令書を見せて貰ふのが一番早いでせう。よく店頭に營業鑑札や之に類したものが出て居るものですから之に注意することも一つの方法であります。合名會社、合資會社の場合の調査には其の會社の考課狀がありますから、或は全部當にならないかも知れませんが、一應之を調べる必要があります。動もすると此の點の調べが充分でない様に思はれますから注意を要します。

九、資料を活用すべし

前に述べました基準調査、あゝ云ふ資料を活用しなければ寶の持腐れになります。例へば所得税年額三十圓六十錢とある場合は、其の人は恩給五百圓を貰ひ、一方雜貨屋をやつて居る店の儲けが千圓位でせうと云ふのを其の儘書いて來たとしたら、それは調査不充分と云ふことになります。何

故なれば所得税額が三十圓六十錢なら其の所得決定額は二千圓であります。二千圓から恩給の八掛四百圓を引きますと店の所得は千六百圓となります。多くの場合此の額は實際よりも少いのでありますからこれ以上あるべき筈です。それを千圓だと言はれ其のまゝこれを書く様では駄目です。茲に云ふ資料を活用しないと云ふことになるのであります。營業收益税の例も同じであります。此の例は少く見積りたいのですからまだ宜しいが、非常に大きく懸値された場合には困ります。給付の可否にも影響する場合がありますから十二分の留意を要します。

一〇、雇人の動作、應對を注意して主人の性格を判断に利用すべし

主人の溫和な所は雇人も溫和であります。主人の不親切な所は雇人も不親切です。それですから雇人の動作、應對を注意して見て居るとその主人の性格が判断出來ます。之等も多く口數を聞かず、調査をする一つの方法であります。之は(一)(四)の中に含まるべき筋合のものです。念の爲め舉げて見たのであります。

一一、建物の二重登記に注意すべし

建物を擔保に取る場合は借地權關係、借家人關係に注意しないと思はぬ損害を蒙ることがありま

すから、よく注意すべきことは前にも述べて置きましたが、大都會地に於ては建物の二重登記と云ふことが間々ありますから注意が肝要です。土地の二重登記と云ふ實例もありましたが、之は先づ殆ど無いと云つても宜からうと思ひますが、此の建物の二重登記は少くありません。之には故意にやる場合とそうでない場合とがあります。

故意でないとして申しましても勿論経緯はあるのです。家屋を新築したが建築費を完全に支拂はない。そこで建築請負人が新築届を出し、建物の證明を貰つて登記して終ふ。建築を依頼した者も同様の手續を踏んで登記して終ふ。茲に一軒の家が二ヶ所に登記されますから知らない人は二軒ある様に思ふのも無理がありません。

故意にやる場合は種々あります。

(イ) 建物の構造を變へて登記する場合、例へば最初は單に木造瓦葺云々とし、二度目は活動館云々として登記する。

(ロ) 假裝の新築届をなし、之に基いて保存登記を爲す場合。

(ハ) 所在番地を異にして登記をする場合、例へば一番地ノ三にあるものを一番地ノ四にあるもの

として登記をする。此の土地の地番に枝番のあるものはよく間違を生じ易いから何もなくとも注意すべきです

(ニ) 現存の家の取毀届を出し、新に新築届を出して登記するもの

(ホ) 改築したるを奇貨として新築届を出して登記するもの

(ヘ) 區劃整理、耕地整理に依り所在地番の變更を奇貨とし事實上二重登記を爲したるもの等々であります。

之等の大部分は地主又は差配人の印を新築届には必ず必要とし、警察の許可書を必要とする等嚴重なる届出を爲さしむる場合には生じないのであります。此の點がルーズですと右の様な結果になるのでありますからよく注意を要します。

擔保の變更 (四) 擔保の變更

調査の結果、擔保物の價格が不足であるとか、或は保證人の保證能力が不充なりと認められた場合には擔保物又は保證人の差換若くは追加を求めます。之は給付後に於て、擔保物の價格に變動を生じたり、保證人の經濟狀態或は一身上に變動を生じた場合にも行はれます。此の事は何れの會社の

約款にも歌つてあります。

此の變更の場合書面を以て通知するのが常ですが、係の集金員をして其の旨を通知せしむることは角が立たず圓滑に行く様であります。

給付可否
決定

(五) 給付可否決定

調査が完了しますと一件書類に調査員又は調査課の意見を附して上司に回附します。此の意見は單に「給付可」、或は「擔保金——擔保見合金——百圓を徴して給付可」と云ふ様に極めて簡単に附する所、或は種々長く給付可なる點を書く所もある様であります。さて以上の調査書類の回附を受けた給付の可否を決定する上司——之は會社に依つて違ふ様であります。會社の責任者たる社長、専務、常務、と云ふ人が決定するのが常則でせうが、實際上之を決する人は支配人、課長或は支店長と云ふ場合も少なくなく、又金額を限つて例へば五百圓以下のものは支配人、課長、支店長に於て可否を決することが出来ること云ふ風に定めて居る會社もあります——は之を仔細に調査して、其の儘、可と決定し或は再調を命じ、又は擔保の差換、追加を命ずる場合もあります。時には「給付不可」と決定する場合もあります。此の「給付不可」と決する場合は保證人、擔保物は宜しいが

本人が甚だ面白くない、寧ろ給付しない方が宜しいと考へた場合、或は擔保物、保證人の變更を命じ何回繰返しても思はしいものが出ないと云ふ場合であります。こう云ふことは臨時給付——缺口補充と同時に給付をすること——或は受給權——當籤、落札に依る給付の權利——の讓渡の場合に多い様であります。其の原因理由の如何を問はずか、することは餘り好ましくない事でもありますから、なるべく斯の如き事態の生ずることを防ぐために、給付の申出を受くる場合に前に掲げました第二の給付申込書の如きを徴し實地調査に入るに先きだつて下調を爲し、其所で擔保の差換、追加を要求し、又は給付を拒絶すると云ふ方法を取る方が宜しいと思ひます。一度調査を開始しますと加入者も給付を受け得らるゝものと思ひ、調査員も亦どうかして給付を受けさせたいと考へ、づる／＼と引づられて行く虞がありますから、悪いものは最初から手を附けない方がお互のためであります。所謂「友は類を以て集る」で加入者が悪いと保證人も悪く、又よい擔保を持つて居ないと云ふことになるのは當然であります。

債權保全
手續

(六) 債權保全手續

給付可なりと決定しますれば其所で無盡金を給付するのでありますが、其の前に無盡金を給付し

た以後の掛金を間違なく徴收し得る様に種々な手続を取るようになります。

第一に無盡掛金債務辨済契約證書を徴します。無盡契約證書は無盡に加入の際交付し又は取交してあるのでありますし、其の中には給付後の關係も書いてあるので更にもう一度契約書を取る必要も無いかの様であります。それでは直に強制執行も出来ず、どうせ擔保物を徴し保證人を取るの
で、それ等に關し尙契約することも必要でありますから、凡てそれ等の事を一括して、中には無盡契
約證書とダブル點もあります。給付後の掛金契約を一層固くするために、も一度證書を取るの
あります。此の證書の表題が金員貸借契約書とか、消費貸借契約證書と書かれてあるものですから、
無盡契約は消費貸借であると誤解せられ、裁判上餘計な手数を掛ける場合も生じますから、誤解を
招く様な文字を避けた方が宜しいと思ひます。今以て昔のまゝの所も見受ける様でありますから念
の爲め注意して置きます。今右の證書の一例を示しませう。

(1) 信用給付の場合

無盡掛金債務辨済契約證書

辨済契約
證書の例
(信用の
分)

第一條 加入者ハ貴會社ト締結シタル無盡契約(金

圖會無盡

組)ニ依リ第

回ノ抽籤(入

札)ニ於テ當籤(落札)シ昭和 年 月 日貴會社ヨリ契約給付金ノ給付ヲ受ケタリ

第二條 加入者ハ前條無盡契約ノ定ムル處ニ依リ無盡掛金總額ガ 也ナルコトヲ確認ス

加入者ハ前項掛金總額ノ内給付前ノ掛金ハ支拂濟ニシテ給付後ノ掛金 也ハ次條以下定ムル處ニ從
ヒ支拂ヲ爲スコト

第三條 (例 一)

契約給付金給付後ノ掛金ハ昭和 年 月 日ヲ初回トシ毎月 日限り左記ノ如ク割賦辨済ス
ルコト

第一回乃至第 回ハ毎回 宛 第 回乃至第 回ハ毎回 宛

(例 二)

契約給付金給付後ノ掛金ハ昭和 年 月 日ヲ初回トシ毎年

奇數月ハ各其月 日ノ 回ニ

偶數月ハ各其月 日ノ 回ニ

毎回左ノ如ク割賦辨済スルコト

第一回乃至第 回ハ毎回 宛 第 回乃至第 回ハ毎回 宛

第四條 加入者及連帶保證人が貴會社ニ對スル債權及今後取得シタル債權ハ總テ本債務ノ擔保タルコトヲ承認

ス

前項ノ債權ハ本債務ガ第十一條ニ該當シタル場合ニハ期限到達前ト雖モ何等ノ通知催告ヲ要セズ本債務ト相殺セラル、モ異議ナキコト、但シ前項債權ガ貴會社ト締結シタル未給付口無盡契約上ノモノナル時ハ該契約ヲ解除シ其ノ解約返戻金ヲ以テ相殺スルヲ妨ゲズ

第五條 連帶保證人ノ一人ニ對スル履行ノ請求、時效ノ中斷ハ加入者及連帶保證人ニ對シテモ其ノ效力アルモノトス

第六條 加入者ノ時效ノ利益拋棄ニ因リ債務存續スル場合ニハ連帶保證人ハ仍ホ其ノ責任ヲ負フ

第七條 貴會社ガ必要ト認メタルトキハ辨濟期ノ如何ニ關セズ本債權ヲ保全スル爲メ加入者及連帶保證人ニ屬スル權利ノ行使ヲ爲ス代理權ヲ有スルモノトス

第八條 加入者及連帶保證人ガ其ノ住所ヲ變更シタルトキハ直チニ貴會社ニ届出ヅルコト

加入者及連帶保證人ニ對スル意思表示、催告其ノ他一切ノ通知ハ貴會社ニ届出テタル場所ニ宛テ發シタルトキハ通常其ノ到達スベカリシ時ニ到達シタルモノト看做ス

第九條 掛金支拂ノ爲ニ小切手又ハ手形ノ提供アリタルトキハ其ノ小切手又ハ手形ノ決済アルマデハ掛金入金ノ效力ヲ生ゼズ

第十條 連帶保證人ガ左記ニ該當シタル場合ニハ貴會社ノ請求ニ依リ十日内ニ擔保又ハ連帶保證ノ追加提供ヲ爲スコト

- 一、他ノ債務ニ因リ假差押、假處分、強制執行、三者執行、質權實行、抵當權實行又ハ公租公課ノ滯納處分等ヲ受ケタルトキ
 - 二、破産又ハ和議ノ申立アリタルトキ
 - 三、連帶保證人ノ家督相続人が限定承認ヲ爲シタルトキ
 - 四、本債務ニ付金銭債務調停ノ申立其ノ他財産負債ノ整理ノ手續ヲ爲シタルトキ
- 第十一條** 加入者ガ左記ニ該當スルトキハ何等ノ通知催告ヲ要セズ本債務ノ割賦辨濟ノ利益ヲ失ヒ殘額一時ニ請求アルモ異議ナキコト

但シ元金百圓ニ付日歩四錢ノ割合ニ依ル豫定損害金ヲ支拂フコト

- 一、割賦辨濟ヲ 同意リタルトキ
- 二、前條各號ニ該當スルトキ
- 三、前條期限内ニ擔保又ハ連帶保證ノ ナキトキ
- 四、第八條第一項ノ届出ヲ爲サザルトキ

第十二條 加入者及連帶保證人ガ掛金ヲ怠リタル爲メ貴會社ガ債權回收ニ要シタル費用ハ加入者及連帶保證人ニ於テ連帶シテ支拂ノ責ニ任ズルモノトス

第十三條 本債務不履行及割賦辨濟利益ヲ失ヒタルトキハ強制執行ヲ受クルモ異議ナキコト

第十四條 本債務ニ關スル訴訟ノ管轄裁判所ヲ

トスルコトニ同意ス

第十五條

ハ前掲各條項ヲ承認シ加入者ノ爲メ連帶保證ノ責任ズルコト

昭和 年 月 日

住所 職業 加入者

住所 職業 加入者

連帶保證人

取締役社長 無盡株式會社 殿

右は信用給付の場合のものであります。此の掛金債務辨濟契約は公正證書となし延滞の場合に強制執行の便に供します。會社に依つては私正證書となす所もあり、又公正の委任狀と印鑑證明書とを徴して置き必要に應じて公正にする所もありますが、之は印鑑證明書の有効期間の定めが無い所丈に可能であり、且公正した所が其の前に本人が死亡して居つた等と云ふ事もあり、旁々其の時に正確に公正して置く事が安全であります。此の場合公正費は加入者の負擔とする所が多いやうであります。次に不動産擔保の場合其他特殊の場合の手續を簡單に述べて見ませう。

(2) 不動産擔保の場合

證書の一例次の如くであります。

無盡掛金債務辨濟契約證書

第一條 加入者ハ貴會社ト夔キニ締結シタル無盡契約(金 圓會無盡 組)ニ依リ第 回ノ抽籤
 (入札)ニ於テ當籤(落札)シ昭和 年 月 日貴會社ヨリ契約給付金ノ給付ヲ受ケタリ

第二條 加入者ハ前條無盡契約ノ定ムル處ニ依リ無盡掛金總號ガ金 也ナルコトヲ確認ス
 加入者ハ前項掛金總額ノ内給付前ノ掛金ハ支拂濟ニシテ給付後ノ掛金 也ハ次條以下定ムル處ニ從
 ヒ支拂ヲ爲スコト

第三條 (例 一)

契約給付金給付後ノ掛金ハ昭和 年 月 日ヲ初回トシ毎月 日限リ左記ノ如ク割賦辨濟ス
 ルコト

第一回乃至第 回	毎回金 也宛
第 回乃至第 回	毎回金 也宛

(例 二)

辨濟契約
證書の例
(不動産
の分)

契約給付金給付後ノ掛金ハ昭和 年 月 日ヲ初回トシテ
毎年

一頁

奇数月ハ各其月

日ノ

回ニ

偶数月ハ各其月

日ノ

回ニ

毎回左ノ如ク割賦辨済スルコト

第一回乃至第

回ハ毎回金

也

第 回乃至第

回ハ毎回金

也

、 、 、 、 、

、 、 、 、 、

、 也

第四條 (例 一)

加入者ハ本債務ノ辨済ヲ擔保スル爲メ後記表示物件ニ順位第

番ノ抵當權ヲ設定シタリ

(例 二)

(擔保提供者氏名) ハ本債務ノ辨済ニ付加入者ノ爲メ連帶保證ノ責ニ任ジ且後記表示物件ニ順位第 番
ノ抵當權ヲ設定シタリ

第五條

擔保提供者ハ擔保物件ニ(地役權、永小作權、地上權、賃借權)ノ設定、擔保物件ノ價值ヲ減殺スベ
キ契約其ノ他一切ノ瑕疵現存セザルコトヲ確保ス
擔保物件ハ貴會社ノ承諾ナク形狀ノ變更、所有權ノ移轉、擔保權(制限物權)ノ設定、擔保物件ノ價值ヲ
減殺スベキ契約其ノ他擔保權ノ保全ヲ害スル行爲ヲ爲サザルコト

第六條

擔保提供者ノ擔保物件(建物)ハ其ノ所有ニ屬スル門塀、垣根、井戸、土堤、ポンプ、水道設備、庭
園、樹木、石燈籠、庭石、増築等ハ本抵當權設定當時ノモノハ勿論其ノ後ノ施設ト雖モ本抵當權ノ效力ノ
及ブコトヲ特約ス

第七條

加入者及擔保提供者ハ原因ノ如何ヲ問ハズ擔保物ノ滅失、毀損、減少又ハ價格ノ低落シタルトキハ貴
會社ニ通知スルコト

前項ノ場合加入者ハ貴會社ノ選擇ニ從ヒ十日内ニ殘債務ノ全部又ハ一部ノ辨済、増擔保、代擔保又ハ連帶
保證ノ提供ヲ爲スコト

第八條

擔保提供者又ハ加入者ハ擔保物件ニ對シテハ本債務完済ニ至ル迄貴會社ノ適當ト認ムル保險會社トノ
間ニ債務額ヲ下ラザル金額ヲ保險金額トスル火災保險契約ヲ締結シ且此ノ保險契約上ノ權利ノ上ニ貴會社
ノ爲メニ質權ヲ設定スルコト

前項ノ質權設定ハ之ヲ保險會社ニ通知スルコト

第九條

擔保提供者又ハ加入者ハ本債務完済ニ至ル迄ハ保險契約證券及保險契約繼續證券其ノ他擔保物件罹災
ノ時保險金ノ支拂ヲ受クルニ必要ナル書類ヲ貴會社ニ交付シ置クコト

第十條

擔保物件ノ罹災シタル場合貴會社ハ前條書類ヲ使用シ保險會社ニ直接保險金ノ支拂ヲ求メ之ヲ受領シ
得ルコト

右ニ關シ擔保提供者又ハ加入者ノ協力行爲ヲ必要トスルトキハ貴會社ハ之ガ代理權ヲ有スルコト

一頁

第十一條 擔保提供者又ハ加入者が保險契約ノ繼續ヲ爲サザルトキハ貴會社ニ於テ繼續保險料ノ支拂ヲ爲シ又ハ他ノ保險會社ト新ニ保險契約ヲ締結セラル、モ異議ナキコト、擔保提供者又ハ加入者が既ニ存スル保險契約ヲ解約シタルトキ又同シ

前項ノ場合ニ於テ貴會社が支拂ヒタル金額ハ其ノ支拂日ヨリ元金百圓ニ付金四錢ノ割合ニ依ル損害金ヲ附加シ辨濟スルコト

第十二條 擔保物件ニ對スル公租公課及敷地ノ地代等ヲ滯納シタルトキハ貴會社ハ擔保提供者ニ代リ支拂ヲ爲スコトヲ得

第十三條 擔保提供者ハ擔保物件ノ敷地ノ賃借權ヲ保持スルニ必要ナル行爲ノ代理權ヲ貴會社ニ授與ス

第十四條 左ノ一ニ該當スルトキハ何等ノ通知催告ヲ要セズ擔保物件敷地ノ賃借權ハ擔保提供者ヨリ貴會社ニ無償ニテ移轉スルコト

一、本債務ニ付抵當權實行手續ヲ爲シタルトキ

二、他ノ債務ニ付擔保物件ニ對シ假差押、假處分、強制執行、競賣及公租公課ノ滯納處分アリタルトキ

三、擔保物件敷地ノ地代ヲ滯納シタルトキ

四、擔保物件が滅失シタルトキ

前項第四號ノ場合ニ於テ貴會社が賃借權ヲ更ニ第三者ニ讓渡シタルトキハ其ノ代償金ハ辨濟期ノ到否ニ拘ハラズ本債務ノ辨濟ニ充當セラル、モ異議ナキコト

第十五條 擔保物件ノ滅失又ハ毀損ニ因リ擔保提供者が受クベキ金錢其ノ他ノ物ハ之ヲ交付スベキ者ニ對シ貴會社が直接請求シ受領スルコトヲ得、但シ擔保提供者ノ行爲ヲ必要トスルトキハ貴會社ハ之レガ代理權ヲ有スルモノトス

前項ノ金錢ハ本債務ノ辨濟期ノ到否ニ關セズ本債務ノ辨濟ニ充當セラル、モ異議ナキコト

第十六條 第十條ニ依リ貴會社が支拂ヒタル金額ハ其ノ支拂日ヨリ元金百圓ニ付金四錢ノ割合ニ依ル損害金ヲ附加シ辨濟スルコト仍ホ貴會社ニ於テ抵當權ヲ被保險利益トシテ保險契約ヲ締結シタルトキ亦同シ

第十七條 左ノ場合ニ於テハ何等ノ通知催告ヲ要セズ本債務割賦辨濟ノ利益ヲ失ヒ且元金百圓ニ付金四錢ノ割合ニ依ル豫定損害金ヲ支拂フコト

一、割賦辨濟ヲ 回意リタルトキ

二、第五條、第六條ニ違背シタルトキ

三、第十四條第一項第一號乃至第三號ニ該當スルトキ

四、加入者ニ付破産又ハ和議ノ申立アリタルトキ

五、加入者ノ家督相續人が限定承認ヲ爲シタルトキ

六、本債務ニ付金錢債務調停ノ申立其ノ他財産負債ノ整理ヲ爲スベキ手續ヲ爲シタルトキ

第十八條 豫定損害金ノ支拂ヲ二年以上怠リタルトキハ各二年毎ニ民法第三百七十四條第一項但書ノ登記ヲ爲スコト

第十九條 貴會社及加入者ノ間ニ於テ擔保ノ交換、増減等ヲ爲スモ連帶保證人ハ保證債務ノ範圍ニ付異議ヲ述ベザルコト

第二十條 連帶保證人ノ一人ニ對スル履行ノ請求、時効ノ中断ハ加入者及他ノ連帶保證人ニ對シテモ其ノ效力ヲ及ボスモノトス

第二十一條 加入者ノ時効ノ利益拋棄ニ因リ債務存續スル場合ニハ連帶保證人ハ仍ホ其ノ責任ヲ責フ

第二十二條 掛金支拂ノ爲ニ小切手又ハ手形ノ提供アリタルトキハ其ノ小切手又ハ手形ノ決済アル迄ハ掛金入金ノ効ナキモノトス

第二十三條 加入者及連帶保證人ハ本債務ノ不履行又ハ割賦辨済ノ利益ヲ失ヒタルトキハ強制執行ヲ受クルモ異議ナキコト

第二十四條 本債務ニ關スル管轄裁判所ヲ 裁判所ト定ムルコトニ合意ス

第二十五條 前掲各條項ヲ承認シ連帶保證ノ責ニ任ズルコト

昭和 年 月 日

住所 職業

加入者

住所 職業

連帶保證人

無盡株式會社

取締役社長

殿

抵當權設定の注意

不動産には抵當權を設定します。原則として第一順位であります。價格に餘地があれば二番でも結構です。茲で注意を要しますのは登記所が順位の印を押しますが、それには第一順位だからと云つて必ず1と云ふ數字が書いてあるとは限りません。何回も抵當權を設定し抹消しますと其の順位は4或は5となるかも知れません。殊に新しい登記簿は抵當權の外に、外の權利も登記せられますから尙此の數字のみからは判断出来ません。それですから登記を了したら登記簿謄本を取ること忘れてはなりません。

建物の場合には更に火災保險を付けさせた上其の保險證券に裏書をして貰はねばなりません。即ち其の建物が火災に逢つて保險金を貰ふ場合には其の保險金は無盡會社に支拂つて貰ふと云ふ裏書であります。之に關聯しまして加入者が保險料を支拂つて契約を繼續しませんと問題ですから、此

の期限の點は常に注意して、若し加入者が繼續しない場合には、會社が代つて保険料を納め、それを加入者から徴収する様にしないと萬一の場合飛んだ損害を蒙ります。その實例はよく耳にする所であります。それから此の抵當權設定と同時に賃借權設定請求權保全の假登記をする所もある様であります。之は果してどうでありませうか。私の知る限りでは之は一種の利息制限法の脱法行爲でありまして、無盡給付の場合は必要が無いのでは無からうかと考へます。御參考迄に此の點を述べて見ませう。之を始めてやりましたのは東京では某建物株式會社で無からうかと思ひます。其の方法は實際の貸付期間は三年であります。證書面は一ヶ年として置きます。而して此の一ヶ年を過ぎて尙辨濟のないときは——ないのが當然です——債權者は賃借權を取得する。其の賃借權に基いて更に之を債務者に賃貸する。債務者は其の賃借料として月何十圓を納める、と云ふ約束をするのであります。即ち債務者は一年經つて辨濟しなければ自分の土地建物に地代又は家賃を支拂ふと約束するのであります。何のためにこんな約束が必要かと申しますと、最初は利息年一割手数料四分取ります。貸金は勿論千圓以上ですから二年目からは利息を一割以上取るわけには参りませんから、そこで地代又は家賃と稱して一割四分に相當するものを取るのであります。之が月々です

から實際の利子歩合は一割四分以上となります。こう云ふ巧妙な脱法行爲を完全ならしめるために、賃借權設定請求保全の假登記と云ふことが必要になつて來るのであります。こうお話しれば無盡會社には此の必要の無いことはおわかりでありませう。然し此の點は尙研究を要しませう。

抵當權設定に要する一切の書類——前掲第一號給付申込書記載の書類並登記申請委任狀——を預つて居るから安心であります。登記は必要に応じて實行すると云ふ向もあるやうであります。登記權利證は無くとも保證書で間に合ひますし、其の他のものは直ぐ作製し得るのでありますから、之は安心して居るわけには行きません。例へば費用がかゝりまして亦加入者が信用上困ると云つても登記を實行すべきでありませう。

(3) 動産擔保の場合

(イ) 電話加入權を擔保に取つた場合は 加入權の名義を會社に変更して置くことは云ふ迄も無い所でありませう。而して此の電話加入權に關し必要な事項——例へば通話料、維持料等の負擔方法、其の義務を怠りたる場合、價格の暴落したる場合の處置等々を特に契約して置くことも亦當然です。

(ロ) 國債其の他有價證券の場合は 質權を設定し、擔保差入證を徴するのは勿論であります
が、記名證券に就ては白紙委任狀を添附せしめ、轉質の承認を得て置く必要があります。

(ハ) 自會社の通帳擔保の場合

自會社の通帳を擔保に取つた場合には確定日附を取つて置かねばならないと言はれて居りますが、其の根據とする所は次の條文であります。

民法第三百六十四條

指名債權ヲ以テ質權ノ目的トナシタルトキハ第四百六十七條ノ規定ニ從ヒ第三債務者ニ質權ノ設定ヲ通知シ又ハ第三債務者ガ之ヲ承諾スルニ非ザレバ之ヲ以テ第三債務者其他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

前項ノ規定ハ記名ノ株式ニハ之ヲ適用セズ

民法第四百六十七條

指名債權ノ讓渡ハ讓渡人ガ之ヲ債務者ニ通知シ又ハ債務者ガ之ヲ承諾スルニ非ザレバ之ヲ以テ債務者其ノ他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

前項ノ通知又ハ承諾ハ確定日附アル證書ヲ以テスルニ非ザレバ之ヲ以テ債務者以外ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

茲で注意を要しますのは、自會社の通帳を擔保に取ると云ふことは一體どう云ふ事かと云ふこと

です。多くの人は加入者の掛込んだ掛金の拂戻債權を質に取るのと考へて居ます。恰も銀行預金を擔保に取つた場合と同じやうに思つて居ります。無盡業法第十條を見ても「既ニ拂込ミタル金額ヲ限度トスル」或は「既ニ拂込ミタル金額ヲ超過シ」云々とありますし、業務報告書雛形を見ましても「當期末現在拂込金限度貸付内譯」に「掛金拂込高」とありまして、如何にも預金と同じやうに見えますが、それは違ふのであります。此の事は前にも述べましたが、加入者の掛込む掛金は契約に依つて債務の履行として拂込まれたものですから、加入者は此の拂込金に對して債權を有して居る筈は無いのであります。従つて之を質とするわけに行かない事は又當然であります。然らば加入者が會社に對して有して居る債權と云ふのは何かと申しますと、給付金を受くる權利、又は若し中途解約をした場合には満期に於て拂戻を受くべき解約返戻金の拂戻を受くる權利であります。そこで給付の擔保となるべき債權と云ふのは此の二つの權利なのであります。その標準を多くの場合拂込まれた金額に置くのは、若し擔保に入れたまゝ、その後掛金を中止せられて終ふと、結局満期に於てはそれ丈しか拂戻し得ないから安全第一を旨とする意味からさうするのであります。それですから擔保後も掛込んで行けばその金額も當然擔保となつて來るわけでありませう。然し乍ら此の點に就て

は法律上疑問があると云ふことではありますが、私の様に解釋すれば一向差支ないやうにも思はれます。此の通帳を擔保に取る場合は通常通帳の名義變更書——權利讓渡書——を併せて取つて置きます。之は會社に於て萬一の場合これを自由に處分し得るためであります。

(三) 商品等擔保の場合

商品擔保の場合は例が少いと思ひます。それは加入者の層が其所迄行つて居ないと、假りに希望者がありまして商品を入れる倉庫の設備がありません。又商品の性質として長期に亙つて擔保に入れて置くと云ふわけに行きませんから、結局給付の擔保にはならんと云ふことになるのであります。小商工業者の店舗工場にあるまゝに擔保に取ると云ふ場合を考へますと、賣渡抵當と云ふ様な方法を取る外あるまいと考へます。家財道具の場合も亦同様であります。

(七) 給付

債權保全の手續が済んだ所で無盡金を給付致します。保證人丈の場合は公正委任狀を徴した丈で無盡金を給付するのが普通です。

債權保全の手續が済んだと云つても、簡單に無盡金をその儘給付することは出来ません。何故な

れば種々差引計算があるからです。そこで何所の會社でも計算書を作成しまして無盡金の給付と同時に之を加入者に交付致します。

計算書

給付計算書の例

一金	圓	錢也	組	同	當籤金 落札金
内 控 除 金					
一、權利讓渡金	圓	也			
一、調査費	圓	錢也			
一、公正費	圓	錢也			
一、掛金	圓	錢也	但	組	回分
一、貸付金	圓	也	但		限度貸付金
一、同上	圓	錢也	自	月	日
			至	月	日
			利子		ノ割
一、擔保見合金	圓	也			
計	圓	錢也			

差引金

右之通候也

年 月 日

四

錢也

御渡分

一〇

殿

□ □ 無盡株式會社

權利讓渡金に就ては後述するから茲では略します。調査費に就ては無盡契約々款の規定に従つて徴收するもので、會社に依つては之を徴收しない所もかなり多く、徴收するとしても調査に先だつて之を徴收する所もあります。此の調査費の決め方は一件二圓と云ふ風に定める所、保證人一人に就き二圓と定める所又調査の實費を徴する所等種々ありますが、一件何程と定め遠隔の地又は調査に手数を要する場合は實費を徴すると云ふのが一番多いやうであります。原則としては調査費を徴しない所も、此の後の場合には矢張り實費を徴して居るのが普通です。公正費は成るべく正確なものを預り、何れの場合でも五圓を預ると云ふことは避くべきであります。

給付を受くる加入者が他に加入して居りその分に延滞があるとき、その延滞分を給付金から差引くのは當然と致しまして、他の加入者の保證をして居りその保證口分に延滞ある場合にその分も併

せて差引く所もあります。保證と一般に云つて居りますが、實際は連帶債務者として證書を作成して居りますのでかう云ふ取扱を致すことになるのであります。此の場合は給付決定前に豫め給付を受くる加入者に承認を求め、出來得る限り延滞分を拂込むやうに仕向けるのが良策であります。

拂込限度、給付金限度の貸付金のある場合に之を差引くのは云ふ迄もない所であります。

擔保見合金は保證金等とも申しますが、擔保力の不足の場合に預つて置くもので、之は普通何回迄延滞なく掛込んだ場合には返還すると云ふ約束をして置くのが多い様であります。而して之に對し低利の預り利息を附する所もあり、又附さない所もあります。

さて計算書に基いて差引額を拂渡しますが、加入者から徴する領收書の金額は契約又は落札額になつて居ることは勿論であります。

拂渡す無盡金は現金を以てする所と小切手を以てする所とありますが、現金を以て拂渡す方が加入者に取つて便利であり、感じの宜いことは云ふ迄も無く、満期に於て數口渡す場合の如きは會社の一種の宣傳ともなるやうであります。

因 缺口の原

當初成立しました儘で途中落伍者が無く、満會迄参りますなら營業無盡と云ふものは寔に結構なものでありますが、世の中はそう思ふやうには行かぬものでいろ／＼な事情で落伍者が生じます。其の原因を考へて見ますと、次の様なことになりませう。

一、加入者側の原因

イ、經濟事情の變化に依り掛金不能となる場合

之にも亦こうなる原因があります。思はぬ商賣上の大損をして店を閉めなければならなくなつたとか、チリ／＼と貧乏して掛金を掛け切れなくなつたとか、急病人が出来て思はぬ物入りがあつたとか、或は又當初から千圓會に入る力が無いのに入つて見たが、矢張り掛け續けて行くことが出来なくなつたと云ふやうに、いろ／＼の原因があること、思ひます。

ロ、なか／＼當籤落札せぬため厭氣をさした場合

之は最初から早く給付を受けることを目當に加入したのがなか／＼當籤せぬ。入札しても落ちな

す。もう此の先掛けるのは厭だと云ふので止めて終ふ人も少くありません。

二、會社側の原因

イ、集金員が豫定の日に廻らぬ場合

金のあり餘つて居る人は格別、多くはそれ／＼豫算があつてやつて居るので、無盡の掛金は何日頃と定めて置く。都合よく其の頃集金に廻ればよし、そうでないと金廻りの悪い時に來られると拂へなくなる。或は集金員の都合で一と月行かなかつたりする、それが一回なればよいが、二回、三回とたまると掛け憎くなり、つひ止めて終ふと云ふことになるのもあります。

ロ、會社のやり方の悪い場合

限度貸付の問題であるとか、抽籤入札會のやり方とか、其他加入者に對する會社の取扱方が不親切のあつた場合に、それが基となつて厭氣をさすと云ふこともありませう。

ハ、新聞、雑誌の記事に因る場合

新聞とか雑誌に無盡會社の不始末とか、悪評記事が出たのを見て何か不安を感じ、掛金を止めて終ふと云ふ人もあります。

以上のやうな理由で掛金を止めたり、長い間掛金を延滞した場合には會社の方では其のまゝにして置くと、其の分の掛金を立替へねばならぬので苦痛を感じますから、そこで解約處分と云ふ事を致します。業法實施前の會社の中にはわざと掛金を延滞させて解約をし、掛金を只儲けしやうとした悪い會社があつたので、無盡業法施行細則第三條に於て「無盡契約解除ノ條件及效果ニ關スルコト」を無盡契約々款に必ず規定すべきことを命ぜられて居ります。前掲の約款（第十六條參照）に於ても其の事が規定してあります。業法には「解除」と云ふ文字を用ひ、一般には「解約」と云ふ文字が用ゐられて居ります。之は同じ事かと申しますと法律上の言葉としては違つて居るのであります。

解除と解約の相異

契約を「解除」したと申しますと、其の契約が全然なかつたこと、なりませぬので、貰つたものは返し、遣つたものは受取り、契約のなかつた昔に歸さなければならぬのです。

「解約」と云ふのは、それと違つて解約の時迄は有効に契約が成立して居つたが、解約の時から將來に向つて契約が無かつたことになるのであります。

然らば無盡契約では前申した様に、兩方の言葉を用ゐて居るが、一體何れが正しいかと云ひます

と、「解約」の方が事實に當嵌つて居ります。何故かと申しますと、若し之を「解除」と考へて、契約が全然なかつたと同じことになるのだと致しますと、一組のものが満口にならずに成立したところ、なりましたから違法となり、又其の解消の口が加つた抽籤入札、延いて差金配當額等も違つて來ますので、之等のもの凡てに影響し、全部やり直しをしなければならないと云ふことになります。然し乍らそうなつては大變ですから、只將來に向つてのみ契約が無くなるのだと見る「解約」の方が非常に具合が良いと考へられます。

解約の條件と結果

業法で云ふ解約の條件はどうかと申しますと、普通は三回以上掛金の延滞と云ふことになつて居ります。給付済口丈は特に二回、或は一回と定むる所もあります。而して解約處分をした効果はどうなるかと申しますと、給付未済口に就ては掛金の中から分配した入札差金、解約手数料——中には掛金獎勵金をも併せて——等を差引き、残額を満期るとき無利子で拂戻すと云ふことになつて居ります。解約の時即時支拂ふ所もあります。

給付未済口の解約手数料は即時拂が契約高百圓に付き三圓以内、満期拂は二圓以内と云ふことに定められて居ります。

給付済口は爾後の掛金を併せて一時に拂込むこととなります。

給付済口には解約が無いと言はれて居りますが、無盡契約の本質から考へて見ますと、掛金を一時に取ると云ふことは本筋ではありません。掛金を一時に請求すると云ふ事は即ち無盡の組から脱退せしめて始めて行ひ得る所であります。でありますから之を缺口と云ふのです。さう云ふ意味に於て「無盡契約」と云ふものは將來に向つて無くなりますが、會社の持つて居る所の債権は約款の規定なり、辨済證書の文面に従つて之を請求し得ることは勿論であります。かく解すれば給付済口の解約も亦有り得るし、かく解した方が組替の場合又は延滞整理の場合等に有利であると考へます。

解約の手

次に解約の手續きでありますが、無盡契約々款に定めた條件の發生した場合に加入者に何等の催告もせず、直に解約處分を爲し得るのではあります。掛金延滞回数に誤りがあつたり、或は又加入者に特殊の事情があり繼續の意思あるに拘はらず、一時掛金の遅れて居ると云ふことの無きにしもあらずですから、一應催告し又は進んで加入者に就き事情を確めて、後解約處分するのが親切な而して穩當なやり方であると考へます。

給付未済口に就ての注意文の一例を左に掲げます。

拜啓陳者貴殿御加入の	種	圓會	組第	號第	回迄御拂込有之其後御掛込
無之候處如何なる御事情に有之候や折角御加入下され候事故是非御掛續ぎ下さる様願上候若し					月
口迄一回分にも御拂込無之節は遺憾ながら解約處分の餘儀なき仕儀と相成候條不惡御諒承願上候					
追て右御拂込回数相違致居節は其旨御一報相煩度候	月	日			
					□ □ 無盡株式會社

殿

いよゝ、解約處分をしたときは其の旨を通知するのが妥當でせう。而して實掛金何程は何年何月お拂ひ致します。又は給付済口分に充當致しましたと云ふことを附加へることも宜しいと思ひます。

解約の條件は備はつて居るが、未だ解約處分をして居ない口を中止口、解約口等と申して居る所もあります。

解約復活の場合

一度解約した口の所有者から復活を要求された場合はどうするか、前述の中止口であるなら問題はありませんが、既に處分済のものは缺口補充の形式で復活せしむる外ありますまい。此の際解約

手数料を徴收しないかどうかは其の時の事情に依り決定すべき問題であります。

解約處分して無盡の組から抜いた口——即ち口の所有者のないものを「缺口」と云ふことは前にも申しましたが、此の「缺口」が生じますと會社の資金關係に影響を來しますので出來得る限り之を防止せねばなりません。それには解約防止係と云ふ専門の係を置いて居る所もありますが、前に述べた解約の原因を探究し、本人の經濟状態がどうしても許さぬものは止むを得ませんが、其他のものに就ては其の原因を除去するやうに努め、會社の状態を誤解又は不安を抱いて居る向には親切に説明して復活を圖り、其の事情に依つては延滞掛金を猶豫してやると云ふ方法を採用することも一策であります。此の延滞掛金の猶豫を「中抜」等と申して居ります。

如何に缺口防止に努めても防止されずに缺口となつた場合には極力之を補充しなければなりません。然し乍ら之も補充に焦つて性質の悪い加入者を入れては何にもなりません。大阪式の終回近くに於ては之を避くべきです。又加入と同時に前述の中抜を許しますと、入札會に於て低い入札を入れ、加入と同時に受給を謀るもの等居りますから、之等の點はよく注意する必要があります。それで會社に依つては、缺口補充後三回迄は抽籤入札に加はらない、と云ふやうな念書を取つて置く所

組替の方 法

もありません。

個々に缺口の補充を爲さず一時に大量の缺口補充を爲す場合があります。「組替」、「組合せ」と申す方法がそれです。組替は大量でなく一口でも行はれます。四、五回延滞した口が茲にあります。それを中抜で繼續して行かず回の若い方へ替りたいと云ふ場合には、其の希望を容れて若い回の方へ入れ替へをする、と云ふのがそれです。之は加入者の方から希望するのですから何等の問題はありません。大量に會社の都合で行ひます所の「組合せ」は加入者にお願ひをするのですから、いろ／＼と問題も起る譯であります。これにはいろ／＼と方法があります。

(1) 先づ同種同回のもを「組合せ」るのが最も理想的であります。さう旨く行くとき許りはありませんから、違つた回のもを組合せる場合が多いのです。そこで回の若い方へ組合せる方法と、回の若い方へ組合せる方法とが生れるわけであります。回の若い方へ持つて行きますと未收掛金が減りますが、満身に掛けて居つた人は何回か足踏をすることになり、契約の年限が延びることになります。又回の若い方へ持つて行きますと、中抜が出來ますから未收掛金が増えることになります。何れに致しましても／＼會社側からする組合せと云ふことは常道ではありませんので、

何れかに一ヶ所無理が生じますから、其の時の事情に應じて最も適當な方法を探るべきで、何れがよいと斷定することは出来ません。

(2) 給付済口も共に「組合せ」する方法と、給付済口は舊の組に残して行く方法とあります。後者の場合は一組の給付資金が赤となつたり、缺口割合が多くなつたり、組數が増えて手數がかつたり、不利の點が多いので前者の方法を勧めます。

(3) 回が非常に進行してからやる所もありますが、先づ入札額が最低を割らぬ間にするのが宜しいやうであります。

此の實行に當つては組合調書を作つて誤りのないやうに注意せねばなりません。

此の「組合せ」で一番問題となるのは、一組六十口の無盡の場合、甲乙丙の三組を二組にしたい。然るに、甲組には生きた口が二十、乙組には二十五、丙には二十一合計六十六口で六口多い。此の六口をどうするかと云ふことであります。元來組合せは理窟でなく技術が一番大切なのでありますから、此の例の如き場合は一應は不可能と云ふことになりませんが、此の中に給付滞口の延済回數の多いものがあれば、之を済口の解約として組から除外して終ふ。又未済口の中から甲乙丙以外の組で

缺口のある所へ持つて行くと云ふ風にすれば、全く不可能だとも言ひ切れなくなるのであります。でありますから「組合せ」に於ては、いろ／＼と頭を働かして旨く纏め上げる外は無いのであります。がも一つ最も大切なことは加入者の同意を得ることでありませぬ。

業者に於ては此の難關を突破するために、無盡契約々款の中に會社の都合に依り組合せ得る旨の條項を挿入したいと希望して居るのですが、一、二會社で條件付で許されて居る所もありますが、監督官廳では未だ一般にはお許しが無いのであります。其の理由を仄聞しますと、若し之を公然と認むることになると無謀な募集をなし或は満口とならないのに開會し、後から組替をして纏めて行くと云ふことになつては困ると云ふ點らしいのです。之は尤もなことで前にも述べた如く之は常道として行ふべき筋合のものでありませんので、正にその通りであります。一歩翻つて考へますと、之を頻繁に行ふことは會社の信用を墜すこととなりませぬので、止むを得ない場合でなければ容易に行ひ難いものでありますから、例へ之を約款に入れましても當局の心配せらるゝ如き結果は招來しないと思はれます。而して此の約款條項のために如何なる利益ありやと申しますと、無盡を生嚙りした加入者が頑張つた場合にその承諾を求めずに組合せを實行し得る點であります。

例へ約款に條項がありましても無斷でやるべき筋合のものではありません。依つて一應は承諾書を取るべきものと考へます。がたま／＼一人二人が頑張つて居るために全體の運行が旨く行かんと云ふ場合には、其の承諾なしにやり得る途を開いて置くと云ふことは非常に有難いことであると考へられます。

組合承諾書の例

次に「組合せ」の承諾書の例を掲げて置きませう。

拜啓益々御多祥之段奉賀候

陳者今般當社無盡處理の都合上貴殿御加入相成候無盡
止左記の通り變更致候間御承諾相成度此段得貴意候也

種 圓會 組第 號の儀も不得

記

種類 通報 開會日時 組合せ後の回次

但シ公正證書番號第 號

年 月 日

□□無盡株式會社

殿

承諾書

拙者儀貴社と無盡契約致居候處今回貴社の都合に依り組合せ變更相成候に付ては掛込回次開會日時等組合せの結果變更有之候得共異議無之右承諾仕候

追て組合せの爲め生じたる中抜掛金は給付の際差引相成共異議無之候

年 月 日

契約者

□□無盡株式會社御中

缺口補充に就て

缺口補充問題に就て、尙少し許り申し上げて見ませう。

一、缺口補充を速かならしむる一つの手段として、缺口の生じた場合にはそれを外務課に通知し、又は社員の請所に掲示して、出來得る限り速かに補充するやう努めしむることは効果ある方法と思ひます。

二、缺口補充の場合、補充の時迄の入札差金は如何するかと云ふ問題があります。通常これを支拂つて居ります。前掲無盡契約々款第十三條第二項に於ても左の通り規定して居ります。

給付未済口ノ缺口ニ對スル入札差金ノ分配金及ビ解約者ヲシテ返戻セシメタル入札差金ノ分配

金ハ缺口補充ノ加入者が其ノ加入回次前ノ掛金ヲ拂込ミタルトキ之ヲ支給ス

右の規定は初回から加入した口に比べて甚だ割が良く、純理論から申しますと此の入札差金を支拂はぬのが妥當のやうに思はれますが、一面加入回迄の抽籤入札に加はり得る権利が行使出来なかつたと云ふこともあり、又其所に何等かの特典が無ければ途中から加入せず、新らしい組に加入した方がよいと云ふ人もありませうから、斯様に定めたのであります。

三、缺口補充に對する勸誘費の支拂等に就ては、新組成立の場合と同様に致して居るのが普通であります。

四、缺口補充の一方法としての「組合せ」に就て、給付済口をも併せて組合せに参加せしむる事は、若しも其の口が延滞した場合の處理方法に困るであらうと云ふ疑問が起ること、存じますが、實際問題としては未だに問題が起きたことはありません。加入者の延滞と云ふことは將來の掛金義務にこそ變更を生じますが、過去のことは問題にならぬからであります。又延滞に依り解約になりますれば組を離れて終ふのですから、何組に於て給付を受けたと致しましても、其の事は現在の状態に何等の變化を與へぬからであります。

五、給付済口を組合せますと、同じ回次に於て給付したものが二口以上になることがあり、之は一見一回一口給付の制度に違反したかの如く見え、甚だ不都合のやうですが、之は「組合せ」の結果生じたので致し方ないこと、思ひます。但し之がため十回經過の組に十三口も給付済口があつてはいけません。

六、「組合せ」の結果、廢團となりました組の入札差金全部は會社の利益になります。が一方當籤権利の委託を受け、立替拂した権利金は損失となりますので、彼我相殺して凡て後腐れのないやうに精算しなければなりません。

七、組合せの同意書を書ふことは中々の骨折りでありますから、特に一口何程と云ふ手数料を支拂ふ所、入札差金分配額の開きのある場合には、少い方より多い方へ組替え、其の差額を現金で支拂つて加入者の同意を取り易くすると云ふことが行はれて居るやうであります。

八、組合せはそうでなくとも加入者に疑懼の念を與ふるものでありますから、慎重に親切に之を行ふべく、又頻繁に之を行ふことは避けねばなりません。

第七課 權利義務の讓渡

一七

前掲無盡契約々款第十七條には

無盡契約ニ基ク加入者ノ權利義務ノ讓渡變更ハ總テ當會社ノ承認ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ以テ當會社ニ對抗スルコトヲ得ズ

とあります。

本條に該る場合が二つあります。一つは當籤落札に基く受給付權利の讓渡で、他は無盡契約に基く權利義務の總括的讓渡であります。

(一) 當籤落札に基く受給付權利の讓渡

受給付權利の讓渡

無盡に加入する目的は無盡金の給付を受ける事であり、それが又加入者の有する主たる債權であります。従つて當籤落札に依りて受給權を得たならば、直ちに之を實行すべきですが、實際に當りますとさう理窟通りに行かない場合が生じます。一は現在の制度から起り、他は加入者の都合から生じます。

(イ) 現在の制度から起ると申しましても、結局加入者の都合からではありませんが、主として制度上から來るのであります。それは現在の制度では加入者の意思の如何に不拘、抽籤入札に加入する權利のある口は必ず抽籤に加へると云ふ建前になつて居るのであります。そこで實際金の必要な場合でも、或は終回に受取る積りでも抽籤、入札權のある限り之に加へらるゝ結果、當籤者、落札者(之は入札者なき場合、入札權ある口の間で抽籤を行ひ、當籤者を落札者と定めた場合)となるのであります。要らなければ所謂權利拋棄と云ふことになるのであります。若し他に給付を受けたいと云ふ希望者がある場合に、茲に「受給權の讓渡」が生じます。即ち加入者が抽籤入札に加はる加はらぬと云ふことが、加入者の自由にならぬと云ふ制度の結果、受給權の讓渡と云ふことが起るのであります。

(ロ) 加入者の都合に依る場合は、抽籤入札に加はる時は給付を受くる積りで之に加はつたのであつたが、いよゝ當籤落札して見ると其の必要の原因が無くなつた。即ち保證人とか、擔保とか云つて居るのでは間に合はぬ爲め、外の方から急に融通を受けることになつたので、無盡は要らないと云ふやうな場合は少くありません。そこで他の必要な人に讓る。或は又他の人がどうしても讓

つて呉れと云ふ、自分は無くとも済むからそれ程云ふなら譲つてやらうと云ふ場合も亦ある。こうして加入者の都合で受給権の譲渡と云ふことが起るのであります。此の受給権の譲渡に就ては所謂権利金が支拂はれるのが普通であります。其の金額は其の時の入札差金の最高額が大體の標準となつて居るやうであります。此の場合会社が仲介しても宜いが、手数料を取つてはいけないことになつて居ります。

約款にもある通り、此の受給権の譲渡に就ては会社の承認を受けることにしてあります。それは若しも此の譲渡を自由に致しますと質のよくない人が入つて来て、会社が迷惑を蒙ると困るからであります。そこで此の権利は同組の人で無ければならないと約款に固く定めて置く所も少くありません。同組の加入者以外の人がこの権利を受くることも出来ませんが、其の場合には其の組に缺口があるか、譲渡者が次に述ぶるやうに権利義務一切を譲渡して自己は組から離れるかしなければなりません。然し乍ら此の全く新しい人が入つて来ると云ふことは、会社としては餘り感心した事ではありませんから、出来れば之を避けるべきでありませう。但し絶対擔保主義の会社等に於ては必ずしもさうと限る必要はありませんまい。

此の受給権の譲渡に就ては会社が承認すると云ふ許りでなく、会社の仲介なくして、言ひ換へれば加入者同志の譲渡は絶対に之を許さぬと云ふ方針を採る会社もあります。之は譲受者が法外の権利金を支拂つたり、会社の者が仲介して利益を採ると云ふ弊害を防ぐ爲めでありまして、之が嚴格に守り得るならば、一つの良策と云ふことが出来ます。又本人同志の場合は譲渡者は必ず連帯債務者たるべしと規定して居る所もあります。受給譲渡承認請求書の一例を次に挙げて見ませう。

三錢收入
印紙貼用

當籤
落札 當籤權利讓渡承認請求書

昭和 年 月 日第 種 組 番 回抽籤會ニ於テ當籤候處都合ニ依リ

其ノ權利ヲ金 ニテ讓渡致シ候就テハ讓受人ハ貴會社契約々款記載ノ條項確守

可致候依而双方連署ヲ以テ當籤
落札權利讓渡承認請求候也

昭和 年 月 日

住所 讓渡人

住所 讓受人

□ □ 無盡株式會社御中

名義變更
の場合

(二) 無盡契約に基く権利義務を總括的に譲渡の場合

之は當然無盡契約證書の名義變更を伴ひますので、普通名義變更として取扱はれて居ります。無盡に加入したるがなか／＼當籤落札しない。急に金の必要が生じたから、此の機会に組から脱退して金に換へたい。又は會社の營業區域から遠方へ移轉するから一切の権利義務を譲りたい。或は知合の者から無盡金通帳を是非譲つて貰ひたいと再三の頼みがある、等々の理由で、無盡契約に基く権利義務の全部譲渡が行はれます。一方から見れば無盡の一つの組の加入者たる地位を他人に譲つて、自分は組から脱退することでありませう。此の場合會社の承認を要すること勿論で、會社としては前にも述べたやうに、新しい人が入つて来ることは善い人なれば歓迎し、悪い人なれば歓迎が出来ない。而して其の人はすぐ無盡金が欲しくて入つて来るのか、或は又貯蓄の目的で入つて来るのかと云ふことも調べて置く必要があります。又往々にして正當権利者でない者が、正當権利者の如く假裝して名義變更を請求して来る場合もありますから此の名義變更は輕々に之を取扱ふことは出来ないものであります。

左に名義變更承認請求書の一例を示しませう。

無盡契約名義變更請求書

譲受人
印鑑

一、無盡契約證書

但 號 種 圓積立金第 號(拂込回数 度迄)

右ハ拙者所有ノ處今般都合ニ依リ左記譲受人へ譲渡仕候間貴社無盡契約々款第〇〇條ノ規定ニ基キ名義變更相成度此段譲受人連署ヲ以テ御願申上候

昭和 年 月 日

住 所 譲受人
住 所 譲受人
職 業

□□無盡株式會社御中

無盡契約の名義變更に就ては前述の如く慎重に取扱ふ必要があるので、一應譲渡人及び譲受人の双方に付き實地調査の上其の可否を決すべく、若し無盡金の給付を受くる目的の場合は、其の擔保(擔保物、連帶債務者)等に就ても調査して置くことが親切であります。右調査の結果、名義變更を不可なりと認められた場合には無盡契約々款に基いて之を拒否し得べき筈